（昭和50年1月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第204号

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…調査制度検討の経過
―物的会社監査は今後の課題―
二頁…歴史考察、銘語録、税の歴史

調査制度検討の経過
―物的会社監査は今後の課題―

今次商法改正に至る
経緯　四九年、五六年改正

商法等の一部を改正する法律案（仮称）はいよいよ今国会に提出する予定となった。今回行われる改正は設立、株式、計算・公開、組織変更等を中心とする事項についてとりあえず改正を行い昭和六一年五月に発表された商法・有限会社法改正試案にもりこまれてあったもののうち、経営管理機構、株式、会計専門家による計算の適正担保制度（監査等）、資本減少・合併、有限会社法制、社債法については引続き法制審商法部会で審議を継続し、次の改正をめざすこととなった。

もともと今次改正は、昭和四九年改正を出発点にして会社計算の適正化を主眼として行われ、このとき公認会計士を大会社（資本金五億円以上、附則で当分の間資本金一〇億以上となる。）の会計監査人として登用することに定った。しかし、この法律案の成立は決して平担なものではなく、昭和四五年一〇月法制審議会で「商法を改正する法律案要綱」が決定してからも税理士会の反対にあって、なかなか困難がともないやっと昭和四八年三月国会に提出され、衆議院から回付された法案は、一時、参議院で廃案かという場面もあった。やっと継続審議になり翌四九年の通常国会の参議院で修正可決、再び衆議院に回されて可決成立ということになった。会計監査人監査範囲は当初案で資本金一億円以上であったものが三億円になり、五億円で本文に定ったが、附則で当分の間資本金十億円以上となって決着がついた。

その後昭和五六年六月は、昭和四九年改正をさらに一歩すすめるため監査実施会社の範囲を資本金五億円以上または負債額二百億円以上にまで拡大し、その他総会屋対策等の諸手当を行って国会で成立した。このときも原案は売上高基準二百億円以上、負債額百億円以上、資本金五億円以上とあったのを税理士会の反対にあって、売上高基準を削除、負債額を二百億円以上に修正したといういきさつがある。これに関しては昭和五十五年税理士法改正のとき税理士法成立の妥協として自民、社会、公明、民社の政審会長レベルの会計監査人監査の範囲拡大に努力することの申し合せが内々に公認会計士側に提示されていた。

大小会社区分立法問題
点の公表、そして商法
監査問題研究会の検討

昭和五六年改正の後、法制審議会商法部会は四九年改正の国会の附帯決議「……小規模の株式会社については、別個の制度を新設してその業務運営の簡素合理化を図り、大規模の株式会社については、その業務運営を厳正公正ならしめ……」に基づき大小会社のそれぞれに応じた法規制の在り方を検討してすみやかに法案を国会へ提出すべしとの要請によって審議を開始した。

検討開始とともに最大の問題となったのが計算・公開に関し、会社計算を担保するための計算書類の監査をどうするかという点が論議の的となった。

法務省当局は、一定規模以上の会社は会計監査人監査をさらに拡大する。又、会計監査人監査を受けない中小会社については公認会計士、会計士補、税理士の会計専門家による限定「監査」を強制することにしてはどうかとの提案をし、異例ともいえる昭和五九年五月「大小（公開、非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」を公表し、広く意見をもとめた。

この中では一人会社の設立、最低資本金二千万円、登記所への計算書類公開等がだされていた。

その後法務省によせられた各界からの意見によると商工会議所、中小企業団体、公認会計士、税理士会の一部にも、この中小会社の限定「監査」については根強い反対が開陳され、昭和六十年三月に各界意見が公表された。

さらに法制審議会商法部会の会長の要請により限定「監査」又は「調査」をめぐる諸問題について「商法監査問題研究会」（座長新井清光氏）を発足させて昭和六〇年一一月から六一年二月まで八回にわたり審議が行われた。

この結果、論議は平行線のまま、A案正規監査拡大案、B案正規監査簡易化案・調査案、C案経理指導案という三つの結論がでた。

この会の雰囲気としては、おおよそ公認会計士側がA案、法務省、法律学者、税理士側がB案、会計学者C案ということであろう。

これによって昭和六一年三月二五日「商法監査問題研究会報告書」が公表された。

「試案」公表と
調査問題検討研究会

昭和六一年五月「商法・有限会社法改正試案」が法務省民事局参事官室から公表され、各界からの意見が寄せられることを待つこととなった。

この試案における中小会社にたいする限定「監査」については、さきの「商法監査問題研究会」の結論をうけて、（会計調査人による調査）と（会計専門家による指導）を併記し、正規監査拡大案は監査人の人員、費用等の点で記載はされなかった。しかし（会計専門家による指導）は試案に掲記されてはいるが、法律になるには問題があると思われたようである。したがって残る会計調査人による調査が制度として社会的に法律として提案できるかどうかが、その後論議の問題となった。

この「試案」が公表されて後、昭和六二年一月までに各界からの意見も出揃い法制審議会商法部会も、その後精力的に審議が行われ「商法等改正法案要綱」も平成元年にはいって、ほぼ骨格ができてきつつあったようである。

だが、会計調査人による調査についてのみ、結論がでなくて大詰めを迎えることとなった。そこで法務省は商事法務研究会内に「調査問題検討研究会」（座長酒巻俊雄氏）をおいて、この問題の方向を決定することとした。

平成元年五月十七日から当初六回位の予定で発足したが、延長を重ねて十月三十一日まで十回の会議をおえ一応終了することとなった。これの論議は中間報告として法制審議会商法部会七月十七日に法務省参事官より紹介された。これによると、第一案（会計帳簿の相当性の検証に重点を置く案）、第二案（取締役保証書に基礎を置く案）、第三案（正規の監査の拡大をはかる案）、ということであった。

したがって結果はやはり、調査制度についてのコンセンサスをうることができず、次の改正まで先送りとなった。

物的会社の監査（調査制度を含む）が課題

いずれにしても、大小会社区分を中心にすえての改正は有限会社法制の見直し、合併制度の簡素化、経営管理機構、資本減少、社債法の根本的な見直し等とともに、会社計算適正化の担保としての物的会社全般の監査制度（調査制度を含む）は今後の検討課題として引続き残されることとなった。

今後、この物的会社の監査制度がどうあつかわれるかは予断を許さないところであるが、当面、法務当局としては今回の改正法案を全力を上げて成立させることになろう。その後に、この問題をもう一度この数年来の論議を踏まえて対応することになると思われる。

〈松木〉

商法改正案を了承
自民法務部会

自民党法務部会は十二日午前、政府が今国会に提出する商法改正案を了承した。内容は①最低資本金制度を導入し、一律に株式会社一千万円、有限会社三百万円とする②一人会社制の認可③配当優先株式の発行手続きを合理化する――などで、貸借対照表」など計算書類の商業登記所での公開は今回全面的に見送ることになった。十七日の閣議で正式決定する。

同部会は同時に、最低資本金額の設定に伴い、増資が必要な会社に対して、改正法施行までの間税制上の優遇措置をとるよう求める決議を採択した。

（日本経済新聞四月十二日夕刊より連載）

東京公認会計士協同組合が推薦する経済的な海外旅行

会員用

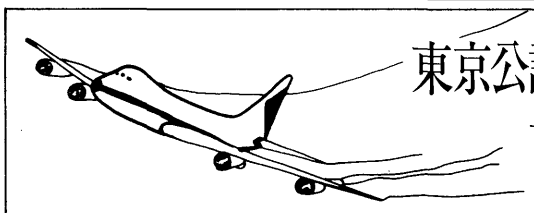

各種海外パッケージツアーも6%割引き！

私共、㈱ダイヤムウンツーリストでは、東京公認会計士協同組合（03-815-3423）との業務提携により経済的な海外・国内旅行業務を行なっております。海外旅行者の数は年々増え、また国際化を象徴するようにビジネスでの海外出張の機会も増大しております。このような状況の中で当社は長年の旅行業の経験に基づき格安航空券をはじめとして各種割引等を行なっております。会員・準会員の皆様はじめ、関与先の皆様にもご利用いただければ幸いでございます。ご予約、お問合わせはお電話でお願いいたします。

価格例（往復）　※シーズン・出発曜日等により料金が変動しますのでご了承ください。

アメリカ・カナダ		東南アジア		グアム・サイパン・ハワイ	
ロサンゼルス	93,000円より	ソウル	46,000円より	ホノルル	96,000円より
サンフランシスコ	116,000円より	タイペイ	63,000円より	グアム	57,000円より
ポートランド	100,000円より	マニラ	58,000円より	サイパン	56,000円より
バンクーバー	105,000円より	ホンコン	65,000円より		
シアトル	105,000円より	バンコック	80,000円より	ヨーロッパ	
ニューヨーク	120,000円より	シンガポール	80,000円より	ロンドン・パリ	128,000円より
				ローマ	128,000円より
				フランクフルト	128,000円より

※各種海外パッケージツアーも6%割引きにて御手配いたします。
（ただし、新聞・雑誌に掲載されている商品・キャンペーン商品は除く）

格安航空券　国際旅客運賃は①普通運賃と②需要を喚起するために設定されている特別運賃（通称団体運賃）とに大別されます。格安航空券とは②の特別運賃に属し普通運賃よりも廉価ですが、有効期間の制限、途中降機の乗りかえ制限、旅程変更の制限等があります。お気軽にご相談ください。

ノーマル航空券4%割引き　ファーストクラス、ビジネスクラス、エコノミークラスのノーマル航空券4%割引きにて取扱っております。

パッケージツアー6%割引き　ジャルパック、ルック、ホリデイ等の主要パッケージ商品に限ります。シーズン・出発日に関係なく希望者が多いため、お早めにお申し込みください。

海外・国内団体旅行の企画　少しでも経済的にご旅行出来る方法をアドバイスいたします。人数が多い場合は、1年前位からの準備が必要となる場合があります。お早めにご相談ください。

※FAXを利用した海外・国内旅行情報をサービスの一つとして提供いたしております。ご希望がありましたら、東京公認会計士協同組合までお問合わせください。

●ご予約・お問合わせはお電話でどうぞ！
TEL.03(234)0881　FAX.03(234)3468
営業時間／月～金 9:30～17:00　土 9:30～12:00

東京公認会計士協同組合業務提携会社　運輸大臣登録旅行業代理店業第5293号
株式会社ダイヤムウンツーリスト　〒102 東京都千代田区飯田橋3-11-5 第20山京ビル

※出発予定日まで日数がない方もお気軽にお問合わせください。

歴史考察

ゾルゲスパイ事件（三・完）

ゾルゲスパイ事件を分析していると、まったく戦争中のいろいろな動きが馬鹿馬鹿しく見えてくる。

日本の重要機密がゾルゲらによって筒抜けになっていたのだから、終戦前に皆様もご記憶があると思うが、いよいよ切羽詰った日本が、近衛公をソ連に派遣し、ソ連と友好を取り結んで、そのソ連にアメリカとの間に入ってもらって戦争を終結しようという運動があったが、ソ連が全然乗ってくる筈があるわけはなかった。しかもソ連は、早くからヤルタ会談で対日戦を約束している――昭和二十年三月のヤルタ会談において、ルーズベルト、チャーチルに対しスターリンは対日開戦を約束して、その代償としてソ連に北方領土をあげましょうという約束をしているのだから、いくら日本が自分の固有領土であるといっても、それはもう解決済みだと言われてしまうのである。そのヤルタ会談で決定したという情報をまた日本は知らないときており、そんな時に、ソ連を仲介して戦争終結の運動をしてもナンセンス以外の何物でもない。

ゾルゲは、最初のうちは頑強に自白しなかったが、最後は兜をぬいで「日本の警察に負けた」と言って死刑台に上ったといわれる。おそらく激しく拷問をしたであろうことも考えられ、日本の自慢が自白させることに強いだけではなさけない。昭和十二年からゾルゲには石井花子さんという愛人があり、四年間ほど愛人生活をしている。昭和五十七年当時三鷹市に住んでおられ、ゾルゲの墓を守っていると聞いたが、最近の消息は知らない。石井花子氏の回想録、また尾崎秀実の弟の秀樹氏の当時の歴史評論を読むとゾルゲと尾崎は、ソ連に日本の重要機密を提供することによって、自分達が軍国主義より解放されるというような考え方を持っていたようだ。春秋の筆法を以てすれば日本を軍国主義から解放してくれた恩人というところか。

つまりゾルゲと尾崎はソ連を祖国として忠誠を誓った人物だ。だからこそゾルゲは戦後、今時の大戦の最大の殊勲者の一人としてレーニン賞を受けている。

歴史始まって以来、スパイに対する各国の処罰は厳しい。日本の治安維持法ならずとも、各国とも大抵死刑の極刑を科した。そ知らぬ顔をしてあたかも同志のようにふるまい、その実味方の情報を敵に売るのだから、その行為たるや卑劣で陰湿で、味方からすれば憎みても余りある裏切者、売国奴ということになる。その意味では死刑も当然である。ところが、味方から敵方をスパイする場合は、露見し極刑を受けるかもしれない危険を冒して、数万人の兵力にも匹敵するところの味方に有利な情報を提供してくれるのだから偉大な愛国者ということになる。日本軍からのスパイとして有名なのは沖や横川で彼らは露軍に捕えられて処刑された。宗方小太郎にしろロシア革命に協力した明石大佐にしろ（軍人の諜報活動は戦争行為だが）、いずれも後に英雄とされている。

スパイは前述したように現在も世界各国で行われている。日本は現在平和国家といっても国家機密がないとは言い切れない。かつて防衛庁の軍人が、ソ連大使館を通じて日本の軍事情報を提供した事件があったが、これを罰する法律は殆どない。このようなことで、果たして日本が国際競争の激しい中で一体どんな方針を樹てて行けばいいのか――は政治家の考えることではあるが、私どもも国を守るということに対し、あらためて真剣に考えるべきであると思う。因みにスイスは永世中立国というが、大きな軍隊や軍備があり、国中に地下道が堀られているという。島国の日本は、外国が攻撃しにくいだろうといわれるが、大国の論理は依然として覇権を強調しており、いつ強大な軍事力に物を言わせるかわからない。十二分に考えたい。

注1　ゾルゲの使用したスパイ名。グスタフ、ロバート、ゾンター、ジョハン、ラムゼー、スミス、シュミット、ジンソン、ヴイックス、インソン

注2　尾崎秀実。明治三十四年五月一日、東京芝伊皿子町に生まれる。第一高等学校、東大法学部政治学科卒業。朝日新聞社入社。社会部記者となり上海に渡る。大学在学中から共産主義信奉者、上海在任中国際共産組織に入り活動する。一九二九年米国共産党スメドレー女史と知り合い、一九三〇年ゾルゲを紹介された。昭和研究会に参加、近衛内閣書記官長風見章に接近し、一九三八年近衛内閣の嘱託となる。一九四一年（昭和十六年）に検挙され、昭和十九年死刑を執行する。

注3　リヒアルト・ゾルゲ。一八九五年、ソ連領バワー近郊にて生まれる。父はドイツからバワーに派遣された石油技師、母はキエフ市の資産家コベレフの娘、祖父はマルクス主義者。第一次世界大戦に従軍し重傷のため兵役免除。コミンテルン要員として活動。ドイツでは著述業の名目でナチス党員として身分証明を得て来日す。オットー大使の信を得て、ドイツ大使館に喰い込む。日独伊防共協定内容、その他の情報をモスクワに報告した。ゾルゲのスパイ団は全部で十六名。ゾルゲの情報はスターリンもたいへん喜び、戦後ソ連の最高栄誉レーニン賞を受ける。昭和十六年に逮捕され、昭和十九年死刑を執行された。

（税理士・今村秀夫）

銘語録

運命転換の出会いは、直接会うこともあるし、自分の知らないところで働きがあることもあるのです。

大川隆法
――常勝思考――

先の文言に続いて「人というものはかならず見ているのです。いろいろなところで見て、そしてこの人はと思ったときに、何かその人のためにしてやりたいなと思っている人はたくさんいるのです。そこで、そういう人が出てくる条件はいったい何であるかというと、ひたむきに求めているということが、ひじょうにだいじなことなのです。」とあり、さらに「…二番目にはやはり素直さというのが必要です。自分より優れたる人というのが世の中にはたくさんいるということを認めて、そういう人と出会ったときに素直に耳順うという気持ちがだいじです。このときに、聞き損ねたらだめです。聞き損ねたら流れてしまいます。……この運命転換の出会いは、人生においては一つの花であり、きらめきの瞬間であると思います。」とのべている。

よく人生の機会は三回あるという。そのチャンスが生れるのは、この運命転換の出会いによって、はじめてできるのだと思う。また、この運命転換の出会いは、本人が情熱をもって、なにかを求め努力するからあるのだと考えられる。

さらに、その情熱は、人の言葉を聞き逃さずに、素直な気持ちで聞く、耳順う気持ちがだいじということである。耳順とは六十才のことをいうが、六十になってはじめて人のいうことが聞けるというのは、大変なことだと思う。仏法にも「声聞」といって、仏の説法を聞いて悟った人のことをいっているが、人の言うことを聞くことは難かしい。

〈鍾馗〉

税の歴史から

上野三碑

<95>

日本の文房具は保存の点では大したもので、例えば紙の場合、西欧では古くてもせいぜい十六世紀以降になるといわれているのに、日本紙は千何百年前というものがかなりの数残されている。そればかりか紙をすく時、何回かすくうので紙を二枚に分けられる時もある。

鎌倉時代から南北朝時代にかけて紙背文書というのがある。これは手紙等をお寺に納め、寺でその裏に経文等を書いていたものを、表裏二枚にはがしもとの手紙をとりだしたものである。墨も寺院の古い扁額で墨で書いた部分がそのままで、廻りがすりへって浮き出ている様になっているのを見ても保存上素晴しいものである事がわかる。

金石文、特に石碑はもっと残っていても良い様に思うが、いろいろのところに使われてしまった為か期待する程は残っていない。日本三碑といわれているのは群馬県の吉井町にある多胡碑と栃木県にある那須國造碑と宮城県の多賀城碑であるが、この外に京都の宇治川断碑等も有名である。多胡碑は同じ上州にある山上碑、金井沢碑とあわせて上野三碑といわれている。

山上碑には次の通りに書かれている。

辛己（注、巳の誤り、天武天皇の九年、六八一年）歳集月三日記

佐野三家定賜健守命孫里賣刀自此新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児長利僧母為記定文也　放光寺僧

（佐野の三家と定め賜える健守命の孫黒賣刀自、此れ新川の臣の児斯多々弥の足尼の孫大児の臣に娶いて生める児、長利の僧母の為に記し定むる文也　放光寺の僧）

金井沢碑には次の様に書いてある。

上野國群馬郡下賛郷高田里三家子孫為七世父母現在父母現在侍家刀自池田君目頬刀自又児加那刀自孫物部君午足次駈刀自次乙駈刀自合六口又知識所結人三家毛人次知万呂鍛師礒ア君身麻呂合三口如是知識結而天地誓願仕奉石文　神亀三年丙寅二月廿九日

（上野の國群馬の郡下賛の郷高田の里の三家の子孫、七世の父母現在の父母の為に、現在侍る家刀自、池田君目頬刀自、又児加那刀自、孫物部の君午足、次に駈刀自、合せて六口、又知識に結べる人三家の毛人、次に知万呂、鍛師礒アの君身麻呂合せて三口、かく知識に結びて、天地に誓み願い仕え奉る石文　神亀三年丙寅二月廿九日）

どちらも三家、屯倉、つまり天皇料、転じてその地域、管理者に関している事が注目される。

（公認会計士・税理士　岸本勝次）

資産形成プランの診断と処方！

ファイナンシャル・プランナーズ戦略

個人の資産形成から法人の資金調達・運用まで

日本公認会計士協会東京会［編］★A5判上製／3500円（税込み）〒310

［序　章］新しい時代のファイナンシャル・プランナー
［第1章］ライフサイクル別プランニング
［第2章］資産家タイプ別プランニング
［第3章］ファイナンシャル・ツール
［第4章］企業のライフステージ別プランニング
［第5章］企業の財務ニーズ別プランニング
［第6章］不動産の税務
［第7章］相続と贈与
［第8章］法人税・所得税

好評発売中

企業「総合力」診断

●「ひと・もの・かね・情報力・企業環境」の分析と評価

日本公認会計士協会東京会編

★A5判上製／3600円（税込み）〒310

最も知りたい経営手腕・組織・情報力は、数値では測り知れない。従来の経営分析を超えて、非財務データのつかみ方と評価法を展開。

実践財務管理

●財務の基本と応用展開

伊藤　博著★1860円（税込み）〒260

経理マンの逆襲

●「政策参謀」たちの利益革命

樫谷隆夫／網本重之著★1650円（税込み）〒260

「あなたの会社買います」

●ある日本型M&Aの瞬間

樫谷隆夫／古海陽一郎著★1600円（税込み）〒260

熱闘「株式公開」

●いまだから店頭登録入門

樫谷隆夫／安本隆晴著★1600円（税込み）〒260

ダイヤモンド社
〒100 東京都千代田区霞が関1-4-2
電話03(504)6515 振替東京9-25976

（昭和50年1月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第205号

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…商法改正案をめぐる動き－監査問題は早急に検討開始－
二頁…歴史考察、税の歴史

商法改正案をめぐる動き

－監査問題は早急に検討開始－

商法等改正法律案　国会に上程

「商法等の一部を改正する法律案」が四月十七日に閣議決定され直ちに国会に上程された。

これは昭和四十九年改正にはじまって、昭和五十六年に引続き改正があったのをうけての改正ということになる。昭和五十六年改正の後すぐに、今までの仕上げとして「大小会社の区分」に関する立法作業が法務省では開始され、昭和五十九年に「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」、昭和六十一年に「商法・有限会社法改正試案」が公表され各界からの意見をうけて今回の法案の提出の運びとなったものである。

このように永い期間かかった理由の最も大きな点は、今回積み残しになった、中小会社の会計調査人調査の制度化がまとまらなかったことにあると思われる。

ところで、今回は法制審議会で三月十四日に決定された「法律案要綱」の段階で設立、株式、計算・公開、組織変更等を中心として改正を行うものとし、経営管理（運営）機構、会計専門家による計算書類の適正担保、資本減少および合併、有限会社法の見直しその他のものの多くのものが法制審商法部会で引続き継続して審議することとなった。

さらにこの「法律案要綱」が法務大臣に答申された前後から、政府提出の「商法等の一部を改正する法律案」として四月十七日国会に上程されるまでの間に、表面では見えないところでかなり活発な動きがあり結果としては、最低資本金が株式会社二千万円から一千万円に、有限会社五百万円から三百万円に、そして登記所における公開はすべて見送りと定まった。

又、法律案では現物出資等の検査役の調査の省略にあった「不動産又は取引所の相場のある有価証券であって、その財産等が相当であることを弁護士又は公認会計士の証明をうけた云々」というのは、「取引所の相場のある有価証券」と「公認会計士」とが共に姿を消して「不動産」と「弁護士」のみが残った。

税理士会政治運動を展開

日本税理士会連合会は、会長名で法務省参事官室宛に二月十三日付で商法改正に関する緊急要望書を提出した。

この内容は計算公開に関する改正事項として、「貸借対照表等の商業登記所における公開等」が採りあげられているが、「会計調査人による調査」が先送りされている状況では、これを切り離して立法化することは適当でないということであった。この要望書は、二月十四日に自民党商法に関する小委員会の委員にも配布された。

これについては、三月二十八日付で自民党の商工部会長・中小企業調査会の合同名で、自民党法務部会長、商法に関する小委員長宛に計算書類の商業登記所における公開制度導入は資本金一億円超とすることを申し入れていた。日税連は、資本金一億円超の登記所公開についても反対の陳情活動を行っている。

さらに日本税理士政治連盟は、四月三日に幹事会構成員、税理士による国会議員後援会長を動員して緊急国会陳情を行い、会計調査人制度と公開を切り離し立法化は適当でない、公開を要しない会社の範囲は法律案要綱より引き上げないこと、現物出資等の検査役の調査省略の証明者に税理士を追加すること、新設会社の最低資本金を株式会社一千万円、有限会社三百万円とすること等を主張した。

特に公開を要しない株式会社の基準引き上げ反対と、現物出資等の際の検査役調査省略の証明者に、税理士を加えることの二点を重点陳情項目とした。

今国会で決着がつくか　与野党の動き

ところで、自民党では今回の「商法等の一部を改正する法律案」のとりまとめは、法制審議会三月答申後、法務部会商法に関する小委員会がこれのとりまとめに当った。

新聞報道などによると、この意見集約にあたり、最低資本金制度と計算書類の登記所公開について中小企業団体、中小企業庁などが強く反対した。これに対し、先に述べたとおりその意を受けた自民党商工部会などからも反対論が出て、一時は最低資本金一千万円の線も崩れそうになった時もあったと聞く。とにかく自民党法務部会が四月十二日、政府がこの法律案を今国会に提出することを了承したことで大きなやまを越したことになった。

社会党は、政策審議会内に商法改正特別委員会（高沢寅男委員長）を設置しこれに対応。法務省からの説明をうけ、さらに引続き関係団体の意見聴取を続けている。民社党も同様にヒヤリングが行われている模様。現在の野党側のこれに対する態度はハッキリかたまってはいないようである。むしろ各党の中は、横断的に最低資本金も賛成と反対にわかれているようで、なかにはもっと最低資本金を引き上げろという意見もあるとき く。今の段階では、自民党のようなまとまりがないようである。

今回の改正は、法務省としては現在の政治状勢を充分に考えた上で、譲れるものは譲って最小限度必要な改正法律案をだして、今国会でこの「商法等一部を改正する法律案」の結着をつけようとしているようにみえる。

中小会社の監査問題は公認会計士から積極的に

はじめに述べた現物出資等の検査役の調査省略の問題で「公認会計士」の文言が消えたことについて、税理士会等の政治的な動きによるとの噂が流れているが、これは明らかに誤解で、純粋に法理論的に法文を検討した結果除かれたということである。もし「取引所の相場のある有価証券」という文言に、取引所云々という文言がなく単に「有価証券」となっていれば残った可能性があるとのことである。

もう一つ、税理士業界の正規な組織ではないが、コンピュータを中心としてまとまっている企業体が政治的な動きを強めている。

特に、今回の法改正の問題を機会に、西独方式で公認会計士の資格を大量の税理士に与える運動を展開しているという。このためにはこの商法改正案にからめて、問題を与野党議員に提案させ継続審議にもっていき、今後の足がかりとすることをねらっているようである。この点からも、この改正法律案は会期末ぎりぎりでもきまりをつける方がよい。

最後に、むしろこの法律案提案後に積み残されている「計算書類公開の適正担保に対する措置」（監査問題）などの問題を、今後どう扱うかが注目点といえる。もう当局はこの点に関し、今回の改正法律案の推移と併行して検討を開始するものと思われる。少なくとも当局は、五十六年以降現在までに永い期間をかけて討議された資料や、この無形の財産を将来にむけて活用するであろうことは明らかである。

国際化がすすむ現在、この問題に積極的に論議し提案し、参加するのは公認会計士の責務ではなかろうか。

〈文責　松木〉

課税文書の判断、課税対象契約書等についての留意点、記載金額と印紙税額を、多くの事例をふまえて実務に即して明快に解説・助言!!

本書のポイント
工夫次第で合法的に節減できる具体的方法を提示!!

1. 法令解説と実務を直結させた編集！
関係法令が多く、難解な印紙税の実務について総合的な理解がはかられるように、必要に応じて各条ごとに関連する「参照法令（抜粋）」や実務上の「注意ポイント」「事例解説」「申告申請諸手続上の様式」等を掲載。

2. 見やすい構成！
法令・通達のそれぞれの関連が理解できるように、印紙税法・同施行令・同施行規則と課税物件・関連施行令・省令等を左欄に、基本通達、注意ポイント、事例解説、申告申請様式令等は右欄に、逐条ごとに対照。

3. すぐに使える節税法を紹介！
文書様式の改訂、取引慣行の修正等の節税対策のほか、資料編として、手形や受取書の記載金額を分割して作成するための、有利な分割早見表を登載。

4. 具体的な事例研究を適宜フォロー！
常に印紙税に係る実務ハンドブックとして利用できるように、加除式形態をとり、法令等の改正はもとより、実務に即した事例解説なども随時フォロー。

●主な内容●
第1部　印紙税法逐条編
第1章　総　則
第2章　課税標準及び税率
第3章　納付・申告及び還付金
第4章　雑　則
第5章　罰　則
第2部　印紙税の課税物件（法別表第1）
第1　課税物件表の適用に関する通則
1　文書の所属の決定等
2　記載金額　3　契約書
第2　課税物件表
資　料
印紙税の有利な手形又は受額書の記載金額分割早見表

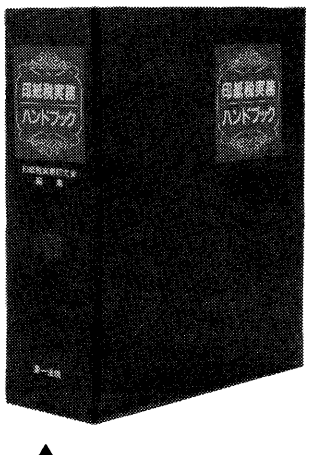

印紙税実務ハンドブック
印紙税実務研究会（代表：元東京国税局間税部次長・税理士　鈴木芳正）編　★B5判・加除式・全1巻・パイプファイル装本・定価10,000円（税込）〈〒実費〉

第一法規
〒107 東京都港区南青山2-11-17
☎(03)404-2251/FAX(03)479-1747

歴史考察

歴史に想う（一）

歴史が教えてくれるもの

歴史というものに興味を持ち、研究を始めてから早いもので三十年に近い。蔵書も大体三千冊ぐらいにもなった。史観も大分変化してきたことに最近やっと気がつく。

歴史の中で、あらゆる分野において偉大なる足跡を残した人の姿を想うとき、現代に生きる者としての真の姿を知ることは不可能に近い。その時代に自分を置きかえて空想してみても、果たして自分は何をなし得たであろうか。歴史上の偉人、英雄、名将といわれる人たちは何を考え、何を目指して生きたか。これらの人たちの生きざま、死にざまを少しでも知り、少しでもこれらの域に達せんと願うとき、この中に歴史の重み、深みを痛感させられる。

平治の乱において、清和源氏の正統源義朝は平家の統領平清盛に敗れ、関東に逃げる途中惨殺され、義朝の三男頼朝は捕えられて伊豆に流され二十余年間の流人生活を送った。しかしこの頼朝が、石橋山に平家打倒の兵をあげて以来、関東武士をその傘下に治め、鎌倉幕府を創設して本格的な武家政治を成功させたのは、頼朝の政治的能力と、これに協力した幕僚と関東武士団の力が多大であった。

武士団としては、自分たちの盟主がその所領を安堵し、拡大することを保障し、また土地争いのときに裁いてくれる公平な統領の下に命を捨てて戦いに臨んだのである。

この根本は利害関係の論理である。

頼朝が死ぬと、直ちに権力闘争が続々と起きた。梶原景時、比企能員、畠山重忠、和田義盛、三浦一族、千葉一族などが北条のために滅亡させられた。幕府創業の功臣は抹殺され、二代将軍頼家、三代将軍実朝も暗殺されて源家の正統は絶えた。しかし御家人たちの多くは北条に対して忠誠を誓い、北条政権は建武の中興まで続いた。これは、土地という財産を守ってくれる盟主は源家でも北条でもよいのであって、自分たちの利益代表者を支持してきたのである。

御醍醐天皇の親政による建武の中興という革命によって北条政権が滅亡し、天皇の親政によって間もなく足利尊氏という新指導者の出現により全国の武士団の多くは尊氏の傘下に集まり、南北朝に天下は二分されて六十五年という長い間の血みどろの抗争が続いたが、結局、北朝の勝利に終わって足利幕府が確立された。

戦前の教育では、日本史の反逆者の筆頭は足利尊氏ということを教えられた。この尊氏の下に大軍が集まり、忠臣の代表といわれる楠木正成、新田義貞の下には、協力した武士はあまりにも少人数であった。これは多くの武士団としては、自分たちの利益の代表者として足利尊氏を選択したということである。

人は論理だけでは協力しない。むしろ利害関係とか、憎悪、好き嫌いの感情で動く方が多いということを証明する歴史的事実であることに注目すべきであると考える。これが、人間本来の姿かも知れない。人間の社会は、古今東西いずれの国を見ても権力闘争の歴史であるが、この根底は論理ではなく、利害関係が大きな比重を占めていることである。このようなことを考える昨今である。

人間の歴史・もしもあのときこうなっていたら

流れた歳月がもとにもどることはあり得ない。社会の運命を変えた戦争や政変も、些細な個人の出来事も、起きてしまったことはすべてそれを認めるよりほかはない、ということが歴史というものである。しかし、その歴史のどの瞬間においても、常に別の事態をたどり、別の未来がひらける可能性が秘められていたこともまた事実である。

したがって、もしあのときこうなっていたら歴史はどう動いていたであろうか、と考えてみることは、あながち無意味とはいえないし、そう動かなかった現実の歴史の姿を別の角度から洞察できるよすがとすることもできるであろう。

日本の敗戦の時期がおくれ北海道にソ連軍が進駐していれば、日本にも二つの政権が生まれる可能性があった。それは現実とならなかったが、日本にとってはもしもが、ドイツ、朝鮮、ベトナムでは現実となったのが歴史である。

歴史におけるもしもは、必ずしもよいということではない。国民の大不幸になることもあり得たのである。

日本の歴史のなかで、もしもあの時……

一、木曽義仲が平家に敗れていたら。

一、藤原秀衡、源義経が鎌倉を攻めていたら。

一、元寇で神風が吹かなかったとしたら。

一、武田、上杉が十年戦争をせず、国境が接していなかったら。

一、信長が本能寺で討たれていなかったら。

一、関ヶ原合戦で西軍が勝っていたら。

一、大坂冬・夏の陣で真田幸村が最高指揮官の地位を占めていたら。

一、家康より利家が長生きをしていたら。

一、徳川幕府が鎖国政策をしていなかったら。

一、赤穂浪士が吉良上野介を討ちそこなっていたら。

一、松陰が殺されず明治政府の高官になっていたら。

一、日本が太平洋戦争に勝っていたら。

一、ソ連軍が上陸し、日本が分割占領されていたら。

江崎誠致氏の歴史論評を中心に歴史というものを空想してみた。（税理士　今村秀夫）

恒例の第一税協研修会！

実務に役立つ

夏季恒例の法人税法研修会

企業財テクの税務、法人税法の疑問点、最近の重要改正事項等のテーマについて

日時／平成２年７月28日(土)
午前10時～午後１時

場所／中央大学駿河台記念館２階大会議室

会費／3,500円（聴講料のみ希望の方）
7,000円（聴講料・教材とも希望の方）

主催／第一税理士協議会
協賛／東京会監査団連絡協議会
東京会共同事務所連絡協議会

〝公認会計士東京共済会〟だより

〈山岳都市トマム〉

アルファリゾート・トマムは、会議室・ホテル等の都市機能及びゴルフ・テニス・スキー等の通年リゾート機能を兼ね備えた21世紀型の総合リゾート都市です。

オールスウィート仕様でゴージャスなジャグジーバス付ホテルを始め、ゴルフ場・テニスコート・室内プール及びアーチェリー・バギー他あらゆるスポーツ施設を備えておりますので、法人の会議・接待用及び役員の福利厚生として最適のリゾート都市といえます。

交通も、東京・大阪を中心とする都市圏より飛行機他で約3～4時間で着きますので、他と比較して決して遠くは有りません。

全世界にも類を見ない規模での構想は、新しい時代を目ざしたリゾートと言えるでしょう。

なお、詳細については、次へお問合せ下さい。

科研商事株式会社
文京区湯島二―三一―二四
電話　五六八四―三五四一

又は、

公認会計士東京共済会
文京区本郷五―一八―三
電話　八一五―三七三一

税の歴史から　街道の話　〈96〉

昔の東海道の面影を良く残しているのは御油赤坂あたりであろうか。東京の近くでは箱根も石だたみ等が残って風情をとどめている。

箱根の石だたみは寛文八年（一六六八年）に沿道の人達が幕府から資金を借りて作ったものといわれている。後々の補修も沿道の人が工事に出て補修していた。

箱根宿には人足がおかれていなかったので小田原と三島の問屋場からのぼってきて運搬の仕事にあたった。俗に雲助と呼ばれた人達であったが、人足として登録され仕事を割当てもらう為には一、力が強いこと、二、荷造りのうまいこと、三、歌がうまいこと、この三つにパスしなければいけなかったといわれている。

この外、馬子やかごかき等の雲助がいたわけであるが、人馬の足りない時は近所の村々に強制的に割当てた。

この村、定助郷は箱根の場合、足柄上郡、下郡、中郡の一部で一一二ヵ村にわたっていて、百石について二人二馬を出させられ安い賃金で迷惑したが、それでも足りない時は大助郷といって足柄上郡下郡の残り中郡の大部分八二ヵ村に手助けさせた。それも享保十年（一七二五年）からはすべて定助郷になったという。人馬を出す代りに金銭で解決するという様になり、その金銭でやとわれた人も雲助になっていった。

箱根町教育委員会の調べによると江戸時代の宿賃は、慶長十六年（一六一一年）人二文、馬六文、元和元年（一六一五年）人三文、馬八文、元和八年（一六二二年）人四文、馬八文、万治元年（一六五八年）人六文、馬十六文、寛文五年（一六六五年）主人十六文、召使い八文、馬十六文、延宝三年（一六七五年）主人三十二文、召使い十六文、馬三十二文、享保三年（一七一八年）主人三十五文、召使い十七文、馬三十五文、慶應二年（一八六六年）人七百文、馬一貫四百文と漸次高額になってきている。

河川の堤修築のようなある程度大きな工事は、費用の十分の一を幕府、残りは大名に對して一萬石につき三千両という様な標準で助力を命じていて村の負担はなく、附近の村は改修による利益と金銭が落ちるという利益を享受した。

宝暦二年に島津家に對し、木曽、長良、揖斐三川の治水工事を命じた有名な話もその様にして行われ、予算超過の責を負って平田靱負以下百人あまりが切腹している。

（公認会計士税理士　岸本勝次）

Alpha Resort Tomamu

これからの豊かさ、
これからのゆとりを求めて、

アルファリゾート・トマム
トマムは北海道の中央。大自然の楽しみが多彩です。

ゴージャスな長期滞在を可能にした―
Alpha Resort Galleria会員システム

●Alpha Resort Tomamu Galleriaとは：
ゴルフ・スキー・テニスを始め、その他あらゆる種類のレジャー施設をもつ、地上３２階・高さ120メートル、全室にジェットバス・サウナ標準装備のスーパー・スィート・ルーム、世界にも比類のないグレードの「山岳リゾートホテル」です。

お問い合せは
科研商事株式会社
〒113 東京都文京区湯島2-31-24 ☎03-5684-3541

会員募集内容
販売商品／ガレリア・タワースィートホテル・サウス会員権（ゴルフ利用特典付き）
販売口数／600口（限定販売）
／総客室 100室（一室平均 33坪）
販売金額／一口 3,000万円
（入会金 600万円＋預託金 2,400万円）
募集期限／平成２年７月３１日まで

首都圏から約３時間の至近距離

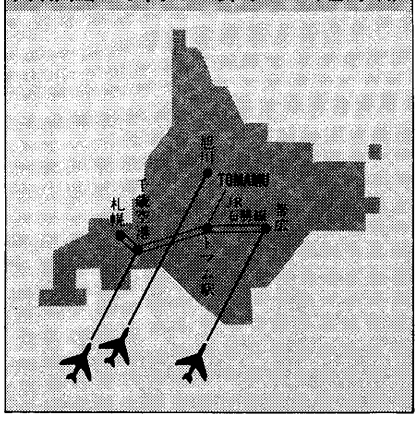

トマムへ東京・大阪・名古屋からは約３時間
●東京（羽田）から新千歳空港まで１時間25分
●大阪（伊丹）から新千歳空港まで１時間45分
●名古屋から新千歳空港まで１時間30分
ＪＲ石勝線、トマム駅まで特急利用で
●新千歳空港から１時間20分
●札幌から１時間50分
●帯広から１時間

Galleria
TOWER SUITE HOTEL・SOUTH
☆会員募集中☆

（昭和50年1月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第206号

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人　下田友吉
編集人　岡田一馬
（1部 100円　年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次
一頁…第一税理士協議会
第二十二回総会開かる
二頁…暑中見舞名刺広告

第一税理士協議会第二十二回総会開かる

―全議案を原案どおり可決―

第一税理士協議会第二十二回定時総会は、六月二十六日公認会計士会館第三会議室において午後四時五十分から岡田一馬副会長の司会により開催した。（写真）

なお、公認会計士協会山上一夫会長はスケジュールの都合で開会前に挨拶があり、松木正輝副会長の開会の辞の後、期中物故会員八名に加えて六月八日逝去された須崎孝美津（元監事）先生他九名に対し黙祷が捧げられ、下田友吉会長の挨拶、岡崎寿士名誉会長の挨拶に次いで来賓として日本公認会計士協会山本秀夫副会長の挨拶があった。

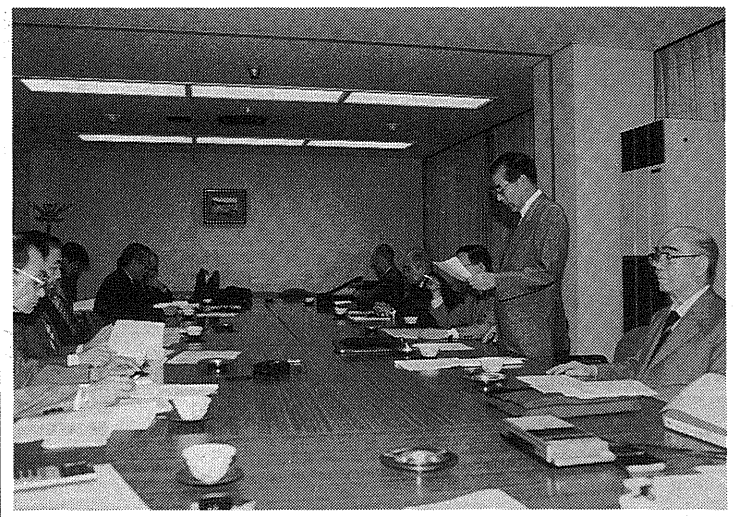

総会は本人出席十一名、委任状出席百五十六名の計百六十七名で、総会員三百八十八名の三分の一と遙かに上回る出席で本総会は適法であることを岡田一馬副会長より宣言し、会則九条に従って下田会長議長席に就き議事の審議に入った。

なお、議事録署名人は杉村明・廣瀬哲夫の両氏が議長により選出された。

報告事項

兼山金刀圀総務担当副会長より原案の朗読と説明があり、満場一致これを承認した。

審議事項

第一号議案　第二十二期決算報告書承認の件

同じく兼山副会長より原案の説明があり、当期の欠損金は当会が現金主義を採っているので、前期の繰延分（印刷費）が当期に計上しているためと追述し、満場一致これを承認可決決定した。

なお、決算報告書に関して小川敏市監事より適正なる旨監査報告がなされた。

第二号議案　第二十三期事業計画案承認の件

第三号議案　第二十三期収支予算案承認の件

右の二議案は一括上程され、兼山副会長より原案の説明があり、特に第一税理士協議会基本方針については、全文朗読し、満場これを確認し、議場に諮ったところ満場一致これを承認可決決定した。

以上、議案の総てはスムーズに可決されたので議長は議事の終了を告げ、商法改正問題を中心とした懇談会を松木副会長の説明により開催し、午後五時四十分岡田副会長の閉会の辞によりお開きとなった。

なお、当日諸先生よりなされた挨拶の主旨は次のとおりであった。

公認会計士協会山上一夫会長

最近は頓に政治団体、業界、財界よりの公認会計士に対しての期待も大きく種々の話合いの機会が多くなってきました。これは公認会計士に対する期待だけではなく、理解と信頼が大きくなったものと信じております。従って外部との諸問題に関しては、できるだけ会員の指針になるよう迅速に伝え、会員の総意により事を処したいと考えておりまことに、第一税協が公認会計士協会と税理士会との掛橋として一層のご努力を切望致します。

第一税理士協議会下田友吉会長

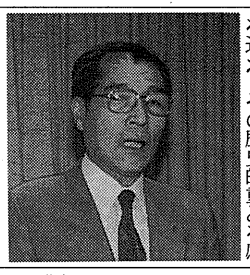

第一税協も設立二十二年目を迎え、その歴史的重みを感じつつ、反面、政策のマンネリ化を恐れているものです。目下のところ積極的な政策はございませんが、ただ「力」を蓄積して来るべき諸問題に対応する準備をしておりまです。一層のご協力をお願い致します。

第一税理士協議会岡崎寿士名誉会長

真に会長の挨拶でつきると思いますが、私の悲願は一局複数会制の実施と、会員の千名突破させることです。これからは千名の「力」がなくては何もできません。通知公認会計士のほとんどが税理士会に入会しているにもかかわらず、同じイデオロギーをもつ第一税協の入会には、そっぽを向いているようでは、どうにもなりません。これから積極的にこれらの人に話しかけ、何としても会員を千名以上にしたいと思います。

公認会計士協会山本秀夫副会長

自民党内に証券金融局が新設され、活発な研究と運動を展開しておりますが、局では銀行協会、証券業協会、公認会計士協会に対して特に期待しているとのことです。これは公認会計士の地位向上につながっている為だと思います。

その為にも、今後は各団体に話しかけ公認会計士のPRに努めるべきだと思います。

以上のとおり、第一税協に対する期待も非常に大きいと考え、本年度の第一税協の基本方針に従って努力することを誓い会った。

和やかな雰囲気の中での懇親会

総会後の懇親会が、午後六時より、弓町クラブにて行われた。

司会の岡田一馬副会長より、先ず、本日お越し頂いた来賓の方々へのお礼を申し上げ、その後、第一税理士協議会より、下田友吉会長・岡崎寿士名誉会長による挨拶があり、続いて、日本公認会計士協会山本秀夫副会長からも丁重な挨拶があった。

税理士各団体のうち、「税理士二一世紀の会」より、大竹浩司名誉会長・本多嘉憲副会長・味岡一義副会長・勝山公夫副会長・板倉孝典副会長、「税理士桜友会」より、佐野辰彦会長・小林繁前会長・今村秀夫副会長（兼東京税理士会理事）、「税理士清流の会」より、大竹浩会長・中嶋時男副会長、「社団法人全日本計理士会」より、岡芹一夫会長・加藤和男事務局長、「社団法人日本監査協会」より、秋場邦雄理事長の方々から、それぞれ挨拶を頂いた。

更に、東京国税局より、高田健二総務部総務課長補佐による祝辞があった。

これより、岡崎寿士名誉会長より、「第一税理士協議会並びに税理士各団体のますますの発展を、心よりお祈り申し上げます。」との言葉が述べられた後、乾杯し、和やかな雰囲気の中での懇親会となった。

楽しい一時も、終わりに近づいてきたので、杉村明理事（兼支部長）による閉会の言葉が述べられ、午後八時過ぎ、本年の懇親会は終わりとなり散会した。

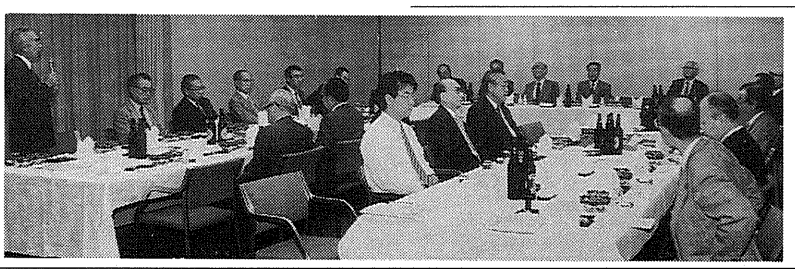

会員用

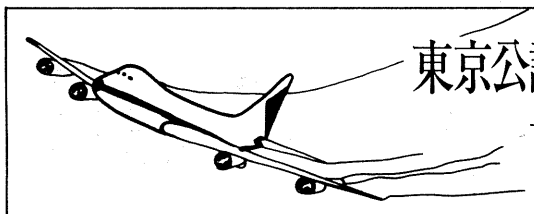

東京公認会計士協同組合が推薦する
経済的な海外旅行

各種海外パッケージツアーも6%割引き！

私共、㈱ダイヤムウンツーリストでは、東京公認会計士協同組合（03-815-3423）との業務提携により経済的な海外・国内旅行業務を行なっております。海外旅行者の数は年々増え、また国際化を象徴するようにビジネスでの海外出張の機会も増大しております。このような状況の中で当社は長年の旅行業の経験に基づき格安航空券をはじめとして各種割引等を行なっております。会員・準会員の皆様はじめ、関与先の皆様にもご利用いただければ幸いでございます。ご予約、お問合わせはお電話でお願いいたします。

格安航空券　国際旅客運賃は①普通運賃と②需要を喚起するために設定されている特別運賃（通称団体運賃）とに大別されます。格安航空券とは②の特別運賃に属し普通運賃よりも廉価ですが、有効期間の制限、途中降機の乗りかえ制限、旅程変更の制限等があります。お気軽にご相談ください。

ノーマル航空券4%割引き　ファーストクラス、ビジネスクラス、エコノミークラスのノーマル航空券4%割引きにて取扱っております。

パッケージツアー6%割引き　ジャルパック、ルック、ホリデイ等の主要パッケージ商品に限ります。シーズン・出発日に関係なく希望者が多いため、お早めにお申し込みください。

海外・国内団体旅行の企画　少しでも経済的にご旅行出来る方法をアドバイスいたします。人数が多い場合は、1年前位からの準備が必要となる場合があります。お早めにご相談ください。

※FAXを利用した海外・国内旅行情報をサービスの一つとして提供いたしております。ご希望がありましたら、東京公認会計士協同組合までお問合わせください。

価格例（往復）　※シーズン・出発曜日等により料金が変動しますのでご了承ください。

アメリカ・カナダ		東南アシア		クアム・サイパン・ハワイ	
ロサンゼルス	93,000円より	ソウル	46,000円より	ホノルル	96,000円より
サンフランシスコ	116,000円より	タイペイ	63,000円より	グアム	57,000円より
ポートランド	100,000円より	マニラ	58,000円より	サイパン	56,000円より
バンクーバー	105,000円より	ホンコン	65,000円より		
シアトル	105,000円より	バンコック	80,000円より	ヨーロッパ	
ニューヨーク	120,000円より	シンガポール	80,000円より	ロンドン・パリ	128,000円より
				ローマ	128,000円より
				フランクフルト	128,000円より

※各種海外パッケージツアーも6%割引きにて御手配いたします。
（ただし、新聞・雑誌に掲載されている商品・キャンペーン商品は除く）

●ご予約・お問合わせはお電話でどうぞ！
TEL.03(234)0881　FAX.03(234)3468
営業時間／月～金 9:30～17:00　土 9:30～12:00

東京公認会計士協同組合業務提携会社　運輸大臣登録旅行業代理店業第5293号
株式会社ダイヤムウンツーリスト　〒102 東京都千代田区飯田橋3-11-5 第20山京ビル

※出発予定日まで日数がない方もお気軽にお問合わせください。

暑中お見舞申し上げます

浅井新平
目黒区中央町一二八―一五―一二六
電話(七一一)八七四四(代)

浅見孝
中野区上高田四―四一―五
電話(三八六)三六三六

飯沼清夫
足立区梅田七―一五―二
電話(八四九)二八〇一

池田洋次郎
北区王子二―一三―一
電話(九一一)八一一一(代)

石井巌
足立区足立三―一二―一〇
電話(八八七)六三五一

石井操
千代田区飯田橋二―一一―一〇
総合経営ビル二階
電話(二六四)四六四〇

磯崎勝
文京区小石川二―三―一八―八〇五
電話(八一五)三四五一

伊藤秀雄
板橋区板橋二―六三―四
グローリア初穂二〇号
電話(九六二)一三四五(代)

岩村譲一
中野区中野一―五六―五
岩村ビル
電話(三六三)一六〇四

海老美與治
港区六本木四―九―二
俳優座ビル912号室
電話(四〇四)〇八九一

太田昌一郎
大田区池上六―一八―二
電話(七五四)〇〇四一(代)

大盛廣吉
足立区千住柳町三―七
電話(八八一)六一二五～七

岡崎寿士
中野区本町四―六―三―一〇二一
ロイヤル・プラザ新中野
電話(三八〇)一五五一(代)

岡田一馬
墨田区立花一―三二―六
電話(六二二)一八九〇

倉田由次
足立区梅島一―九―五
電話(八八七)八四五一～二番

窪寺長治郎
練馬区豊玉上二―二三―一一
電話(九九三)五三二一

木村久彌
中央区日本橋人形町一―一一―五
電話(六六六)三六〇三

本島三郎
高崎市高松町一二
電話〇二七三(二三)四六二〇

村田義男
目黒区八雲一―一二―九
電話(七一八)二一〇一(代)

外村初
大田区東矢口三―二五―四
外村会計ビル
電話(七三一)一一五六(代)

長坂利正
練馬区中村北四―二四―二
電話(九二六)一一三一(代)～三

中島育廣
世田谷区玉川台二―三―二〇
第五YNビル二階
電話(七〇〇)三三三一～三

永島徳造
豊島区目白四―二四―五
電話(九五四)〇二三五～七

西野清
町田市本町田三四五〇―一六一
電話〇四二七(二二)八八二一

野村富雄
荒川区西日暮里五―一三―一一
第三イトービル四階
電話(八〇一)一五八二

高橋榮吉
渋谷区代々木三―五六―二
電話(三七〇)二四七六(代)

高森利正
江東区亀戸二―二四―九
電話(六八二)五六三一

田中佐門
台東区柳橋一―二九―七
五十栄ビル五〇二号
電話(八六一)〇三九四

谷内保三
墨田区吾妻橋二―一―八
電話(六二五)二四四八(代)

伝田隆雄
墨田区東向島三―三三―六
電話(六一三)二四四六

諏佐市之烝
新宿区大久保二―二一―二
電話(二〇〇)六二一一(代)

鈴木三男
大田区池上四―二六―二
電話(七五三)七二四〇(代)

住田光生
中央区日本橋室町四―一―五
電話(二四一)六六〇〇

関口秀男
中央区銀座四―一三―一
上原ビル
電話(五四二)七五六一(代)

千正清夫
中央区日本橋茅場町一―六―一二
共同ビル八〇三号室
電話(六六八)〇〇五一

高橋榮吉
渋谷区代々木三―五六―二
電話(三七〇)二四七六(代)

田中佐門
台東区柳橋一―二九―七
五十栄ビル五〇二号
電話(八六一)〇三九四

藤井豊三
中央区銀座三―九―一八
東銀座ビル
電話(五四一)三六六八(代)

藤岡大造
木更津市文京二―二―四
電話〇四三八(二三)五七四一

若林恒雄
中央区新富一―三―二―二〇一
電話(五五二)八八一一八

米山昭一郎
板橋区高島平五―一四―六
電話(九三八)〇〇二一

山本日出麿
千代田区丸の内一―四―二
東銀ビルジング二階二〇九区
電話(二八四)一九四一

山本敏郎
港区西新橋二―二〇―三
電話(四三三)五五一四

山田辰巳
武蔵野市境南町三―二三―一三
電話〇四二二(三二)一五一一～三

谷田部榮廣
荒川区西日暮里一―四―七
電話(八〇一)一一二八

安村長生
八王子市南新町一〇
八王子繊維センタービル205号
電話〇四二六(二三)〇七三〇
(二三)五九〇九

和田新之助
文京区本郷三―九―五
九幸ビル
電話(八一四)五八九五(代)

兼山金刀圀
練馬区上石神井二―三二―一一
電話(九二〇)八一三四

笹生武夫
世田谷区下馬三―二九―二四
電話(四二一)七九九五

三枝潮
世田谷区豪徳寺一―九―三
電話(四二九)五三八一～二

五味薫
中央区日本橋三―八―一一
政吉ビル
電話(二七一)四三三六(代)

長田邦稲
港区新橋二―一六―一
ニュー新橋ビル三二七号
電話(五八〇)七二二四(代)

加藤隆之
中央区八重洲一―七―一七
八重洲ロータリービル九階
電話(二七一)八四六二
台東区西浅草一―六―四
電話(八四三)〇六六一～三

小川敏市
台東区三ノ輪一―二八―一五
電話(八七三)七二六八(代)

小場篤
中央区銀座四―五―一
教文館ビル
電話(五六四)三三七一

後藤千鶴子
中央区築地二―一五―五
電話(五四一)六一三四・七九三三

倉田由次
足立区梅島一―九―五
電話(八八七)八四五一～二番

窪寺長治郎
練馬区豊玉上二―二三―一一
電話(九九三)五三二一

鈴木三男
大田区池上四―二六―二
電話(七五三)七二四〇(代)

長坂利正
練馬区中村北四―二四―二
電話(九二六)一一三一(代)～三

本島三郎
高崎市高松町一二
電話〇二七三(二三)四六二〇

（昭和50年１月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第２０７号

★一局複数会制の
　早期実現をはかる
★税理士会の
　正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５－18－３
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉
編集人　岡田一馬
（１部　100円　年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一～三頁…商法改正の経緯と将来の改正の見通し――大谷参事官を囲んで――
四頁…銘語録、税の歴史

座談会

商法改正の経緯と将来の改正の見通し
―大谷参事官を囲んで―

「商法等の一部を改正する法律」等が、平成二年六月二二日参議院本会議で可決、成立した。六月二九日同法律は公布され、平成三年四月一日施行の運びとなった。

このときにあたり、この改正の当事者である法務省民事局大谷参事官より、今回の改正経緯及び趣旨、特に、設立手続の合理化、最低資本金、現物出資等の実務の対応についてお話を伺った。

さらに、今後のこれ以外の改正見通しについては、私どもの最も関心の深い中小会社監査をどうするのかも含めて率直な話しをして頂いた。

今回の商法改正についての経緯

大谷参事官

兼山　第一税理士協議会の下田会長は所用があり、今日は失礼させていただきます。

いつも第一税理士協議会にご協力をいただき大変お世話になっており、ありがとうございます。この座談会も二回目を迎えるのではないかと思っています。

商法改正はわれわれに非常に影響を与え、将来的にも長期的に対処しなければならない課題です。また日常のわれわれ会計実務家としても、今回の商法改正一つをとってみても、どうやってこれに対応していいかということも、なかなか分かっているようで分からない状態です。

そのへんも含めて、忌憚のないご意見を賜りご指導いただきたいと思っております。いつもご理解いただき、大変ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

松木（司会）　それでは早速、大谷参事官のほうからお願いいたします。今回の商法の改正につきましては、昭和四十九年に最初の改正があり、そのあと五十六年にもありました。

今回は、どちらかと言うと、全般的な大小会社区分立法で相当大幅なという気持ちがあったのですが、諸般の情勢があり、先送りになった分がかなりあります。しかしそうは言ってもある程度画期的な、いくつかの問題点があったような感じがします。そのへんの経緯、概要についてお話をいただきたいと思います。

大谷　商法の改正については、かねてから第一税理士協議会におかれましても、関心をお寄せいただき、いろいろなアドバイスをいただき感謝しております。

すでにご承知のとおりですが、去る六月二十九日に今回の改正法が公布され、一段落ということになりました。

松木先生からもご紹介のあったとおり、今回の大小会社区分立法におきましては、昭和五十七年以来、相当広範な問題点を掲げて法制審議会において検討を続けていただきました。

今回の大小会社区分立法は、昭和四十九年以来、法制審議会の商法部会で行われている会社法の近代化のための作業の総仕上げという位置づけがされてきたので、これをもって会社法の全面的改正作業が一応一段落するものという位置づけがされてきました。

しかし、その範囲は会社の設立から経営管理機構、株式持分、計算と公開、資本減少、合併等々極めて広範囲にわたり、かつ形式的にも、商法のみならず有限会社法、商法特例法等々の会社法制全般にわたるものです。

その内容は物理的に規模が大きいとともに、理論的にもいろいろ難しい問題を含みます。かつそれに加えて、中小会社に関係の深い改正事項が多く含まれることから、政治的にも相当に難しい要素を含むものが多いのです。それゆえにこそ、今回の立法が関係方面においても深く関心を寄せられて、いろいろな場面で議論されてきたことを物語っているのです。

商法部会の審議もそういういろいろな情勢を背景として、必ずしも円滑には推移してきていません。特に最低資本金制度、計算書類の商業登記所における公開の制度、あるいは先生方の一番関心深いところだったと思われる会計調査人による調査の制度という大きなテーマについては、法制審議会の議論もなかなかコンセンサスが成立しないで、時に議論が紛糾するという場面もありました。

（二頁へ続く）

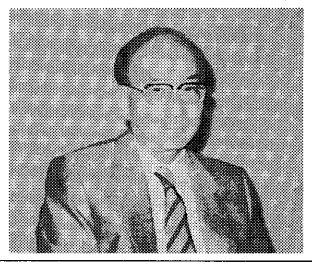
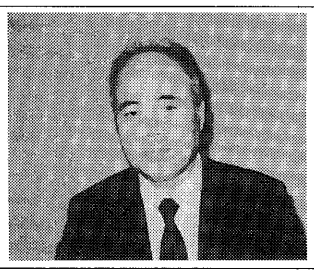
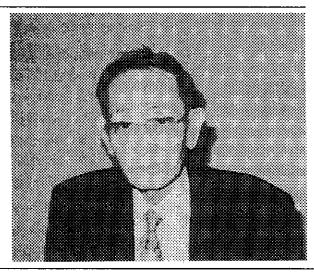
左より松木、兼山、岡田氏

〈出席者〉
法務省民事局参事官　大谷　禎男
第一税理士協議会　岡田一馬
兼山金刀圀
松木正輝（司会）

第20回ブロック会議開催のご案内

と　き／平成２年９月６日（木）～７日（金）
９月６日（木）午後12時45分までに
現地にご集合下さい。

ところ／銀座東武ホテル
東京都中央区銀座６－14－10
電話03(546)0111
最寄駅：東銀座駅より徒歩1分、銀座駅より徒歩5分、
東京駅より車５分

講演会（第一部）経営戦略としてのＭ＆Ａ
講師：三澤千代治氏
（ミサワホーム㈱代表取締役社長）
（第二部）国際取引における税務
講師：入江勝利氏
（横浜中税務署署長）

第20回ブロック会議は、６地区会（新宿会・杉並会・豊島会・中野会・練馬会・三多摩会）のご協力を得て、都内で開催することになりました。
今回は、第20回目を記念して、講演会を中心とした企画ですが、本部・東京会活動状況報告等も行います。夜は、会員の懇親会の予定です。
翌日の観光は、「隅田川下りと名園めぐり」で東京の情緒を堪能していただくことになっております。
多数お誘い合わせの上ご参加下さいますようご案内申し上げます。
＜参加費＞
ブロック会議参加費（講演会参加費含む）無料
懇親会費　10,000円　観光参加費　8,000円
（注）宿泊される方はその旨お申出下さい。（別料金）

参加申込みの方は、参加費等を添えて東京会事務局宛お申込み下さい。
詳細につきましては、事務局（総務課）にお問合わせ下さい。
電話　03(815)３７３１

主催　日本公認会計士協会東京会

一部改正に踏み切る

大谷　そういう状況のもとに、昨年の秋の段階で、法制審議会商法部会は、従来検討を続けてきた改正事項の全部をこの際の改正において一度に処理することは非常に困難であるという認識を持つに至りました。

これまでの作業をひとまとめに処理をしようとすると、物理的にも詰めの作業をしなければならないものがたくさんありましたし、政治的にもいろいろな条件を整えなければならないものが多々ありました。そういう問題を考慮して、残念でしたが、昨年秋の段階で一部改正に踏み切る決定がされたのです。

経営管理機構の改正事項はほとんど丸ごと次の改正ということにされましたし、計算制度や合併問題も同様です。

また社債法制については、昭和六十二年以来、商法部会のもとに社債法小委員会が設置され、そこで社債法の全面改正を目指して鋭意検討が続けられたのですが、これについても社債市場の関係者のあいだでのコンセンサスの成立が必ずしもはかばかしくなかったという事情も踏まえて、全面改正作業は次の段階の課題とされました。

そして法制審議会は、三月十四日に設立、株式、持分、計算の公開、組織変更という事項を中心とする改正要綱をとりまとめ、法務大臣に対し答申がされました。私ども法務当局におきましては、改正要綱に示された方向に基づいて改正法案を提出し、国会に審議をお願いするという経過をたどったのです。

その間の事情については、すでにいろいろ報道されているところですが、改正法案としてとりまとめるべき事項のなかで、最低資本金の制度と計算書類の商業登記所における公開という二つの制度については、答申をいただいたのちにも、実務界において、改正要綱の方針のままに立法することに対する大きな抵抗が広範にありました。

最低資本金制度の導入と計算書類の公開についての改正

大谷　法務省は、国会の内外を通じて提起されたいろいろな問題提起等々をにらみ、改正法案の円滑な成立を期するという観点から、最低資本金については改正要綱では、新設会社と既存会社を分けて、新設会社について一段高い金額の改正の方向が示されていたのですがそれを新設会社も既存会社も区別しないで、一律に株式会社は一千万円、有限会社は三百万円という最低資本金の制度として改正法を構成するという決断をせざるを得なくなったのです。

もう一つ、計算書類の商業登記所における公開の制度については、改正要綱においても中小会社の実情に相当に配慮して、資本金三千万円未満の会社については、基本的にはこの制度を適用しないという経過措置を設けた上で改正を行うべきものとされたのです。しかし、その内容による制度についても、実務界には極めて強い抵抗がありました。

結局、法務当局におきましては、計算書類の商業登記所における公開の制度については、さらに実務界、特に中小企業界の理解を深めた上で制度の実現を図る必要があると考えました。

制度について一層の妥協をした上でその導入を図ったとしても、それによって改正の趣旨が適切に実現されるものとは考えられませんでした。またそのような改正が望ましい公開制度の将来のあり方にとって必ずしも適切なワンステップとなるようには思われなかったということもあります。

そういうことから、法制審議会の答申に違反することになることについては、立法当局として極めて遺憾であり、法制審議会に対して申し訳ないという気持ちだったのですが、いろいろな状況からそういう決断をすることも止むを得ないということになりました。

結局商業登記所における計算書類の公開の制度は政府提出法案からはそっくり脱落したということにならざるを得ませんでした。

しかし、それ以外の事項については、細かいところで若干答申と違うところはありますが、答申において示された改正の趣旨はほぼ実現することができたものと考えています。

現物出資の専門家の証明制度について

松木　そのことで何か質問かご意見があればどうぞ。

岡田　いま大谷先生のお話がありましたが、現物出資等検査役の調査の省略の場合の証明に公認会計士が脱落したという経緯に、公認会計士としては大変関心があります。

松木　各論のなかでお話し願えますか。

大谷　改正要綱におきましては、現物出資等について、裁判所の選任する検査役の調査によらない、いわゆるバイパスを設けるものとされていました。そのなかの中核的な構想として専門家によって現物出資等の適正の証明を行い、それによって裁判所の検査役の調査を省略するという制度がありました。

もう少し具体的に述べると、不動産や相場のある有価証券については、弁護士及び公認会計士の証明を受ければそれで足りるとされていたのです。

ところが、改正要綱をいただいたあと、私ども政府部内において法案を作成し理詰めの作業を進める最後の段階で、いま取り上げた二つの財産のうち取引所の相場のある有価証券については、そもそもその相場の範囲内で財産の評価がされ出資されるのであれば、それでよしとせざるを得ないのではないのか。つまり、そういうものについて専門家が適正の証明を行ったり、特に価格の相当性についての検証を行うとしても、結局それは評価された有価証券の価格がそのときの相場の範囲にとどまっていることを確認することに過ぎないのではないか。そうだとすると、そのようなものに敢えて専門家を介在させるという必然性はないのではないかという認識になったのです。

その結果、専門家の証明の対象とする財産として、取引所の相場のある有価証券が落ちました。落ちたというのは別の取扱をすることになったわけです。

すなわち、改正法案をご覧いただくとお分かりいただけるのですが、取引所の相場のある有価証券は、専門家の証明の対象というよりも、そもそも当事者が相場の範囲内で価格を定めて現物出資等の取扱いをするという限りにおいて、裁判所の介入も要しないし、専門家の証明も要しないとされたのです。それは改正商法の一七三条二項の後段です。取引所の相場のある有価証券は、その意味で少額財産が当事者の責任において処理ができるものと同じ取扱いがされることになったのです。

不動産についての専門家の証明手続き

大谷　そこで、専門家の証明の対象となる財産としては、不動産のみが残ったのです。そうすると、不動産についてどのような証明手続きが行われるのかということになります。

まず不動産の価値の把握は、不動産鑑定士の鑑定評価に基づくものにせざるを得ないだろうと思われます。すなわち、不動産の鑑定評価は不動産の鑑定評価に関する法律という特別法により、不動産鑑定士の独占とされています。

もちろん、そういう法律があったとしても、商法が独自の立場から、弁護士等の専門家に不動産の評価をさせるという立法も不可能ではないかも知れませんが、不動産鑑定士以外の専門家に不動産の鑑定をする能力が一般的にあるとは認識されていないと思われます。

そのような不動産鑑定法との関係から見ても、専門家の証明制度においても、不動産の鑑定自体は不動産鑑定士が行うべきものとするのが適当であると思われます。

実際、現在の検査役の調査制度のもとにおいても、不動産について調査が行われる場合には、検査役として選任された弁護士が補助者として不動産鑑定士を採用し、その鑑定評価に基づいて調査をしているのが一般であると聞いています。

そういう実態を踏まえ、改正法においても、不動産鑑定士の鑑定評価に基づいて、専門家が現物出資等の適正の証明を行うものとされたのです。

そこで、専門家は不動産鑑定士の鑑定評価に基づいて現物出資等の適正の証明を行うことにした場合に、いったいその専門家は何を証明するのかということになります。不動産の経済的な価値はすでに不動産鑑定士の鑑定によって把握されているのですから、少なくともそれ以外のものになるはずです。

弁護士の証明制度

大谷　そうすると、結局その場合の専門家のチェックは、不動産鑑定士による鑑定評価の前提となる当該不動産の法律関係の安定、不動産鑑定の前提として提示されているところの法律的な諸条件の真否の確証になるだろうと思われます。そうすると、それはまさしく法律的な判断であり、そのような判断をするものとして社会的に一般に承認されているものは、弁護士ということにならざるを得ないだろうと思います。

そういうことから、その点の検証については、公認会計士は制度的には必ずしも適当ではないということで、そこから落ちざるを得なかったのです。

仮の話ですが、有価証券を取引所の相場のあるものに限定しないで、有価証券一般としてこの制度の対象として取り上げることができていれば、おそらく公認会計士もその方面における専門家として位置づけることが可能であったと思われます。

しかし、残念なことに、法制審議会の答申では、有価証券については、取引所の相場のあるものについてのみ特別扱いができるものという許可をいただいただけで、それ以上のものについてのサゼスションはありません。有価証券について取引所の相場のあるものを越えて、一般についてまで取り込むことは、残念ながら私どもの立場からはできなかったということです。

そういうことから、公認会計士の方々には多少不愉快なお気持ちを抱かれるようなことになりました。

ただ、この現物出資等についての証明の制度については、試案においても財産の態様を限定しないで、そもそも現物出資、財産引受け一般を裁判所の検査役の調査の制度から専門家の証明制度に移してしまったらどうかという問題提起もしていたのです。

今回の弁護士による証明制度の運用、あるいは検査役の調査を要らないものとされた少額財産、有価証券についての運用の推移を見た上で、裁判所が関与しなくても円滑にこの制度が運用されたことが確認されたら、もう一度制度の見直しをすることも可能であると考えています。

公認会計士が証明制度からはずされた経緯について

松木　ちょっとお伺いしたいのですが、今の証明の専門家のなかに税理士が入りたいという申し入れがあったということです。どうもそのへんが一般に誤解があるような感じなのです。税理士会のほうで、そういう申し入れがあったために公認会計士の方も落ちたのではないかという誤解をされたうわさが入っているようです。

今のお話を聞いていると、全くそういうことはないと受

（三頁へ続く）

最低資本金に達していない会社はどうすればよいか

（二頁より続く）

けど取ってよろしいのではないかと思うのですが、いかがですか。

大谷　そういうわさがあるとすると、私どもとしてはまことに心外です。そういうことは全くありません。まさしくいまご説明したように、純粋に理論的な検討の結果によるものです。

松木　今のお話を伺っていますと、将来に対しては、現物出資についての専門家の証明は、だんだん拡大ができるのではないかという感じも受けるのですが、そういうように考えてよろしいのでしょうか。

大谷　今回の改正によって大きな流れとしてそういう方向づけがされたものと考えております。

兼山　結果的には、法制審議会では相場のある有価証券に限定して諮問されたのだから、公認会計士業界はそうではなくて、相場のない有価証券についても事例が出てくるのだから、一つそのへんを見てくれと言っても、法律は諮問した範囲でやっていますから今回は除かれたということです。

松木　それでは先に進めさせて頂きます。最低資本金について、既存の分と新設の分については、一応新設の分は少なくとも来年の施行以後に設立されるものは一千万円以上です。現状で株式会社一千万円、有限会社三百万円未満の会社については対応は幾つかある感じなのですが、そういう問題について若干ご説明をお願いしたいと思います。

大谷　最低資本金額が改正法の基準に満たない既存会社は、五年間猶予期間が認められています。そこでこの五年間の会社の対応の措置の可能性ですが、一般的に考えられるのは当然増資です。増資をすることによって株式会社であれば一千万円、有限会社であれば三百万円の基準を五年間のあいだに達成するということになります。

仮に五年のあいだにその基準を達成することが難しい場合には、会社という組織を維持しようと思えば、自己の規模に見合った他の会社形態に組織を変更することが必要になります。株式会社は有限会社に組織変更することによって、有限会社として存続することが可能です。

その場合には有限会社の最低資本金額の三百万円以上の資本金がなければ有限会社への組織変更はできないものと考えられます。したがって、資本金百万円の株式会社の対応の可能性を考えると、五年のあいだに一千万円までに増資をして株式会社としてそのまま組織を維持すること、あるいは三百万円以上一千万円までの増資をして、有限会社に組織変更することが考えられます。

将来性はそういうように考えて、専門家としてご活用いただくという意味では、道が開けたと理解していいわけですね。

岡田　また弁護士の立場も今のご説明で分かりました。

合併でも組織変更でも、一応公認会計士、弁護士の証明があれば足りるということになっていましたが、そういうさなか誤解をして想像もしたのです。これでよく分かりました。ありがとうございました。

株式会社、有限会社から合名会社、合資会社へ

大谷　それでは、三百万円までの組織変更さえできない会社はどうするのかということになります。現行法においては、株式会社、有限会社から合名会社、合資会社という人的会社と言われている会社への組織変更は認められていません。したがって、そのままですと、三百万円以上への増資もできない、組織変更もできないということで、解散ということに追い込まれることになってしまいます。

そこで、改正法の附則は最低資本金制度の導入に伴う特例の措置として、合名会社、合資会社への組織変更をすることもできることにされています。したがって、今のような株式会社、あるいは有限会社であって、有限会社の最低資本金額の三百万円の増資もできないような会社は、合名会社、合資会社へ組織変更するということもできます。以上のように大きく分けて、増資をするか組織変更するかという対応が考えられます。

資本金を増加する方法

大谷　その次に増資の方法ですが、一番素直なのは、新株発行、あるいは有限会社の場合の増資になります。これは具体的に株主・社員となるものを募って、現実に出資をしてもらうという方法による増資です。

しかし、法律的には新たに資金を用意しないで増資をする方法もあります。その一つとして、今回株式配当という制度を配当可能利益の資本組み入れと株式分割という二つの制度に分離しています。

従前は、株式配当は利益配当を株式の発行によって賄う制度とされていて、その制度のなかでは資本の増加、すなわち利益の資本組み入れと株式の発行という手続きが不可分のものとして構成されていました。

今度はそれを配当可能利益の資本組み入れと株式の分割という二つの手続きに全く分離していますから、会社は株主総会の決議によって配当可能利益の資本組み入れという行為だけをすることができます。そういうことをしたからといって、必ずしも株式を発行する必要はありません。

株式配当の制度がそのように改正された結果、最低資本金制度との関係でも、毎期利益を上げることができる会社はその利益の全部または一部を株主に分配しないで、会社に留保して、それを資本に組み入れることによって、増資をすることができます。

五年間その行為ができますから、ある程度の利益が上げられる会社はわりあい簡単に一千万円の資本金をクリアすることができるのではないかと思われます。

ただ、残念ながらこの制度は株式会社だけに認められているもので、有限会社では配当可能利益を資本に組み入れることによって増資をすることはできません。

それから、二番目には、現行法の株式会社にもある手続きですが、いわゆる法定準備金を資本に組み入れることによって、増資をすることもできます。これは今回の改正法によって別に特に新しく認められる制度ではありません。

利益準備金の資本組み入れを行うと課税される

大谷　ただ問題は、今回の改正によって認められることになった配当可能利益の資本組み入れにせよ、法定準備金のうちの利益準備金を資本に組み入れる場合にせよ、みなし配当課税の問題があることです。この税制がそのまま維持されると、中小会社にとっては、税金の負担の問題からなかなかこのような手続きも利用しがたいということになりかねません。

そこで、私ども事務当局におきましては、かねてから税制当局に対して、みなし配当課税の見直しについて問題提起をしています。その根拠は、まずそもそも本来理屈として、みなし配当課税は根拠がないのではないかということです。

この点は商法学者のあいだではほぼ異論のないところですが、利益準備金を資本に組み入れ、あるいは配当可能利益を資本に組み入れるといっても、それは会社の財産のなかでの管理の仕組みが、従来は配当可能利益あるいは利益準備金というかたちで保持されていたものが、資本という項目に振り替えられるだけの話であって、そういう手続きに留まる限りは、株主のサイドに利益が生じたという観念は入る余地がないのではないかという考え方です。

世界的に見ても、みなし配当課税は極めて異例な税制だと言われています。この点は会計専門家の先生方のほうが詳しいのですが、そこで、そういうような見解を基礎にして、税制当局に対して問題提起をしています。ことが所得税制、法人税制の根幹にかかわるものですから、大蔵省としても抜本的な検討については慎重です。検討はしていただけると思いますが、結論が出るまでには相当の時間がかかるものと思われます。

そこで私どもは第二段として、抜本的な見直しが難しいとすれば、それはゆっくりご検討いただくということにするとしても、少なくとも既存の会社が、最低資本金を満たすのに必要な限度で配当可能利益を資本に組み入れ、あるいは利益準備金を資本に組み入れる場面では、みなし配当課税をしないという取扱い、すなわち課税の繰延べという措置をとってもらいたいという要請をしています。

この点は今回の改正法の国会審議においても繰り返し取り上げられたところで、その国会審議における税制当局の答弁を総合すると、その範囲においては手当をしていただける可能性がかなり高いのではないかと考えています。したがって、その税制上の手当がされるのであれば、この手続きが容易に利用されることになるだろうと思います。

有限会社については、配当可能利益の資本組み入れという制度も法定準備金の資本組み入れという制度もありません。有限会社の場合には出資と資本との緊密な関係が維持されていますから、株式会社のようなわけにはいきません。

したがって、その点で有限会社の場合には、増資の方法のバリエーションが限られていますが、三百万円という金額を考えれば、それほど大きな負担ではないのではないかと考えています。

猶予期間満了時に組織変更できない場合

大谷　それでは五年間のあいだに増資、組織変更しない会社について取扱いがどうされるのかという点についての説明をさせていただきます。

まず五年間の猶予期間が経過すると、その段階で法務大臣が一定の公告をします。その公告の内容は、公告の日から二ヵ月内に増資または組織変更の登記をしない会社は解散したものとみなされることになるという警告です。

したがって、既存会社は五年間経過しても、さらにその二ヵ月間のあいだは、最後の滑り込みの手続きをとる可能性があります。その二ヵ月の期間も何もしないで経過すると、解散したものとみなされて、登記官が職権で解散の登記をすることになります。その結果は、いわゆる清算会社になるわけで、その後会社としては清算の手続きをとらなければならないということになります。

しかし、法律はさらにその場合でも解散したものとみなされたときから三年間特別の期間を設けています。その間は、もう一度増資をするか組織変更をして、株式会社または有限会社として復活する道を設けています。改正法の附則の五条、六条に規定されています。これは株式会社に関する規定です。同様の手続きは同じく改正法附則の一八条、一九条に有限会社について規定されています。

有限会社は利益積立金を利用して増資できるか

松木　ちょっと気のついたことでお伺いしたいのですが、税制の問題について、かなり国会でも議論をされたようなお話です。そのなかで有限会社の場合は株式会社と違って資本と出資が密接になっていますが、少なくとも税法上の利益積立金は有限会社の場合もあるのです。

そうすると、利益積立金を何らかのかたちで、みなし配当なり何なりして、もう一度増資に入れることが行われた場合に、金額的にはたいしたことはないかも知れませんが、株式会社と同じような税制上の措置を、法務省もできればしていただいたほうが非常にやりいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

大谷　利益積立金を直接資本に組み入れることはできませんから、利益積立金をいったん社員に分配して、そしてその社員からそれを新たに出資してもらうというかたちで増資するということであろうかと思います。

それについての特例はかなり難しいでしょうね。一つは金額が最大限三百万円までの増資だということと、それから課税の公平ということを税制当局は強く意識されます。そういう場合についてだけなぜできるのかということについて、特段の説明ができれば別ですが。

松木　実際のやる側から見ると、考え方はほとんど同じなのです。ただ、その法律的な側面から見るとちょっと違うということがあるのです。だから、そのところが実際、会社を経営している側から見ると、そういう法律的な知識は希薄ですから、そこで何となく違和感があるのではないかなという気はするのです。

そのへんは非常に難しいのは確かによく分かるのですが、扱いそのものから言うと、何か考えられないのかなという考えです。そういう希望は何となく持ちますね。

大谷　税制当局としては、おそらく高々三百万円までのためにどうしてそこまでしなければならないのかという意識はたぶんあると思いますね。

（以下次号）

第一税協夏季恒例会社税務研修会開催の報告

七月二八日（土）午前十時より午後一時まで、中央大学駿河台記念館にて、「会社税務研修会」＝写真＝が開催された。

講義のテーマは、次のとおりであった。

「Ⅰ、企業財テクをめぐる税務上の問題点」

「Ⅱ、法人税基本通達の疑問点」

「Ⅲ、土地税制をめぐる実務上の問題点」

「Ⅳ、最近の税法改正・通達改正の重要事項」

以上のテーマについて、明快親切に講義解説が行われた。

なお、当日は、大勢参加され、大好評であった。

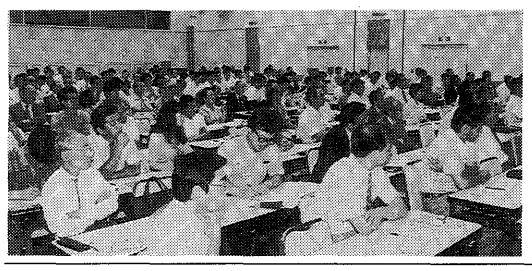

歴史考察

歴史に想う（二）

人間性と教育について考える

世の中にはいろいろの職業があり、その道の頂上をきわめた人たちは、それぞれに共通した人生哲学を持っている。この哲学の根底には、人生の範とし、自分に不足なもの、憧憬のものを強く希求しているものがあることが痛感させられる。人はみな権力に、財力に、名誉に、知識に、偉大さに、少しでも近づかんとしての努力と期待を持つ。

古今から英雄、偉人、名憎、名将、偉大なる政治家、芸術家にならんとし、十年、二十年、否、人生を終わるまで努力をしても、なかなかなれるものでないことも知っている。しかし、あきらめて一生を酔生夢死する人より、いかほどましかも知れない。

歴史上の英雄といわれるなかで、源頼朝、足利尊氏、徳川家康、大久保利通という人たちは、戦前の歴史教育をうけた者にはどうも好きになれない。

しかしながら、政治家とか、経営者という面から考察すると、日本史のなかでも特筆されるべき偉大性を発見する。頼朝に対して悲劇の天才戦術家義経、尊氏に対して後醍醐天皇の南朝に殉じた楠木正成、徳川幕府に対して敗戦、そして死を覚悟して大阪城に入城し、自分の持つ戦術を駆使し激戦のなかに豊臣家と運命をともにした真田幸村。明治維新最大の元勲で、西南の役において政府に反逆した西郷隆盛と、明治政府の近代化に功のあった大久保利通等とでは庶民の人気の点で対照的なのであるが、頼朝、尊氏、家康、大久保らは勝るとも劣らない一面を持っているのである。

これらの英雄も、時代とともに社会的評価は変化していることに気がつく。また現代の学校教育は史実中心的で、名将、英雄という人間性を教えてはいないのではないかとも思う。

この背景は、政府の青少年教育の基本方針からくるものが大きいのではないか。愛国心とか道徳心について、文部省はどのように考えているのか、戦前に育った人間には理解しがたいものがある。君が代を歌うことや、日の丸を立てることに反対する日教組の考え方も全くわからない。

第二次大戦のごとき戦争を好む国民は、一人として日本にはいないと思う。また君が代や日の丸が戦争をしたのではないのに、なぜ直ちに軍国主義に結びつけるのか。戦前は民主主義はすべて敵だと教えられたが、戦後は猫も杓子も民主主義ということになり、マルクス主義者でも民主主義を看板にしている。個人の自由を認めない全体主義の国に民主主義が存在する余地があるのであろうか。最近のゴルビーのペレストロイカの行方を私は興味深く見守っている。

幸いにも、日本人はその大部分が賢明であり、自由主義を政治的柱とする政党を主として支持して、今日の経済的繁栄をもたらした。次の世代を担う青少年に、健全なる教育を為政者は心がけてほしいと念願したい。

会議は幹部、経営者の養成の場である。

現代の企業における役員会、取締役会、幹部会、部課長会、営業会議等は昔の軍議にあたり、戦略戦術を合議決定するところであることは、今さら説明をする必要のないことである。これらの会議の目的は表面上の議題のほかに、社長の後継者とか経営幹部の養成の場であることを認識する必要がある。これは、社長の後継者とか経営幹部は一朝一夕に養成できるものではなく、しかし早期的に、且つ忍耐強く鍛え、教え、育てなければならないのである。

一代で大企業を築いた経営者に多く見られることは、俺がこの会社を創立し大きくしたのだという意識が強く、俺が創ったものだから俺の思うように経営するのだ、俺の所有するものだという考え方が経営方針に出てきて、部下に委せきれず、何から何まで口出しをしないと我慢ができない面が多い。

企業の規模も少なく、社員の少ないうちはこれでなくてはうまく運営できないし、これでよいのであるが、企業が大きくなり社員の数も多くなると、得意先も増加してその企業の社会性が次第に出てくる。すると、個人の所有感覚、個人感情で経営すれば、種々のトラブルや弊害が出てくることは当然である。

労働組合が要求してくると感情的にこれを受けとめる経営者も少なくない。これらのことは心情的にはよくわかるが、日本の経済も今日のように国際競争下において注目されるほどに大きくなると、時代の変化に対応した経営感覚を持つことが当然要求されてくる。

つまり自分が創立した企業であり、株式の大部分を自分で所有していても、企業の持つ社会性は専断を許さない。得意先、金融機関、社員とその家族の生活保障等の責任は個人の所有感覚のみでは解決できない。この点は、家業と企業との大きな相違点である。

これは、多くの他人の協力を得なければ企業の存立も繁栄もないからである。したがって企業のもつ社会性が強まれば強まるほど、家業的経営感覚を払拭しないと、従業員の安定も悪く業績も伸びない。

最近のように人々の趣味も多様化し、物の価値感が変動の激しい時代に、多くの人間を使い、協力を得る立場の経営者はどのようにしたら多くの人たちの心を纏めることができるか、最も心を砕かなければならない重要な問題である。

（税理士・今村秀夫）

銘語録

喜怒哀楽の未だ発せざる、これを中という。

中庸

近頃、司馬遼太郎の街道を行くを読んでいたら、福澤諭吉が若い頃、喜怒色にあらわさずという言葉に本で出あい、大いに悟るところがあり、それからできるかぎりこれを実践したと述べている。

人は誰しも嬉しいことがあると喜びを満面にあらわし、すぐ調子に乗る。

また、だれかから馬鹿にされたり、罵られると怒りを発して、相手に争いを挑んだりする。

これを抑えて、常に平静を保つことはなかなか難かしい。

ただ後から考えると、その場で有頂天になったり、怒りを他にぶつけたりして行動すると周囲に迷惑を及ぼすだけでなく、自分自身も精神的にも肉体的にもけっしてよい影響がない。

さらには、後悔しても追いつかないし、後でいろいろな結果が出て、運の悪いことが続くことになる。

よく私は気が短いものだからという人がいるが、努力次第でいくらでもよい方向に変えられるものである。

こういう絶えまない努力がその人の徳を育てることになる。そうは言っても自己抑制が簡単にいくものでもない。

「克伐怨欲を抑え克己復礼」という文言がある。ひとは怒りや、怨み、欲望を抑えて己に克ち世の秩序にしたがっていくことが肝要という。

言うべくして行うのは難しい。

「中庸」は四書の一。中庸の徳と徳の道を強調した儒教を総合的解明した書で、孔子の孫の子思の作とされている。（広辞苑）

要は中庸とは、調和がとれた状態、バランスがとれていると解してよいのではないかと思う。

喜怒哀楽を極端にださないことが長寿を保つコツといえなくもない。

〈鍾馗〉

税の歴史から〈97〉

熊野三山

中世蟻の熊野詣でといわれる程大勢の人が熊野に向かった。

道順は京都から摂津の國、和泉の國を経て南下して田辺にいたり、田辺から中辺路とよばれる山中の道を通って、まず熊野本宮大社をお詣りする。

本宮からは熊野川を舟で下って新宮ともいわれる新玉大社、那智大社その別宮となっている飛瀧神社（その御神体は那智の瀧）を拝み、妙法山から大雲取山、小雲取山の険路を越えて再び本宮に出て、中辺路を通って帰って行くというのが、一番一般的な行き方であったようである。

勿論この外にも幾つかの道があって今日熊野古道として残されている。また昔は神佛混淆であったから熊野權現といわれていた。

延喜七年（九〇七年）宇多法皇からはじまった熊野御幸は後白河法皇の三十四度、後鳥羽上皇の三十一度をはじめ、弘安四年（一二八一年）の亀山上皇まで百回を超えたという。初めは百何十頭の馬と数百人の供を従え一日の食糧だけでも十六石に及んだという。

この為の費用を摂津、和泉の両國に割り当てた。数を重ねるに従って規模は小さくなっていった様である。南北朝時代以降になると騒乱に巻き込まれたりして皇族や貴族の熊野詣では少くなったが、今でも本宮、新宮那智の順に参拝するのが正式の順序といわれ、熊野交通の遊覧バスもこの順序で廻っている。

江戸時代に入ると相変らず、起請文に熊野牛王の紙を用いたり、熊野比丘尼が諸国を勧進して歩いたりしていたが、社領としては三山合わせても千石たらずであった。

徳川八代将軍吉宗は紀州家の出身であったので、熊野三山の財政とひいては紀州家の財政も助ける為に、まず熊野三山の社殿造営の寄付金集めの名目で勧化状を発行させ、幕府から寄付をするようにした。

そしてこれを元手に紀州藩の手厚い保護監督のもとに、熊野三山が貸付業を始め、その利子を社殿修理に当てた。さらに全国の信者から寄付を募ったので、その基金は莫大なものとなり、完教力と寺社奉行の力を借りて貸付は発展していった。一八六六年わずか三年で七万両もの融資をしていたという。

大名が貸付の主な相手であったので、明治四年の廃藩置県の時には大分貸倒れも出来たようで、時効となってしまった証文が今でも沢山神社に残されている。

（公認会計士・税理士　岸本勝次）

Alpha Resort Tomamu

これからの豊かさ、
これからのゆとりを求めて、

ゴージャスな長期滞在を可能にした—
Alpha Resort Galleria会員システム

●Alpha Resort Tomamu Galleriaとは：

ゴルフ・スキー・テニスを始め、その他あらゆる種類のレジャー施設をもつ、地上32階・高さ120メートル、全室にジェットバス・サウナ標準装備のスーパー・スィート・ルーム、世界にも比類のないグレードの「山岳リゾートホテル」です。

お問い合せは
科研商事株式会社
〒113 東京都文京区湯島2-31-24 ☎03-5684-3541

会員募集内容
販売商品／ガレリア・タワースィートホテル・サウス会員権（ゴルフ利用特典付き）
販売口数／600口（限定販売）
／総客室 100室（一室平均 33坪）
販売金額／一口 3,000万円
（入会金 600万円＋預託金 2,400万円）

アルファリゾート・トマム
トマムは北海道の中央。大自然の楽しみが多彩です。

首都圏から約3時間の至近距離

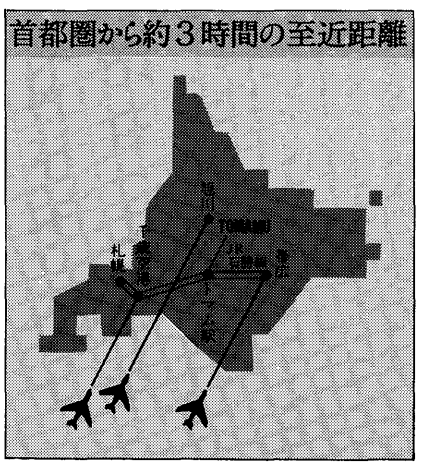

トマムへ東京・大阪・名古屋からは約3時間
●東京（羽田）から新千歳空港まで1時間25分
●大阪（伊丹）から新千歳空港まで1時間45分
●名古屋から新千歳空港まで1時間30分
JR石勝線、トマム駅まで特急利用で
●新千歳空港から1時間20分
●札幌から1時間50分
●帯広から1時間

Galleria
TOWER SUITE HOTEL・SOUTH
☆会員募集中☆

（昭和50年１月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第２０８号

★一局複数会制の
　早期実現をはかる
★税理士会の
　正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５－18－３
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉
編集人　岡田一馬
（１部　100円　年極　1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一～三頁…商法改正の経緯と将来の改正の見通し－大谷参事官を囲んで－（完）
四頁…銘語録、税の歴史

座談会

商法改正の経緯と将来の改正の見通し（完）

－大谷参事官を囲んで－

〈出席者〉
法務省民事局参事官　大谷　禎男
第一税理士協議会　岡田一馬　兼山金刀圀　松木正輝（司会）

みなし配当課税と登録免許税

－施行日来年四月一日からゆっくりと五年間のうちに対処－

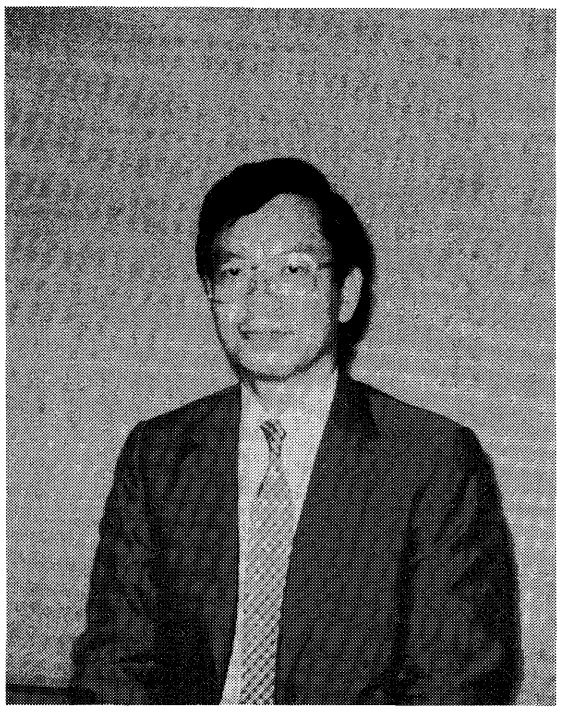

大谷参事官

松木　このみなし配当の問題は株式会社の場合も非常に難しい問題なのです。例えば分離課税では三五％でできるし、二〇％というのは源泉で取られて総合課税をまたしますから、かなりの税率が高いです。配当控除はありますが、そういう問題はこの問題と絡んでくる。実際にこれが動き出すのは、来年の四月一日からですか。

大谷　おそらくそうなるだろうと思います。

松木　われわれの立場からすると、増資をしたりいろいろするのは、できれば四月一日以降にしようということは、ある程度われわれに関係している会社に対しては、税制上の問題があるとすれば、なおさら考えなければいけないのではないかなという感じがします。

それからさっきのお話にも出てこなかったのですが、登録免許税についてもそういう問題は税制当局としては多少考える感じはあるのでしょうか。

大谷　先ほどの説明のなかでちょっと落としたのですが、確かに増資をする場合に、資本の額の変更の登記をしなければいけませんから、その場合に登録免許税の問題が生じます。それから組織変更というのは解散の登記と設立の登記とを同時にするというかたちになっていますが、それぞれの登記の場面でも登録免許税の問題が生じます。

いずれの額もそれほどたいした額ではないのですが、実務界からは登録免許税についての特例措置を考えてほしいという要請がかねてから提起されています。

私どもも先ほどのみなし課税の問題とともに、登録免許税の減免措置についても同様に税制当局には申し入れをしています。少なくともそのなかのある部分については手当をしていただけるだろうと期待していますが、全面的にあらゆる場面について手当がされるかどうかという点については、課税の公平という観点から一定の限界があるのではないかと考えています。

兼山　会計事務所のなかでは積極的に今から資本金を二千万円、三千万円にするよう積極的に増資を推奨したところもあるのです。私どもは法制審議会の商法の行方を見守ってそれからきちんと対処すればいいのではないかと思っています。

上より岡田、兼山、松木氏

四月一日から五年間以内に徐々にいろいろケース・バイ・ケースによって解決していくことがベターであるということは、今日の座談会での一つ収穫だと思います。

株式会社から有限会社への組織変更について

松木　最低資本金の問題と関連性があるのかないのか分かりませんが、先ほどのお話からすると、株式会社から有限会社、または株式会社から合名会社、合資会社に組織変更することについて、かなり手続き的に緩和されているとお聞きしているのですが、そのへんについてはいかがでしょうか。

それともう一つ、有限会社から株式会社に組織変更する場合についても、従来は裁判所の認可が要るのですが、これも緩和されている。そのへんのところをできたらお願いします。

大谷　株式会社と有限会社間の組織変更については、有限会社法に規定があるのですが、現行の有限会社法によると、株式会社から有限会社への組織変更であれ、逆の有限会社から株式会社への組織変更であれ、構成員の全員の同意がなければ組織変更はできないものとされています。

今回、最低資本金制度が導入されると、株式会社から有限会社へという方向の組織変更がある程度あり得ることが予想されるのですが、その組織変更が株主の一人でも反対すればできないということに

（二頁へ続く）

実務をサポートする確かな情報を提供いたします。

●最新刊／●
TAX & LAW
事業承継・相続の実務と対策
★B5判・全2巻・定価20,000円

DHC逐条解説シリーズ
DHCコンメンタール 法人税法・租税特別措置法……全5巻・定価61,800円
DHCコンメンタール 所得税法……全6巻・定価72,100円
DHCコンメンタール 相続税法……全2巻・定価25,750円
DHCコンメンタール 国税通則法……全2巻・定価25,750円
DHCコンメンタール 消費税法……全2巻・定価15,000円

DHC事項別解釈シリーズ
DHC会社税務釈義……全5巻・定価61,800円
DHC源泉徴収所得税釈義……全3巻・定価36,050円
DHC不動産税務釈義……全3巻・定価30,900円

事例別解決シリーズ
詳解　会社税務事例……全3巻・定価20,600円
詳解　資産税務事例……全2巻・定価25,750円

※定価は税込みです

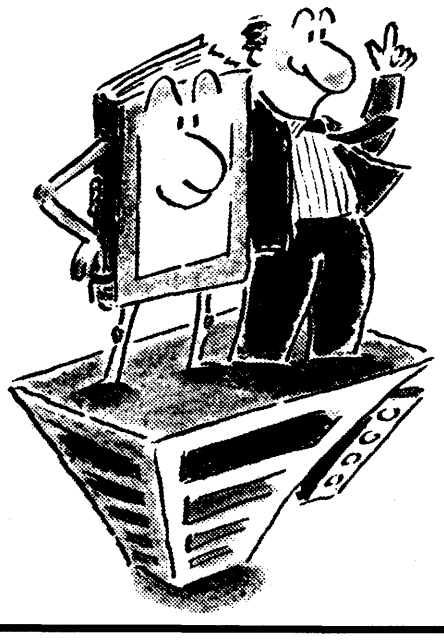

顧問先の経営指導を
より的確に、より効果的に行うには、
その裏付けとなる確かな情報が不可欠です。
第一法規は、
DHCコンメンタール・シリーズをはじめとする
職業会計人（エキスパート）のための各種情報の提供を通じて
皆様の業務を支援いたします。

第一法規出版株式会社
〒107 東京都港区南青山2-11-17 ☎03(404)2251/Fax03(479)1747

（一頁より続く）

なると、増資もできない、組織変更もできないということから、立ち往生せざるを得ない会社が出てくることが危惧されます。

そのような現実的な問題は別としても、株式会社と有限会社を比べた場合に、会社の計算規定は原則的に同じですし、資本制度もあり、株主、社員という地位の責任内容も有限責任ということにおいて基本的に変わりませんから、それほど根本的に会社の性格が変わるのではありません。

そうすると、株式会社から有限会社への組織変更をするのに株主の全員の一致という要件を要求するのは、少し過酷に過ぎるのではないかと思われます。そのような現実的な要請及び理論的な検討から、株式会社、有限会社間の組織変更は今度の改正によって、現行商法あるいは有限会社法における最も重い多数決の要件によってすることができるものとされました。

すなわち、株式会社から有限会社に組織変更する場合には、商法三四八条に定める手続き、すなわち株式の譲渡制限の定めを定款に設定する場合の手続きですが、株主の過半数の者が出席して、総株式数の三分の二以上の多数をもってするということに改められました。

有限会社から株式会社への組織変更について

大谷　一方、有限会社から株式会社への組織変更は、現行有限会社法の四八条に定める手続き要件ですることができます。すなわち、総社員の半数以上で議決権総数の四分の三以上という決議要件でできることとされています。

ただ、多数決とした結果、反対者もその多数の決定に従わざるを得なくなりますが、組織変更に反対の株主・社員を強制的に変更後の会社のメンバーとして拘束することは適当ではないと思われます。そこで、組織変更に反対をした株主・社員には、株式・持分の買取請求権を認めるというかたちで退社をするという可能性を保証しています。

もう一ついま松木先生からご紹介になった点ですが、現行法では有限会社から株式会社への組織変更については、総会の決議という手続きのほかに、裁判所の認可を要するとされています。

このような規制が現行法によってされている趣旨は、有限会社の設立に関する法律の規制は株式会社よりはるかに緩和されていますから、株式会社の設立の厳格な規制を免れるために、まず有限会社を設立して、その上で株式会社に組織変更することによって容易に株式会社が作られてしまうということがあっては困るという問題意識だろうと思います。

しかし、今回の改正で、有限会社の設立も物的会社としての資本事実をきちんと図るという観点から、ほとんど株式会社と同じような設立の手続きに改められていますから、現行法のような心配をする必要はあまりないと思われます。それで裁判所の認可という規制をはずしています。

株式会社、有限会社から合名会社、合資会社への組織変更について

大谷　その次に、株式会社、有限会社から人的会社たる合名会社、合資会社への組織変更も特別の措置として認めるものとされたことは、先ほどもご紹介したとおりです。この組織変更も株式会社から有限会社、有限会社から株式会社への組織変更と同じ決議要件で行うことができるものとされています。

もっとも、株式会社、有限会社から人的会社へ組織が変わる場合には、会社の性質が根本的に変わることになりますから、債権者の会社に対する利害関係は、株式会社、有限会社のあいだにおける組織変更に比べると、比較にならないぐらい大きいものです。配当規制もありませんし、会社としての責任財産を維持すべき法制が人的会社の場合には整えられていませんから、非常に問題があります。

そこで、株式会社から有限会社に組織変更する場合には、債権者との関係では、資本減少という行為が同時に行われられない限り、基本的には債権者に対しては、組織変更しますというお知らせをするだけで足りるものとされています。しかし、株式会社、有限会社から人的会社へ組織変更する場合には、商法一〇〇条による債権者保護手続きをきちんととらなければならないとされています。

具体的には債権者に対して公告というかたちで、組織変更のお知らせをすると同時に、会社に判明している債権者に個別に通知をしなければいけません。そして組織変更に異議のある債権者に対しては、弁済をするとか、担保を供するという手続きをとらなければならないとされています。以上が組織変更の概要です。

債権者保護手続き

岡田　実質的に物的会社から人的会社に組織変更することは、手続き上でもなかなか難しい気もしますね。

大谷　債権者保護手続きはかなり面倒と言えば面倒ですね。ただ、人的会社への組織変更は法律的な制度として、受け皿として用意する必要があるということから規定を設けたのですが、現実にこの制度によって合名会社、合資会社に組織変更する会社は、まずほとんどないだろうと考えています。

利益準備金の積み立ての基準変更

松木　もう一つ細かい問題なのですが、要するに利益準備金の積み立て基準の変更がありますね。今までは配当の金額の十分の一でした。たまたま今回は注意しておかないと読み落としてしまうと悪いと思うので申し上げるのですが、この場合一番気になるのは、税務上よくある役員賞与の認定の問題です。そうするとどうなのかなと思います。

役員の人数について

岡田　くだらない質問かも知れませんが、例えば今回の改正は来年四月一日から施行されると思われますが、そういう場合に現行商法では株式会社の取締役は三名以上、監査役は一名以上ということになっているのですが、株主が一名であっても、役員は法定の人数だけは整えなければならないのですか。

大谷　そうですね。役員の数を減らすことがどうかということも、法制審議会で検討していましたが、経営管理機構の問題は先送りされていますので、役員の数の点は改正法でも変わっていません。

岡田　株主でない役員ができるわけですね。

大谷　そうですね。

岡田　分かりました。

社債の発行限度額の拡大

松木　社債のところで特に何かありますか。これは発行額の拡大の問題のようなのですが、どうなんでしょうか。

大谷　そうですね。二点の改正をしていて、一つは商法二九七条の社債発行限度の規制を合理化しております。すなわち、現行法では資本と準備金との総額と、もう一つは会社の純資産額という二つのバーがあって、そのバーのうちの低いほうまでしか社債が発行できないとされているのを純資産額による制限に一本化するというのが改正の内容です。

これによって、現在社債市場で社債を現実に発行している会社は、平均すると一・九倍程度に社債の発行額が広がると言われています。

もう一つは、社債発行限度暫定措置法の改正です。商法限度の二倍まで発行できる特別の種類の社債として、これまでの転換社債、担保付社債、外債に加えて、新株引受権社債も認めたという改正です。

社債法の全面改正が開始されていることは先ほどもお話ししたとおりですが、これまでも相当程度に検討作業は進められていますから、その成果がこの次の段階での改正作業に生かされると考えています。

今回の改正で残された問題点

松木　三番目と四番目の問題と関連してくると思うのですが、大谷参事官がおっしゃっていた経営管理機構の問題や計算の問題とか、いくつかの問題がずっと残っているのですが、こういう問題については、われわれの理解としては、少なくともかなりの長い年月をかけて論議されてきた。論議されてきたもののなかで、多少まとまっていないから残されたのか、いくつかの問題と関連しているから残されたのか、そういうことはあるのではないかなと思うのです。

今回の衆議院、参議院における法務委員会の付帯決議がいくつか出されているのですが、そういうことに関連してお話をいただければと思います。

大谷　いまお話がありましたように、従来幅広く検討してきていながら先送りしたものがあります。例えば大小会社区分立法の中核的なテーマとも言うべき小規模会社の経営管理機構の合理化、簡素化という問題があります。岡田先生からお話がありました取締役、監査役の数の問題とか、あるいは株主総会、取締役会の運営の方法とかの問題もあります。これらの問題はものによってはまだまだ詰めの作業が要るということから、すぐに立法化は難しいものもありましたが、多くは相当程度に検討されて、立法化を図ろうと思えば可能なものも相当にありました。

ただ、この点は特に中小会社の監査の問題と絡んでいて、ご承知のとおり、会計調査人による調査という制度を一定規模以上の会社については導入することが検討されてきました。外部の会計専門家による計算のチェックの制度がどうなるかは、監査役制度のあり方に非常に大きく影響するのです。

すなわち、従来中小会社については監査役を任意制とするということを検討の大きな柱としてきたのですが、その任意制はまさしく外部の専門家によって計算がチェックされるということがある程度前提のようなものになっていたのであり、もしもその前提が崩れることになると、監査役の任意制ということももう一度考え直さなければいけないことになります。それはとりもなおさず取締役のあり方に影響してきます。実は調査制度は非常に広範に影響する問題点をはらんでいたのです。

この調査の制度がどのような運命をたどったかということは、先生方がご承知のとおりです。残念ながら、今回は時間切れということから、これも次の課題とされたので

（三頁へ続く）

（二頁より続く）

す。

そうなると、いまお話ししたように、関連する経営管理機構もワンセットで先送りをせざるを得ないということになったのです。ただ、調査制度については、なにぶん調査という言葉自体に大変な手垢がついてしまいました。それ自体が一つの問題として一人歩きをしているという要素もあります。

私どもはこの制度を提案したものとして、この制度の合理性については今でも大きな自信を持っていますが、それが実務界からスムーズに受け入れられるかどうかはまた別問題です。これまでの経緯を虚心に振り返って、これから中小会社の計算の適正担保の制度を改めて考えるにあたっては、必ずしもこれまで検討してきた会計調査人による調査という制度だけにこだわることなく、もっと幅広く視野を広げていろいろな可能性を探っていきたいと考えています。

改正要綱に盛り込まれながら、法案から脱落した商業登記所における計算書類の公開の制度については、国会審議の過程でも株式会社制度の最も重要な条件であるという指摘も強くされ、この改正の後退を惜しむ声も大変強かったのです。衆参両院の付帯決議にもその趣旨が表れているのですが、この改正も私どもは次の改正の最優先のものとして実現を図りたいと考えています。

衆参両院における付帯決議について

大谷　なお衆参両院における付帯決議においては、今まで触れてきた中小会社の計算の適正担保の制度の問題、登記所における計算書類の公開の問題のほかに、例えば有限会社法制の全面的な見直しの問題、取締役の責任の問題等々、いくつかの重要なテーマについて早急な立法の要請をいただいています。

これは私どもに対する力強い励ましであると私どもは受け止めていますので、できるだけ早い機会にこれらの懸案を実現したいと考えています。

中規模会社と中小会社の言葉の違いについて

松木　ちょっとお伺いしたいのですが、付帯決議は衆議院と参議院でついていますが、特にどうなのかなと思うことは、衆議院のほうでは中小会社の計算の適正担保の制度について云々と書いてあるのですね。参議院のほうでは中規模以上の会社の計算については会計専門家による適正な監査制度の云々と書いてあるのです。

この中規模以上というのと中小会社というのは、言葉の上の単なる違いなのか、それとも意味があるのか、そのへんが読む側から見ると何となくどうなのかなと思うのですが、いかがですか。

大谷　国会のほうでとりまとめられた文章ですから、私どもがこれはこうですよということを責任持ってご説明する立場にはないのですが、私は個人的にはこの両者に実質的な違いはないものと考えています。

特に参議院の付帯決議において、いまご指摘がありましたように、中規模以上の会社という表現がとられており、それから監査という言葉が用いられていて、この点が従来の調査制度のような構想を排除するという意図があるのではないかという点を心配される向きもあるようです。しかし、これまでの調査制度においても実質的には末端の小規模会社に適用することは考えていなかったのです。そうすれば、中小会社、中規模以上の会社といっても、そこに実質的な違いはないものと思われます。

参議院の付帯決議における監査という言葉も、公認会計士による正規の監査だけを指した狭い意味での監査とは考えられません。広い意味での監査だと思われますから、そうだとすれば両者の間に実質的な違いはないのではないかというのが私の個人的な解釈です。

会計専門家の調査制度について

松木　商法部会が終わったあたりか、その前後からではないかと思うのですが、言葉は計算の適正担保の制度云々という言葉に変わってきて、国会審議のなかでは調査とか調査制度という言葉がいくつも出てきたような気がするのです。そのへんは大谷参事官がご説明していただいたのでだいたい分かるのです。

いわゆる中小会社に対する一種の監査制度という幅が広いものを法務省側のほうからも考えられているのか、今までの調査制度に必ずしもこだわっていないのではないかなと理解したのですが、そのへんをもうちょっと敷衍してご説明願えるとありがたいのです。

大谷　私どもは現在の会計専門家の制度を前提とし、会計専門家としての公認会計士や税理士の資格を商法の世界で借用するという枠組みを維持する以上は、改正試案で提案した会計調査人による調査の制度が最も合理的な制度だと考えています。

しかし、それ以外に中小会社の計算のチェックの制度はありえないと考えているわけでもありません。

例えばすでに調査問題を検討している段階からあった考え方ですが、公認会計士とか税理士とかの専門家の資格を借りるという手法がいろいろな条件から難しいということであれば、商法の世界で独自の資格者を創設してしまおうということもどうかと議論されていたのです。例えばそういう方法もあるのです。

それから一部の方々から強く主張されていましたが、西ドイツにおける解決の仕方もあるのです。あるいはそれ以外にもいろいろな方法は考えられると思います。

したがって、今後の私どもの作業はあくまで調査制度についての理解をさらに深め、その実現の可能性を探ることが最も重点になることはそのとおりだと思いますが、いま松木先生からのご指摘がありましたように、必ずしもそれにこだわっているわけではありません。合理的な制度ができさえすればいいのです。私どもの目的はあくまでも中小会社の計算の適正を担保したいということにあるので、調査制度を実現したいということにあるのではありません。そのために、合理的な制度ができればその結果について特にこだわるところではありません。

調査制度について

岡田　税理士にもという話が出ましたが、現在の税理士は、表現が適当かどうかは疑問です。それは税理士業務は二面性があります。二面性があるということは、納税者のために、粉飾でも逆粉飾でもなく、節税という意味において税理士の会計技術を加えているのが実情です。そういう税理士に調査を再認識してやってもらうことが実務的に難しいのではないかという感じもあるのです。

大谷　そのあたりがまさしく調査問題の論議のなかで最も問題になったところなのです。そのような点は、引続きこれからも繰り返し議論がされていくのだろうと思われます。

岡田　商法論議において、別個にこの制度に対応するような会計人組織を作られるのであれば、これはまた話は別ですが。現在の税理士をそのままというのでは、実務的に非常に問題があるのではないかということも考えておかねばならないと思います。

一定規模以上とはどの程度なのか

兼山　一定規模以上というのは、どういうようなお考えなのですか。だいたいいろいろな話で、中小とか中と言っていますが、そのへんをもう少しご説明願います。

大谷　それは社会的な条件によって決ってくるのです。社会的な条件というのは、一つは担い手の数の問題と、もう一つは会社側のその制度に対する対応能力の問題と、大きく分けて二つあると思います。

例えば担い手の問題からいきますと、さしあたり公認会計士と税理士という専門家を担い手として考える場合には、現在のところはどんなに見積っても最大六万人ですね。だからその程度の数の専門家で対処し得る会社数と言えば、自ら限界があるはずです。百万とか二百万というような会社になるはずはないのです。そういう五万人、六万人という専門家を想定すると、どれぐらいが適当かということについては、もちろん調査問題研究会でも詳細な研究がされました。

資本金三千万円ということで線を引くと、十二、三万社という数が出てきました。そしてさらに負債総額による基準を合わせると、二十万社程度という数が出てきたのです。おそらくそれぐらいが限界だろうと思われます。

いま公認会計士の監査の制度を見ると、粗っぽく言うと、一人一社という感じのようですね。だから、調査が五、六万人で二十万社というと、一人四社という感じになりますから、果たしてそこまでできるかどうかという問題はある。しかし、少なくとも十数万社を上限としてそれに近い範囲で考えることになるだろうと思います。

監査問題について

兼山　今日もある会社の監査に行った折、その経理部長と話したのですが、日本は同じ民族ですから、監査はなかなか受け入れられなかった。公認会計士もお陰様で四十年経って先輩の方々の努力と社会的要請から認識されてきて、ここまでやってきた。

そういう時代の推移のなかで監査制度の定着化に努めてきたので、監査を一歩緩めると、なんでもよくなってしまって非常に監査自体が成り立たないし、悪貨は良貨を駆逐するみたいな考え方になってしまう。

監査の本来的な法目的に対して適正かどうかということになるので、一定規模以上と監査のあり方は徐々に下げていくとか、行政当局とすれば適切な法の行政運営が至上命令ですから、やっていると思うのですが、徐々に下げていく考えが一番妥当なのではないか。

そう言われると受け皿の話になるかも知れませんが、そういう話ではなくて、監査制度の定着化は相当な困難を伴って現在まできた。監査の質をとことんまで下げてしまってやることがよいかどうか。監査というのは、公認会計士の負担能力の問題がある。公認会計士による監査が数百万というレベルの費用がかかっていますが、調査制度あるいは別個の何らかのチェックの制度が考えられるとしても、少なくとも数時間とか一日のチェックで終わるはずはないので、ある程度の日数をかけた検証が行われるわけです。しかもそれに対しては公認会計士とか税理士とかいう立派な資格を持った専門家があたるのですから、費用も相当なものになるでしょう。一万円、二万円という金額で終わるはずがないですね。

そうすると、そういうある程度の額の負担を支払ってもなお社会的なコストとしてのこういう制度を担い得る会社としては、資本金が数千万円なければ難しいだろうと思います。

そういうことから考えると、結局資本金が三千万円ぐらいはないとなかなか難しいのではないかと今のところは考えられます。

もう一つは、会社のほうの監査だけを指すのではないけれども、一つの法定監査のあり方をどういうようにお考えなのですか。

大谷　今のお話は調査問題の検討の過程で公認会計士のサイドの方々から繰り返し主張されて、私どもも耳にタコができて、もう穴がふさがってしまうぐらいになっています。残念ながら、私はそのお考えには全く説得されていません。

今日は監査問題の議論をする場ではありませんから、議論は避けますが、そういうお考えがあるということはよく分かりますし、それはそれで正規の監査を拡大していくという方法は一つの方法論であるとは私も思います。

税理士という会計専門家を会計専門家として評価することが問題だという意識が一部にまであるのかも知れませんが、税理士という専門家が一方において現に存在するという社会的な条件、それから正規の監査の昭和四十九年の商法への導入以来の歴史等々をにらんで、そういう正規の監査の拡大のみによって中規模会社の監査も賄うという方法論は現実の問題時点としては非常に難しいのではないかと私どもは考えています。

段階的な再改正を

岡田　今回の商法改正は、中小会社を対象とした商法の改正です。

そこで、次に取り残されたいろいろな問題を次の商法改正で立法化するということのようですが、いきなりこれで構わないからとにかく付帯決議を全部立法化するのだということではなくて、無理をせずステップを踏んで改正すべきと考えます。

資本金に関しては、最低資本金株式会社は一千万円、有限会社は三百万円と線を引いて、徐々に調査制度または監査制度を普及していくことのほうがいいような感じもするのですがね。

大谷　おっしゃるように、付帯決議で注文されていることがらは非常に広範にわたりますね。

一つひとつが極めて大きな問題です。これ以外にもまだ大会社からは自己株式取得の規制を緩和してほしいという問題提起がありますし、会社分割の制度を整備しなければいけないという問題提起もあります。社債法の全面改正もあります。有限会社法の全面改正もあります。そういうことを考えると、それらを全部ひとまとめにやるということは、無理だと思うのです。したがって、今後は一度にまとめてやるという態度ではなくて、時間をある程度区切って、目標の範囲をはっきり決めて、段階的に改正していくという手法をとらないと、世の中の動きも非常に早くなっていますから、立法当局の責任を果たせないのではないかと考えています。

兼山　率直にお聞きしたいのですが、資本金を三千万円にまで下げたとします。こういうご意思があり、確かに行政官としては国家的なもので一つのターゲットとして見ていらっしゃる。

しかし、三千万円で下げたときに、税務の問題でいろいろおかしなことがあったときに、これはあなたは調査人なのですよと税務当局に必ず言われるわけですね。

ですからそういう一定規模以上の会社の、一億円以上五億円未満で負債総額が二百億円以下とかそのへんのボーダーラインは多少お考えになっていただいたほうが、現実的な対応がスムーズにいくのではないかなと感じました。

大谷　私どもは最も現実的な対応をしたいと思っていろいろと考えているのです。

（四頁へ続く）

今後の改正への見通しについて

松木　先ほどおっしゃいましたが、段階的にある程度目標を決めてやっていこうということです。たぶんいま一番問題になっているのは、計算書類の適正担保と公開の問題、それに関連して経営機構の問題です。それが解決すると、ある程度相当大きなものが解決するのではないかと思うのです。おそらく今までの経緯をずっと考えてみると、ほとんどの問題が詰められているという感じです。

社会的な変動のために、多少の手直しはあるにしても、ほとんどが決まっているのではないかとなると、また今の調査を含めた監査という問題についても、もう議論は相当出尽くしている。

ただ問題は、それをどのように調整していくのか、現実に対応させていくのかという感じがするのです。

われわれとしては一番分かりにくいのは、それだけのことが行われているのに、今からではどういうようにするのか。期間的に見て、国会の議論でもそういうことはかなり出たのではないかと思うのです。どのぐらいの期間でどうするのか。

これはなかなか返事のしにくい問題のようで、はっきり言うのは難しいかも知れませんが、どの程度の期間のあいだに、今からだいたいどういうことをきれるのか。われわれとしては、やることはみんなやった感じがするので、そのへんをどういうようにされるのか、お聞かせ願いたいのです。

大谷　それはノウハウにもかかわる（笑）微妙な問題があります。おっしゃるように、これまで相当長い時間をかけて検討してきています。例えば中小会社の計算の適正担保の問題でもほとんど問題点は出尽くしていると思うのです。

松木　もう出ていると思います。同じことを繰り返して言っているのです。だから、おそらく公認会計士の方の言うことも税理士のなかで言っている方も、ほとんど会計学者も法律学者も率直に言って法務省の当局の方々も大蔵省もみんなそれぞれの立場で同じ主張を繰り返し何度も言っている感じです。ではそれをどうするのかお聞きしたいのです。

改正への今後の方針と方向について

大谷　そういう意味で材料はこれまでの検討で十分に用意しました。あとはそれをいかに料理をするかということにかかわるのです。その点については、いろいろ私どもも考えております。

ただ、非常に多いテーマの全部を同時に処理するのは到底不可能ですから、自ら優先順位をつけて手をつけざるを得ないのです。

この点についてはそれぞれ方面を異にするごとに関心違うのです。ある関係者は社債に早く手をつけてくれとおっしゃいますし、一方では計算書類の登記所公開こそ大事だという考えもあります。中小会社の適正担保の制度が最優先だとおっしゃる方もあります。

そのあたりは、この秋から再会する商法部会の冒頭で、まずどういう枠組みで何から手をつけていくのかということについての相談をさせていただく必要があると思います。

そこをどうするかということについて、私ども事務当局の者がいま申し上げるのは、やや僭越に過ぎるのかなという気もしますので、そのような一般論にとどめさせていただきたいと思います。

株式会社への融資制度について

岡田　実際問題として、株式会社が有限会社に格下げとなった場合、その会社の対外的な信用問題も出てくると思うのです。これは有限会社が合名会社、合資会社に変更になるのは会社の性質が違いますから問題は別ですが、今までやってきた株式会社を有限会社にするというのに対してはかなり抵抗があると思うのです。

それで一つの提案ですが、住宅政策の中に大蔵省は特別優遇措置として銀行に融資するよう積極政策をとっております。ですから、株主にも増資の資本金を限定として払い込み資本金を融資するという制度を大蔵省でやればいいと思います。なるべく現存の株式会社は株式会社として残すような方法をとってあげたほうがいいのではないかと思うのです。

大谷　そういう融資制度の話は国会の審議でも出ましたが、それは非常に難しいだろうということでした。

松木　だいたい時間ですので、岡田先生から閉会の辞、お礼の言葉をお願いします。

岡田　大谷参事官、本日はお忙しいところご出席を賜り商法改正に関し、いろいろお話を伺わせていただきありがとうございました。

私たちはまず自分たちのことを中心として考えるため、とかく大局を把握するのに逸してしまいます。本日は非常に有益なお話を承りまして、まことにありがとうございました。今後ともどうぞご指導の程、よろしくお願い申し上げます。

（完）

銘語録

ゆとりというのは、本来すき間があるということで、間の考えに関係があると思う。……別の言葉でいえば、「計算外のものが残っている」「無駄がある」ということになる。

土居健郎
―時のしるし―

筆者は精神科医で「甘えの構造」の著者。先の文言に続いて「たくさんの時間や空間やお金があっても、それだけではゆとりがあることにはならない。一見つまっているように見えて、もっと詰めればそこにすき間があくという状態こそゆとりである。だからまさに忙中閑である。忙しいだけでも、閑だけでも、ゆとりにならない。忙中閑だからこそゆとりなのである。」

またさらに別のところで「聖書の中で貧しいやもめが持っている有り金すべてを賽銭箱に入れるのを見て、キリストが、彼女は誰よりも多く入れた。皆は有り余る中から入れたが、彼女は乏しい中から持っているすべてを入れたから。すなわち貧しさがあって貧しさに拘泥しない。それを超えている。これこそゆとりであると考えられる。」と述べている。

ひとは一般的に言って忙がし過ぎても、閑すぎても駄目で「忙」とは心を亡すと書くし、又「閑」は小人閑居して不善をなすということになりかねない。すべて忙中に閑を見つけなければならないし、閑なときに為すべきことを考えねばならない。

現代はとかくゆとりを失った時代といえなくもない。物質的には恵まれた環境にありながら精神的にはストレスを常に背負っているかたちとなっている。

このストレスを克服するためには、それぞれが心にゆとりをいかに持つかということになる。

それには、難しいがすべてのことに拘らないこと。時間、空間、貧富、その他を自ら境目をなくす心を養う努力が肝要。

〈鍾馗〉

税の歴史から　続　熊野三山　<98>

熊野三山貸付所は、最盛時つまり安政から文久にかけては年収五十万両、支出は十万両余という日本一の金融機関だったといわれている。

はじめ徳川吉宗から諸国勧化と富くじ興行の許可を得た時、幕府からは三千両の寄進を受けたが、その後諸国勧化つまり寄付金と熊野三山万人講の富くじ興行大町人等の投資等で大金を集めそのお金を証文一枚で諸大名、旗本、大町人等に貸していた。

幕府、紀州徳川家、寺社奉行が取り立てに力を貸しているので、幕府が倒れるまでは貸倒れの心配が無かったといわれている。

国あるいは寺社や貴族豪族が百姓に稲を貸して利息を納めさせる出挙という制度は奈良時代からあったが、江戸時代には名目銀といって宮様等の名前を借りて貸付を行い、回収を確実にするような事も盛に行われた。この場合滞ると町の名主にまで累が及ぶおそれがあるのである。

水戸光圀も水無瀬宮に同様の事を行っている。

熊野本宮には明治二十二年に熊野川の洪水があって熊野本宮大社の八分の七が流されてしまった。今その跡は大斎原と呼ばれ森になって保存されている。私が熊野本宮大社にお詣りした日熊野詣での湯垢離場といわれる湯の峰温泉に泊った。

湯の峰は川湯と共に関西唯一の厚生省指定の国民保養温泉になっている。

あづまやという旅館で槙の間という先般皇后陛下と紀宮様が泊ったという部屋に入れてくれたが、部屋から山の上に熊野古道の湯の峯王子の建物が見え、その下に東光寺が見えた。

東光寺の御本尊は大きな湯の花に自然に薬師如来の姿が現われている御本尊である。御本尊の胸の所に黒く穴が見えており、昔はここから湯が湧き出ていたので湯の胸といわれ湯の峰になっていったという事である。

湯の湧き出ている範囲は川に沿ってそれ程長くはないが小栗判官照手姫で名高い壷湯などがその中にあり、仲々趣がある。

熊野で忘れてならないのは熊野牛王である。これは熊野神の使、烏を図案化して、例えば那智大社なら、那智宝印結という様に神文を書き、神符として信者に頒布したもので、三社それぞれ図案が異なっているが、この紙の裏を利用して起請文を書くのに盛に使われたものである。

徳川幕府に対して町奉行、大目付をはじめとして役職につくものは白紙に起請又前書として誓約を書き白紙と貼り合せた熊野牛王に神仏を書き遵守を誓って年月日氏名花押を書いていた。

（公認会計士　税理士　岸本勝次）

蓼科仙境都市
会員制リゾートタウン
理事長
黒　川　紀　章

人生をたしかな足どりで歩んできた方が、
そうした人間の厚みを託しあって村をつくった。
村はやがて街となり都市となった。
夢を共有しあった仙境市民の絆は、さりげない言葉の
ひとつにさえ自信となって現われている。
理事長をお引き受けして20余年
私たちは21世紀にむけて、
さらに「新しい仙境都市の街づくり」をすすめます。

「蓼科仙境都市」のご案内

蓼科仙境都市は、現在一日約2,500人の市民が滞在可能ですが、最終的には一日15,000人の市民が生活できる規模のリゾートの「街」づくりを黒川紀章氏（蓼科仙境都市の理事長）が中心となり、すすめている大変ユニークなプロジェクトです。

一年中いつでも自由に利用でき、スキー場も現在約1,000メートル２本が完成しており、今後2,100メートル延長し、最終的には直線距離3,100メートルになる予定で、12月から５月までの約半年滑走可能な日本でも有数の大規模なスキー場になる予定です。

このたび、有料ではありますが、１泊２日の「体験試泊の会」（プール、サウナ、ヘルスクラブ招待券付き、試泊、食事、交通費は個人負担）を企画しましたので、ご家族で一度現地視察にお出掛けいただければと考えております。

・試泊料金１泊3,410円/１人（税込み、ただし、小学生以上）

●理事長（ソサエティ）　黒川紀章　●開発方法　統合方式による開発
●事業主体　富士コンサル株式会社　●総合プラン・●設計　黒川紀章建築都市設計事務所
●施設エリア　春日財産区所有90万㎡（Society）・事業主体所有地92万㎡（Associate）
蓼科アソシエイツスキー場エリア90万㎡（林野庁所有地）
長野県北佐久郡望月町大字春日　●ローン提携　１年～10年ローン

Associate
■アエラベイホテル建設記念350口
個人正会員（A）5,300,000円
登録料100万円・預り金330万円
保証金100万円

法人正会員（A）8,600,000円
登録料430万円・預り金430万円
（AS5）30,000,000円
登録料1,500万円・預り金1,500万円

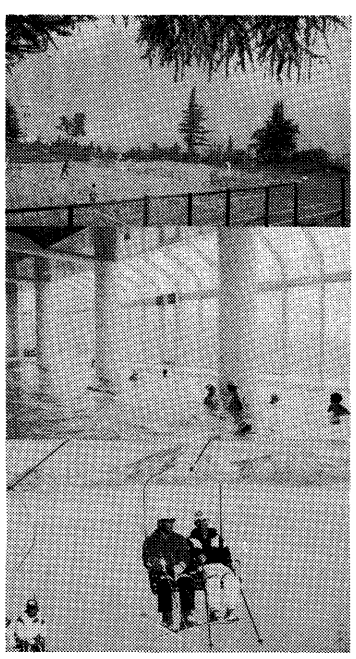

詳細についてのお問い合わせは下記に願います
公認会計士東京共済会03(815)3731

（昭和50年１月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第２０９号

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５－18－３
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　下田友吉
編集人　岡田一馬
（１部　100円　年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…会社法改正と中小会社
二頁…歴史考察、税の歴史

会社法改正と中小会社

法務省民事局参事官　大谷禎男

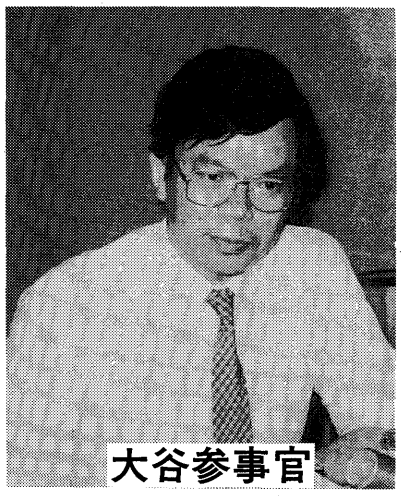
大谷参事官

一　はじめに

去る六月二九日に公布された商法等改正法は、来年四月一日から施行されることが予定されている。今回の改正の趣旨は、わが国の株式会社（約一二六万社）および有限会社（約一四〇万社）の大多数を占める小規模かつ閉鎖的な会社に対する会社法の規制が形骸化している実情を踏まえ、このような会社にも適合する法制度を整備するとともに、会社債権者保護のために必要な措置を講ずることを主たる目的とするものである。もちろん、その目的は今回の改正によってすべて達成されているわけではなく、課題は多々残されている。今回の改正は、中小会社法制の整備の第一歩を踏み出したものと位置づけることができる。

本稿においては、改正法のうち、特に中小会社に関係の深い事項を重点的に取り上げ、その概要を紹介する。条文の解釈や意見にわたる部分は、筆者の私見にすぎないことを付言する。

二　最低資本金制度

1　これまで、株式会社には最低資本金の制度はなく、有限会社については一〇万円の最低資本金の制度があった（有限会社法九条）。今回、株式会社に一〇〇〇万円の最低資本金制度が導入され（商法一六八条ノ四の新設）、有限会社の最低資本金額が三〇〇万円に引き上げられた。

改正法の金額が、株式会社および有限会社の最低資本金として充分なものかどうかについては、その機能にかんがみ、議論のありうるところである。しかし、現行法に比べれば、全体として会社財産の充実を押し進めるものと評価することができ、また、会社制度の濫用を規制する機能も期待することができよう。

2　最低資本金制度については、その円滑な実施をはかるため、既存会社には改正法施行の日から五年間新制度の適用を猶予することとしている（改正法附則五条一項・一八条一項）。

資本金が最低資本金額に満たない会社は、五年の間に増資または他の会社形態への組織変更をすることが必要となる。

現行の会社法は、株式会社・有限会社から合名会社・合資会社への組織変更を認めていない。

したがって、このままでは、猶予期間中に三〇〇万円の資本金まで増資をすることができなかった株式会社および有限会社は、他の会社形態に組織変更をすることができなくなる（株式会社が有限会社に組織変更をする場合には、有限会社の最低資本金額である三〇〇万円以上の資本金を備えている必要がある。）。

そこで、改正法附則は、最低資本金の改正に伴う経過措置として、猶予期間内に限り、特に合名会社または合資会社への組織変更も認めることとしている（附則五条二項・一八条二項）。

株式会社から有限会社への組織変更については、有限会社法が規制しているが、その場合の決議要件は総株主の一致による総会の決議から商法三四八条の特別決議（総株主の過半数で総株式数の三分の二以上）に緩和され（有限会社法六四条一項の改正）、反対株主には株式の買取請求権が認められている（有限会社法六四条ノ二の新設）。

増資または組織変更の場合に生ずる税の問題（利益準備金または利益の資本組入れの場合のみなし配当課税および増資、組織変更等の登記に伴う登録免許税）については、税制当局において特例措置の可能性を検討中である。

猶予期間経過後においても、最低資本金までの増資をせず、組織変更もしない会社は、法務大臣による公告等の警告の手続を経て（附則五条三項・一八条三項）、解散したものとみなされ（附則六条一項・一九条一項）、職権で解散の登記がされることになるが（附則六条六項・一九条五項）、その場合でも、解散したものとみなされた日から三年内に限り、会社継続の決議をしたうえ（附則六条二項・一九条二項）、増資または組織変更をして現役の会社として復活する余地も認められている（附則六条二項以下・一九条二項以下）。会社継続の決議をしても、増資または組織変更をするまでは、取引行為をしてもその効果は会社に帰属しない（附則六条二項後段・一九条二項後段）。

三　利益の資本組入れ

最低資本金制度の改正とも関連し、資本の増加を容易にするため、株式配当の制度を利益の資本組入れと株式分割に分離して、利益の資本組入れのみを行うことも可能としている（商法二九三条ノ二の改正、二一七条ないし二二〇条の新設）。株式配当の本質については、従来、配当説と株式分割説との対立があったが、近時は株式分割説が通説となっており、これを踏まえた改正となっている。これによって、株式配当という制度は消滅した。定時総会の利益処分の決議により毎期の利益を直接資本に組み入れることにより増資をすることが可能となるから、最低資本金制度への対応もそれだけ容易になるものと期待される。

四　利益準備金の積立基準

中小規模の会社の利益配分の実態に着目すると、利益準備金の積立基準を、現行法のように「金銭による利益の配当額」の一〇分の一以上に限定することは適当ではないと考えられることから、会社が「利益の処分として支出する金額」全体の一〇分の一以上に改めている（商法二八八条の改正）。この改正規定は、改正法施行後に到来する決算期に積み立てるべき利益準備金から適用がある（附則一六条）。

五　閉鎖会社における株主の新株引受権

株式は自由に譲渡することができるのが原則であるが（商法二〇四条一項本文）、定款をもって取締役会の承認を要する旨を定めることもできる（同項但書）。会社がこのように株式の譲渡制限をしていると、株主は市場で自由に会社の株式を取得することができないから、会社が勝手に第三者に株式を発行することができるものとすると、株主の持株比率を低下させ、株主の利益を害することになる。

現行商法が、株主による株式の処分の自由を会社が制限することを認めながら、会社による新株の割当ては自由としているのは、均衡を失する。現に、法律上当然の譲渡制限会社である有限会社にあっては、社員に出資の引受権が法定されている（有限会社法五一条本文）。

そこで、改正法は、株式の譲渡制限の定めをしている会社の株主に新株引受権を認めることとした（商法二八〇条ノ五ノ二の新設）。すなわち、株主は、自己の有する株式の数に応じて新株の割当てを受ける権利を有する（商法二八〇条ノ四第一項参照）。株主が新株引受権を行使しなかった部分を会社があらためて第三者に割り当てることは差し支えない。株主の新株引受権は株主総会の特別決議によって排除することができる（同項但書）。

潜在的な新株の発行となる転換社債および新株引受権付社債についても、同様の趣旨から、株式の譲渡制限会社の株主にその引受権が認められている（商法三四一条ノ二ノ六および三四一条ノ一一ノ二の新設）。

改正法の施行前に新株、転換社債または新株引受権付社債の発行の決議があった場合には、新株の発行等が改正法施行後にずれこんだとしても、これについては改正規定の適用はない（附則一四条）。

蓼科仙境都市
会員制リゾートタウン
理事長
黒川紀章

人生をたしかな足どりで歩んできた方が、
そうした人間の厚みを託しあって村をつくった。
村はやがて街となり都市となった。
夢を共有しあった仙境市民の絆は、さりげない言葉の
ひとつにさえ自信となって現われている。
理事長をお引き受けして20余年
私たちは21世紀にむけて、
さらに「新しい仙境都市の街づくり」をすすめます。

「蓼科仙境都市」のご案内

蓼科仙境都市は、現在一日約2,500人の市民が滞在可能ですが、最終的には一日15,000人の市民が生活できる規模のリゾートの「街」づくりを黒川紀章氏（蓼科仙境都市の理事長）が中心となり、すすめている大変ユニークなプロジェクトです。

一年中いつでも自由に利用でき、スキー場も現在約1,000メートル２本が完成しており、今後2,100メートル延長し、最終的には直線距離3,100メートルになる予定で、12月から５月までの約半年滑走可能な日本でも有数の大規模なスキー場になる予定です。

このたび、有料ではありますが、１泊２日の「体験試泊の会」（プール、サウナ、ヘルスクラブ招待券付き、試泊、食事、交通費は個人負担）を企画しましたので、ご家族で一度現地視察にお出掛けいただければと考えております。

・試泊料金１泊3,410円/１人（税込み、ただし、小学生以上）

●理事長（ソサエティ）　黒川紀章　●開発方法　統合方式による開発
●事業主体　富士コンサル株式会社　●総合プラン・設計　黒川紀章建築都市設計事務所
●施設エリア　春日財産区所有90万㎡（Society）・事業主体所有地92万㎡（Associate）
蓼科アソシエイツスキー場エリア90万㎡（林野庁所有地）
長野県北佐久郡望月町大字春日　●ローン提携　１年～10年ローン

Associate
■アエラベイホテル建設記念350口
個人正会員（A）5,300,000円
登録料200万円・預り金330万円

法人正会員（A）9,600,000円
登録料530万円・預り金430万円
（AS5）30,000,000円
登録料1,500万円・預り金1,500万円

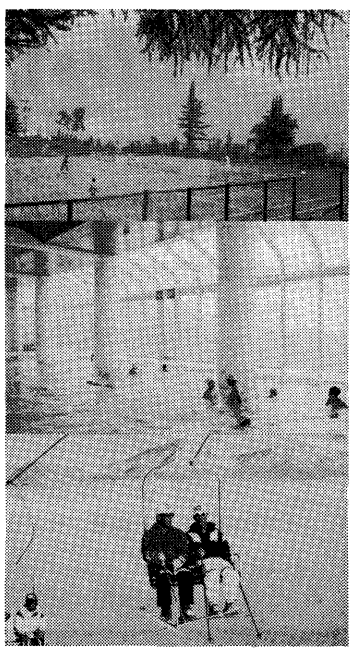

詳細についてのお問い合わせは下記に願います
公認会計士東京共済会03(815)3731

歴史考察

歴史に想う(三)

会議は幹部、経営者の養成の場である(承前)

封建時代でも権力のみにポイントを置いて部下を使った人は、その武将がよほど天才的素質に恵まれた人でも失敗している。

自由主義経済下の今日は、労働力の不足はますますそのきびしさを加えており、部下をその権力で恐れさせての使い方、社長の威力で畏敬させて使う考え方は通用しない時代となった。このような場合社員からすれば、何時か雷が落ちるのではないか、叱られるのではないかという不安感を持ち、自己保身に汲々とした小さなタイプに固まった人間になり、これではこれからの時代に対応した幹部は養成できないし、このような部下が幹部になれば変なところで権力を振り回す型の人間になることは必定である。相互信頼の下に、部下は上司の、上司は部下の心の中に溶けこみ、互いの立場を認め合うあり方の方が得策である。人間の持つ集団本能、自己本能を巧みに使い分ける方が人間的であり、どの時代の人達にも通用する基本的なものだと思う。

人間の意識構造とか能力を、急に変えたり、伸ばすことは至難のことである。本人がその意志を持ち、努力をすれば可能な面もあるが、人間というものは自分の考え方は正しいと信じている限り、他の力で変化させたり進歩させることはむずかしい。どのような地位にあっても、人間的にも、経営者としても、成長するためには謙虚に人の意見を聞き、教えを乞うという気持がない限りどうにもならない。

しかし戦国の武将でも、現代の政治家、経営者でも、名をなした人はほとんど自分の師というものを持っている。重大な決断をしなければならないとき、迷いのあるときは必ずこの師の門をたたき、その教えを受けている。そして教えの中から思考し、迷いを一掃して決断をしている。

このように人間的に成長している例は多い。トップの考え方が変化し、進歩して、自己感情の域を脱皮したときにその企業は伸びる。この企業を支える社員もまた有能なる社員となる。大企業の場合はトップと一般社員と接する機会は少ないが、中小企業の場合は常に全社員がトップの言動に注目し、この手腕に期待しているのであるから、会議の席などにおいては自由に発言させ、賢愚さまざまの意見に耳を傾け、その中からよいと判断したものはどしどし採用していくようにする。反対に雷を落とし、ドナリつけて部下の発言に対して感情を出し、同僚の前で恥をかかせるような態度をとったら、この部下は再び自由な発言はしないであろう。

このような社長の下では、部下の能力を引き出して伸ばすより消極的に立ち回る社員がふえるか、それともこのような企業には魅力を失い、他の企業に転ずるかして、人間養成には決してプラスにはならない。まして上級幹部であれば反逆的行動をとる場合が多い。上杉謙信は天才的な軍の神様とまでいわれた武将であるが、軍議においては自分の方針を示すだけで武将の意見はほとんどきかないほどのワンマンであった。

そのために、主従関係の強い戦国時代でも多くの背信者を出している。

一方、合理性の方針を貫いて軍議においても自由に部下に発言させた武田信玄は在世中一人の反逆者も出していない。これらのことを考えると何時の時代でも信頼感、期待感という人間特有の心の通いが集団においては特に大切であることが痛感させられる。

織田信長に重用され破格の栄進をした明智光秀も最後は本能寺に主人信長を討った。なぜ主殺しの悪名を負ってまでこの挙に出たか、精神的に追いつめられた人間の真の姿を見ることができる。人間同士に心の通いがあればよほどの悪人でない限りこのようなことは起きない。

現代企業の経営者は、人を育てていくことが企業を繁栄に導く最大の任務と考えるべきである。

人への仕え方、人の使い方のポイント

——秀吉、家康の場合——

応仁の乱以来の日本は、天文、永禄、弘治、元亀、天正と天下麻のごとく乱れ、群雄が割據した、世にいう戦国時代であった。

この乱れを統一せんとして尾張の織田信長が天下布武の旗じるしの下に興り、一躍天下に有名になったのは永禄三年五月(一五六〇)の桶狭間の戦いである。当時東海の雄といわれた今川義元が、四万の大軍をもって上洛しようとしたのをわずか三千の兵をもって迎え討ち、奇襲戦法で義元の本陣をつき、義元の首級をあげたからである。

信長は、古いものを破壊し新しい時代を築こうとして多くの殺戮を行い、命令に反する者は何人もこれを許さない病的なほど気性のはげしい武将であった。したがって、信長は英雄という表現より革命児というべき人であった。このような性格のため、すべてが型破りで、当時の武将のほとんどが信仰した神仏を否定するというか信ぜず、信ずるものは自分の力のみだった。

したがって部下の使い方も権力中心で、有能な部下は思い切ってその出身とか、年齢に関係なく抜てきするし、破格の領土を与えるが、一度疑ったら、また無能者と思ったら、一片の恩情もなく領土没収改易、追放、切腹等の処分をした。

(税理士 今村秀夫)

二次試験に634人が合格

会計士試験制度の見直しへ

公認会計士審査会は、十月四日、平成二年の公認会計士第二次試験の合格者六百三十四人を発表した。合格者は前年より三十八人多く、合格率は九・八%で、合格者数、受験者数とも昭和二十四年に公認会計士試験制度が始まって以来の数になっている。

最近十年間の合格者数は、昭和五十七年の二百十四人が最も低く、平成になってからの合格者が急増している。

一方、受験者数は、昭和五十一年の五千七百九十五人をピークに昭和五十八年まで低下を続け、その後、増加に転じ、前年になってほぼ五十一年の水準にまで回復している。最近十年間の受験者数、合格者数、合格率は別表のとおり。

区分	受験者数	合格者数	合格率
昭56	4,076	241	5.9
57	3,814	214	5.6
58	3,700	241	6.5
59	3,712	288	7.8
60	3,969	317	8.0
61	4,282	452	10.6
62	4,635	394	8.5
63	5,205	378	7.3
平元	5,735	596	10.4
2	6,449	634	9.8

これに先立ち、公認会計士審査会は、九月二十七日、公認会計士試験制度の改革に向けて「公認会計士試験制度小委員会」の設置を決定した。小委員会は、十一月上旬以降、月一~二回のペースで最低一年程度をかけて審議を行う予定である。試験制度の改革は、内容にもよるが、周知期間を含めて三~四年先となる模様。

今回、試験制度の改革に向けての審議に踏み切った背景としては、①公認会計士、なかんずく会計士補に対する需要が極めて強いこと、②受験者の増加により試験委員の負担が過重になってきていること、③会計士業務の国際化、高度情報化社会への対応の観点から試験科目の見直しの必要性が指摘されていること、④一般会社員等の場合は、インターン期間における実務補習への参加が負担となっているとの指摘があること——等をあげている。

(「税理士界」十月十日号(第一、〇一六号)より転載)

税の歴史から

地租改正(その一)

<99>

廃藩置県によって年貢の徴収権を得た政府は、やがて年貢を貨幣で取ることを考えた。

政府の支払は現金で行われ、現物では運搬にも不便だからである。

ただ貨幣で年貢を納めてもらうには農民が作物を賣って貨幣を手にしてもらわなければ出来ないから、明治四年に農民が自分の希望する作物が作れるよう従来あった制限を解除し、土地の賣買も自由にした。

そして明治六年(一八七二年)に地租改正の法律を公布した。その時の文書を見てみよう。

上諭 朕惟ふに租税は國の大事。人民休戚の係る所なり。従前其法一ならず寛苛軽重率ね其平を得ず。仍て之を改正せんと欲し乃ち取司の群議を採り、地方官の衆論を盡し、しきりに内閣諸臣と辨論裁定し、之を公平盡一に帰せしめ、地租改正法を領布す。庶幾くは賦に厚薄の幣なく民に労逸の偏なからしめん。主者奉行せよ。

明治六年七月二十八日

第二百七十二号

今般地租改正に付旧来田畑貢納の法は悉皆相廃し更に地券調査相済次第土地の代價に随ひ百分の三を以て地租と可相定旨被仰出候條改正の旨趣別紙條例之通可相心得且従前官廳并群村入費等地所に課し取立來候分は總て地価に賦課可致尤其金高は本税金の三ケ一より超過すべからず候此旨布告候事

明治六年七月二十八日

太政大臣三條實美

地租改正條例

第一章 今般地租改正の儀は不容易事業に付実際に於て反覆審按の上調査可致尤土地に寄り緩急難易の差別有之各地方共一時改正難出来は勿論に付必しも成功の速なるを要せず詳密整理の見据相立候上は大蔵省へ申立允許を得るの後旧税法相廃し新法施行いたし候儀と可相心得事 但一管内悉皆整理無之候共一郡一区調査済の部分より施行いたし不苦候事

第二章 地租改正施行相成候上は土地の原價に随ひ賦税致し候に付以後假令豊熟の年と雖も増税不申付は勿論違作の年柄有之候ても減租の儀一切不相成候事

第三章 天災に因り地所変換致し候節は實地点検の上損隙の厚薄により其年限り免税又は起返の年限を定め年季中無税たるべき事

第四章 地租改正の上は田畑の稱を廃し總て耕地と相唱其餘牧場山林原野等の種類は其名目に寄り何地と可稱事

第五章 家作有之一区の地は自今總て宅地と可相唱事

(以下次号)

(公認会計士 税理士 岸本勝次)

信頼の旅をご紹介します

(株)日本会計士学館では海外・国内旅行に信頼できる旅行業者を指定いたしました。観光・業務渡航・社員旅行・新婚旅行等、お気軽にご相談願います。

特典

1.主要な海外旅行パッケージ商品……定価の5%割引

三井の旅、ジャルパック、ルック、ジェットツアー、マッハ、ホリデイ、グリーニングツアー、ダイヤモンドツアー、レジャーツアー、地中海クラブ、スーパー、バリュー等定期的に商品発売されている標準商品。

2.特定の海外旅行パッケージ商品……定価の5%~3%割引

各旅行会社が募集している価格帯の低い商品。パレット、マイツアー、ベスト、アバ、ビバ、トリップ、ハウ等。但し催行時期、方面により特典をご提供出来ないケースもありますのでその都度確認願います。

3.主要な国内旅行パッケージ商品……定価の4%割引

三井航空国内旅行商品、全日空スカイホリデイ、赤い風船、日航ジェットプラン、ビッグホリデイ、エース、メイト、サミーツアー、ナイスウイング、ハトバス旅行等の定期募集の標準商品。

4.その他、各旅行も相談に応じます。

ご利用方法

●お申し込みは直接エムオーツーリストへお願いいたします。
●お申し込みの際は「公認会計士の〇〇です」「〇〇事務所の〇〇です」等この制度の利用者であることを、お告げ下さい。参加される方全員が特典の対象となります。
●旅行代金等は直接エムオーツーリストへお支払い下さい。(クレジットカードご利用の場合は上記特典の適用はご容赦願います。)

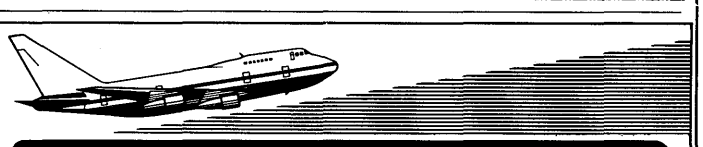

お問い合せ、お申し込みは下記担当者まで

(株)日本会計士学館指定旅行会社

M.O. TOURIST エムオーツーリスト

(旧社名 三井航空サービス)

東京都中央区日本橋室町2-3-16 三井6号館1F

営業時間 9:00~17:15(平日)9:00~12:15(土曜)

☎03-242-0866

担当者
塚田 隆子(ツカダ)
片見 良江(ヘンミ)
天野 希美(アマノ)
責任者
村山 義輝(ムラヤマ)

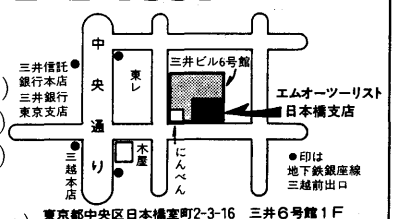

東京都中央区日本橋室町2-3-16 三井6号館1F
営業時間 9:00~17:15(平日) 9:00~12:15(土曜)

(株)日本会計士学館 ☎03(815)3414(代)

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる
右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (816) 3346
発行人　下田友吉
編集人　岡田一馬
(1部 100円 / 年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…商法改正に関するメモ
二頁…歴史考察、税の歴史

商法改正に関するメモ

一　株式会社の設立手続の合理化

㈠発起人の員数の下限の制限を廃止

発起人については、ドイツ、株式会社五人以上、有限会社一人以上、アメリカ、原則として一人、イタリア、株式が一人に帰属した時は無限責任、フランス、イタリアに準ず、イギリス、取締役に対する金銭貸付その他類似行為禁止となっている。株式会社を営利事業を営む社団と性格づけるとすれば、社団とは複数人の集合体とされているので矛盾がないかという事になるが、明治時代の最高裁の判例で、株主が当初七人いて、逐次減って最後の一人になっても、株式を譲渡することによって直ちに複数の社員構成になり得る、いわば潜在的な社団性を有するという事から適法であるというのがあり、実際に株主が一人という株式会社も相当存在するので発起人も一人以上でよいとされた。

㈡発起設立における払い込み等についての検査役の調査を不要とする

現物出資及び財産引き受けに関する検査役の調査についても、少額の財産等については不要とし、不動産については弁護士の証明を受けることにより省略を認める。事後設立及び新株の発行の際の現物出資についても同様の措置を講ずる。

発起設立の場合は、株式申込証や創立総会はいらないし、検査役の調査もいらなくなった。代りに取締役及び監査役の調査報告書と払込金の保管証明書がいることになった。

今後発起設立がふえると思うが、弁護士の証明を受ける場合の証明の費用及び不動産鑑定の費用も会社の負担に帰すべき設立費用の中に入り検査役の調査を受けることが必要という事は注意する必要がある。定款の認証料は四万円と決まっており、銀行等の払込手数料は基準があるので、定款に記載しなくても効力があり、登録免許税は二八六条において形式的には設立費用に含まれないものとされているので特に「定款に記載するに非ざれば云々」という事項には書かれていない。今のままでは、検査役を選任すると百万円位の費用と二か月位の月日がかかるといわれているので東京地裁でも年間四～五件あるにすぎないそうである。

二　株式等に関する制度の改善

㈠譲渡制限株式の譲渡の承認請求の手続に関し単純な譲渡の承認のみを請求すること及び株式の取得者一般から譲渡の承認請求をすることができることとする

現行の条文では株主の決めた譲渡の相手方に譲渡する事が認められない時は自分でそのまま持っているという場合の事が考えられていないような文章であったのを改めた。また譲渡制限株式の善意取得や譲渡担保の実行の時に不都合なので、競売又は公売によりという文字から単に取得した者はと改め範囲を拡大した。これは在来、当事者間では有効という説(判例あり)と絶対無効説(少数説)とあった。

㈡株式の譲渡制限をした会社の株主に新株、転換社債及び新株引受権付社債の引受権を認める

株式は自由に譲渡出来るのが原則である。定款をもって株式の譲渡が制限されていると、株主は株式を市場において自由に取得することができなくなる。会社が株主の株式取得の可能性を制約することを認めながら、新株発行の方法を会社の自由に委ねている現行法の規制は均衡を失することになっているので改めた。

なお有限会社の場合は社員以外の者に対する譲渡については法律上当然に自由が制限されているが、社員は原則として出資の引受権を有するものとされている。社員相互間の譲渡は自由で、制限できない。

三　会社債権者の保護を図る

㈠株式会社に最低資本金の制度を新設

最低資本金の額を定めた事は明治三十二年の商法制定以来初めてである。株式会社で七十%、有限会社で五十%位がこの基準を満たしていないと考えられているので増資のことが問題になる。現行法では法定準備金(資本準備金と利益準備金)を資本に組入れることによって資本が増加する時は、新株を発行するかどうかは取締役会で決めることになっている。まだ準備金として積立てていない利益処分可能なものを資本に組入れる時は必ず新株を発行しなくてはならない。これについて所得税法上の考え方は会社における株主の持ち分額の増加と考えてみなし配当課税が行われるが、商法学者の立場からは所得がないのではないかとみて法制審議会の内部でも非常に強い批判があった。この件に関しては平成三年度の税制改正作業でとりあげることになっているので、その結果を待って、増資の手続きを行った方が節税になるようである。ドイツでは有限会社三十万社に対して株式会社が二千、しかも減って行く傾向にあるのは会社について法人実在説をとっている為といわれている。

㈡資本の増加を容易にするため、株式配当の制度を利益の資本組入れと株式分割に分離して、利益の資本組入れのみを行うことも可能とする

新株の追加発行を伴うことなく配当可能利益の資本組入れが可能となったが法定準備金の資本組入れは株式会社のみ可能であり、配当可能利益を資本に組入れる時は株主総会、準備金を資本に組入れる時は取締役会の決議を要する。

㈢利益準備金の積立基準を拡充する

現行の毎決算期に金銭に依る利益の配当額の十分の一以上を積立てるのが、毎決算期に利益の処分として支出する金額の十分の一以上に変るが、利益処分としてない税務上の賞与認定分はこれに入らない。

㈣最低資本金の制度には経過措置を設けている

経過措置の最大許容日数は八年二か月となるようであるが、五年内に行うことが必要と思う。合名会社や合資会社に組織変更する会社はまずないとみられている。

四　株式会社の資金調達の合理化

㈠優先株式等について機動的な発行をすることができるようにその発行手続を改正

定款に定めるべき利益の配当に関し優先的内容を有する種類の株式の内容中優先して配当すべき額に付てはその上限のみを定めれば足りる事になったが、その場合の上限の定め方は一株当りが原則である。

㈡無議決権株式の発行限度を発行済株式総数の四分の一から三分の一に緩和

アメリカ、イギリスは制限なし。スイス、ドイツ等は二分の一。フランスは資本の四分の一とされているが、他に発行の認められている投資証券と併用すると最大限資本の二分の一まで可能。

㈢端株についての改正

端株については定款の定めにより端株券を発行しないことができるものとする。端株券が発行されない場合には端株主に会社に対する端株の買取請求権を認める。

㈣無記名式の株券の制度を廃止

無記名式の株券は利用者がないので廃止となった。

㈤社債について、その発行限度の制約を純資産額によるもののみとし、資本及び準備金の制約を廃止

欧米諸国はほとんど限度規制をやらず、市場のメカニズムに任せている。

五　その他

主なものは以上の通りであるが、有限会社法も同時に改正された。有限会社法はドイツ法に範をとり、フランス法を参考にして作られた。小廻りが効くようにと、わざと商法と別にしているが、今日まで独自の改正は行われておらず、今回もまた株式会社の法規制の変革に伴って改正された。

〈文責　岸本〉

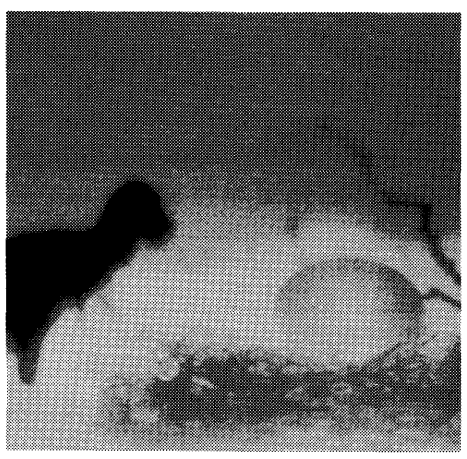

特別調査企画◉人手不足の救世主となるか
OCR(光学読み取り)システムの現状と運用法
●会計専用機OCR機能、性能比較調査(MJS・ICS・エッサム・エプソン・データ通信)●会計事務所OCR導入状況
●導入事務所合理化効果の実際と運用法●OCR移行成功事例●OCR移行のためのチェックポイント

11月20日創刊!!
2月号から月刊化
予約購読申込、資料請求受付中
年間購読料27,810円(消費税込)
書店ではお求めになれません

会計事務所の経営改善
特集●実態調査
会計事務所にも押し寄せた人手不足
■男性事務員の採用難、業務拡大をストップ
■募集条件、待遇(給与・休日・受験援助)と応募状況
■経理専門学校生の就職したい会計事務所
税理士・公認会計士の研究会、勉強会参加状況
■仕事の相談相手は?
資産税MAS共同事業グループ紹介
資料探しのための
税務会計専門誌索引シリーズ
法人税編(1989・1990年版)

顧問先の経営指導
中小企業の経営多角化
異業種交流グループ参加状況と問題点
■会員募集中交流グループ一覧
■都道府県別交流促進策、助成策一覧
中小企業の技術開発融資、支援策
■都道府県別融資、支援策一覧

会計事務所のインテリジェント・ターミナル化を支援する
月刊 マネージメント・データバンク
全国会計事務所・顧問先中小企業アンケート調査実施
発行:㈱エムエイエスデザイン　〒150 東京都渋谷区東1-12-2下山ビル2F
TEL 03-499-1224　FAX 03-499-1346

歴史考察

歴史に想う（四）

人への仕え方、人の使い方のポイント――豊臣秀吉、徳川家康の場合Ⅰ（承前）

部下としては、信長の逆鱗にふれることは身の破滅を意味するので、身の保全のために懸命の働きをし、主人信長の気に入るように努力すれば身の保全と栄進を約束されるが、何時自分に不幸がくるかわからないという不安感が常につきまとっており、一日として心を許すことができないという、人間としてはやりきれない心理状態であった。

信頼とか心服とか、尊敬とか、心で結ばれた人間関係は少なく、権力の前に従っているだけで、一見強力なように見えるが、何時このバランスが崩れ去るかわからない危険を持っていることにもなる。

秀吉はこの病的なほど感情の起伏のはげしい信長に最も信用され、持ち前の機敏、天衣無縫な明るい性格をもって仕えたけれども、秀吉としても不安感はあったと思う。これは信長の性格のうち、

1、猜疑心が異常に強く、一度疑ったら何年を経ても元の状態にならないこと。

2、逆鱗にふれたときの処分のおそろしさは目前で幾多の例を見せられている。

3、派手好みで近代的理性の持ち主であるとともに、じめじめしたことの嫌いな性格であること。

4、軍の報告をする際、自慢づらで功名をたてたようなことを非常に嫌うこと。

以上の信長の性格を見抜いていたからであろう。秀吉の信長に対する仕え方のポイントとしての態度と考えられる点は、

a　自分に子供のないことを理由に信長の子秀勝を養子に貰いうけ、自分の功によって与えられる領土は将来秀勝のものになるという印象を与え、禄高に対する野心のないことを証明したこと。

b　主君である信長はやがて天下人としての地位につくのだということを心から信じ、礼儀のとり方も信長好みに行なった。

戦勝報告のときの戦利品・献上品の行列は、先頭が安土城に到着しても最後尾は自分の居城長浜城を出ていないというほど、万事に民衆の目を驚かす大掛りな演出をしている。

また戦況報告でも、作戦の建議でも、細大洩らさず行い、独断的行動を一切しない、すべて主君の指示に従っているという態度で、ワンマン信長を満足させることに心を砕き、決断者の存在を明らかにした発言をしていること。

c　日本に領土的野望のないことを信長に認識させるため、将来主君が日本平定後は外国に遠征したい旨のことを口にしていたこと。

これは自分が天下人になった際、朝鮮出兵という日本人ばなれの気宇の大きな外征を実行した前ぶれのようでもある。しかしこれが結果的に豊臣政権崩壊の原因となった。政治の失敗であったが、若い時代からの秀吉の夢でもあった。現代人に秀吉のような仕え方を望むことはなかなか困難であって、天下人の天禀を持った秀吉にしてできることではあるが、現代企業の経営者で特に一代で創業した立身出世型の経営者の中には、多かれ少なかれ信長的ワンマン型の人が多い点から、秀吉のやったような仕え方を学ぶ必要があるのではないかと考える。

これは上司に迎合するとか、要領の良さとかではないと思う。人間の心理として、上司の立場とか決断者の権威といったものを尊重する態度を、下の者からとられれば悪い気持ちになる上司はいない。

同じ結果が出ても、これは私の力でやりましたとか私の努力の結果でしたというような自慢ぶった報告をされるより、上級者の指導がよかったとか、上司の力量を認めた、いわゆる上司の顔をたてた態度を下の者がとることは、いつの時代でも上司の立場にある者としては「気のきく者」としての心理になるのではないかと思う。

そうすることにより、人間関係は信頼感とか、役に立つとか、期待感が湧き、円滑となって上下のコミュニケーションがよりよい状態となり、経営のプラスになると思う。

d　このように信長の性格を見抜いて、信長の気のまわす先を先をと見通す秀吉独得の機敏性と陽気な性格から、信長の心の中にとけこむ態度が信長と秀吉の人間関係を非常によくし、異例の抜てきをされて大名になれたわけであるが、秀吉にも信長の勘気にふれる事件がなかったわけではない。この危機を乗り切った例をあげると、信長の北陸攻めで、朝倉軍と織田の重臣柴田勝家とともに戦ったときのことである。

勝家と戦術上の意見が合わず、戦場を離脱して自分の近江長浜城に帰り、信長の怒りにふれたとき、並の部将ならば門を閉じて謹慎するところであるが、秀吉は城に白拍子を呼び、毎日酒宴で陽気にさわいでおり反逆の意志のないことを暗に信長に知らせる心憎いばかりの態度に、さすがの信長も謹慎を許したこと。

天正十年、中国の雄毛利征伐の司令官として高松城功撃の際、有名な水攻め戦法で落城寸前にまで追い込んだが、自分の力だけで落城させたのでは功を誇ると見られるのを警戒して、おん大将のご出馬を乞う旨の急使を何回となく安土城に送った。

（税理士・今村秀夫）

恒例の第一税協研修会！

―実務に役立つ―

冬季恒例の会社税務研修会

法人税基本通達の疑問点を中心に明快に講義解説！

日時／平成３年２月９日(土)
午前10時～午後１時
場所／中央大学駿河台記念館2階大会議室
会費／3,500円（聴講のみ希望の方）
8,000円（聴講・教材とも希望の方）

主催／第一税理士協議会
協賛／東京会監査団連絡協議会
東京会共同事務所連絡協議会

税の歴史から

地租改正（その二）

<100>

第六章　従前地租の儀は自ら物品の税家屋の税等混淆致し居候に付改正に当ては判然区分し地租は則地価の百分一に可相定の処未だ物品等の諸税目興らざるにより先づ似て地価百分の三を税額に相定候得共向後茶煙草材木其他の物品税追々発行相成歳入相増其収入の額二百萬円以上に至り候節は地租改正相成候土地に限り其地租に右新税の増額を割合地租は終に百分一に相成候迄漸次減少可致事

第七章　地租改正相成候迄は固より旧法据置の筈に付従前租税の甘苦に因り苦情等申立候とも格別偏重偏軽の者に無レ之分は一切取上無レ之候條其旨可相心得尤検見の地を定免と成し定免の地無餘義願に因り破免等の儀は總て旧貫の通たるべき事

右之通相定候條猶詳細の儀は大蔵省より可相達事

右之趣管内無洩相達する者也

明治六年十一月

奈良県権令青山貞代理

奈良県権参事小池浩輔

以上は奈良県に布告された文章であるが、他府県に於ても同様の文書で発せられたものと推察される。

奈良県ではさらに「地租改正に付郡村に布達」として大要次の如き文書を発している。

地租改正に付人民心得

第一条　一、今般地租改正被仰出候に付追々相渡置候券状面之代価者旧来石盛之不同と貢租之甘苦に因り高低有之候間御規則第一則之通従前之石盛並に貢租等は一切無きものとし更に其土地一歳取上米金之作益を見積り第二条之通取調地価何程と持主限り銘々見込之実価を為申出其村正副戸長共篤と調査之上不都合無之に於ては別紙雛形之如く帳面相仕立一筆限り持主名前下之令調印正副戸長共奥書連印の上可差出事

第二条　一、地価積り方は従前直作小作地之別なく壹け年本作取揚米金全数之内より種肥し代並に此後之地租（則地価の百分の三）村入用（則地租三分の一迄を目的とす）等を引去り全く地主所得に可成米金を以て地価を算出可致事

第三条　一、雛形に記せる収獲米其他の品類は是迄年々其地より生ぜる本作取上高の全数にして種肥其他の諸費等一切引去らず有の尽書出すべし尤年の豊凶に寄り一定ならずと雖も平年の作柄を以て正実に書出し可申事

このような條文が二十二条まで続いている。

（公認会計士・税理士　岸本勝次）

信頼の旅をご紹介します

(株)日本会計士学館では海外・国内旅行に信頼できる旅行業者を指定いたしました。観光・業務渡航・社員旅行・新婚旅行等、お気軽にご相談願います。

特　典

1.主要な海外旅行パッケージ商品……定価の５％割引
三井の旅、ジャルパック、ルック、ジェットツアー、マッハ、ホリデイ、グリーニングツアー、ダイヤモンドツアー、レジャーツアー、地中海クラブ、スーパー、バリュー等定期的に商品発売されている標準商品。

2.特定の海外旅行パッケージ商品……定価の５％～３％割引
各旅行会社が募集している価格帯の低い商品。パレット、マイツアー、ベスト、アバ、ビバ、トリップ、ハウ等。但し催行時期、方面により特典をご提供出来ないケースもありますのでその都度確認願います。

3.主要な国内旅行パッケージ商品……定価の４％割引
三井航空国内旅行商品、全日空スカイホリデイ、赤い風船、日航ジェットプラン、ビッグホリデイ、エース、メイト、サミーツアー、ナイスウイング、ハトバス旅行等の定期募集の標準商品。

4.その他、各旅行も相談に応じます。

ご利用方法
●お申し込みは直接エムオーツーリストへお願いいたします。
●お申し込みの際は「公認会計士の○○です」「○○事務所の○○です」等この制度の利用者であることを、お告げ下さい。参加される方全員が特典の対象となります。
●旅行代金等は直接エムオーツーリストへお支払い下さい。(クレジットカードご利用の場合は上記特典の適用はご容赦願います。)

お問い合せ、お申し込みは下記担当者まで

(株)日本会計士学館指定旅行会社
M.O. TOURIST
エムオーツーリスト
（旧社名　三井航空サービス）

東京都中央区日本橋室町2-3-16　三井６号館1F
営業時間　9:00～17:15(平日)9:00～12:15(土曜)
☎03-242-0866

担当者
塚田　隆子(ツカダ)
片見　良江(ヘンミ)
天野　希美(アマノ)
責任者
村山　義輝(ムラヤマ)

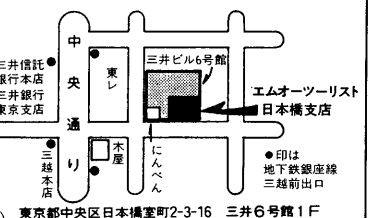

東京都中央区日本橋室町2-3-16　三井６号館１Ｆ
営業時間 9:00～17:15(平日) 9:00～12:15(土曜)

(株)日本会計士学館　☎03(815)3414(代)

★一局複数会制の
　早期実現をはかる
★税理士会の
　正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（3816）3346
発行人　下田友吉
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁・二頁…年頭所感
三頁…東京公認会計士協同組合だより
四頁…年始名刺広告

岡田一馬氏撮影

年頭のご挨拶

第一税理士協議会
会長　下田友吉

平成三年の新春を迎えお芽出度うございます。

毎年の正月には第一税協としてやらねばならぬ事を書いて自らを奮起させるのだが、過去を省みて忸怩たるを感ぜずるを得ないのが実情です。協力をして下さる会員に対しては誠に申し訳けなく思っております。会員各位におかれましてはこれに懲りずに長い目と温かい情をもって本年もご協力をお願いいたします。

正月に浅草の浅草寺に初詣に行ったとき、本堂向拝の右左に木に刻した二つの聯を見ました。

実相非荘厳金碧装成安楽刹
真身絶表象雲霞画出補陀山

と書いてあった。実相は荘厳に非ざるも金碧は安楽刹を装い成す。真身は表象を絶すれども雲霞は補陀山を画き出す。と読むのだろう。実相は飾りたてはないが金碧の空は安楽世界の大きな建物を作っており、真身は一寸八分で言い表すことのできない程の小さな仏さまだが雲霞は観音の霊地である大きな補陀落山を築いているという意味であります。

勿論これは観音菩薩の徳をたたえたものであるが、これを第一税協に引き換えて見ると小さな会でもまじめに一生懸命努力していれば大きな効果を期待できるのではないかと直感した次第である。果たして現実はそんなに甘くはないが、今年も何か会員のために努力しなければと心に堅く決めさせられる思いを持ったのであります。

次の商法改正、今春早々から本格的に検討開始

—法制審議会商法部会—

昨年六月二三日参議院本会議で可決成立した商法改正後、法務省及び法制審議会は表面上動きがないような感じであった。

しかし、法務省としては今回の改正で積み残された中小会社の法制の整備について、経営管理機構、登記所公開制度、中小会社の計算適正担保制度の確立、合併法制整備などを内部としては検討されていた様子である。

去る一二月五日に商法部会の会社法準備会と社債法小委員会が開催されて、商法の今後の改正課題と手順について自由に討論が行われたようだ。改正事項としては先般の改正に積み残された項目と自己株式規制、企業結合、分割手続が加えられることになりそうである。

特に中小会社の計算の適正担保制度については先の昨年六月改正時に、衆参両院において早期に検討することを法務委員会で附帯決議がつけられている。

ただ、この附帯決議は衆議院と参議院では表現が若干異っているが、法務省当局は、内容は同じと受けとっているようである。

いずれにしても、これを会計調査人制度として改正試案が作成されたが、関係団体の調整がつかず商法部会法律案要網案決定の段階で先き送りとなってしまっている。

その後法務省は「調査」という言葉を使用することをやめ「計算の適正担保」という言葉におきかえて、さらに検討を開始した。

税理士会も法対策特別委員会を中心に、早くから鋭意討議を重ねているようである。法制審議会商法部会も今春二月以降に開催される模様であり、いよいよ方向があきらかにされてくると思われる。

〈文責松木〉

おことわり
◆「歴史考察」、「銘語録」、「税の歴史から」は、今回休みました。

話題沸騰!!
ただ今、定期購読受付中!!
●書店ではお求めになれません。お申し込みは、今すぐに!!

2月号
総力特集⊙事務所経営の方向性を模索する
相続税申告処理、事業承継指導の実態と課題
◎申告処理、生前対策の処理状況◎企業提携　顧客獲得ルートと成果◆銀行◆証券◆不動産◆建設etc◎共同事業グループ、研究会参加状況と参加者の成果◎共同事業グループの実際と今後の課題

今、注目のFPライセンス
ファイナンシャル・プランナーの資格取得と業務内容
◎米国のFP資格◎日本FP協会と研修委託法人8社◎FPは事業承継の有効ツール?◎FP業務実施グループ5団体紹介◎日本のFP資格の現状と取得法◎FP業務とは◎FP業務の採算性

調査リポート
相続税申告計算・シミュレーションシステム①
◎JDL　◎エプソン　◎エッサム　◎オリベッティ・東芝

特別企画⊙シミュレーション　記帳代行は維持できるか?
「消費税見直し案」が事務処理におよぼす影響
◎事務処理の質と量の増大は記帳代行を維持出来るか◎簡易課税の上限引き下げによる影響◎顧問先との事務処理役割分担の見直し◎対策　顧問先OA化　教育他◎顧問料改定を乗り切る算定資料

シリーズ●資料探しに便利
税務会計専門誌　INDEX
相続税編（1989・1990年）

中小企業●人材派遣業活用の実態
●人材派遣料金一覧

既刊：創刊号の主な内容
特別調査企画⊙人手不足の救世主となるか
OCR（光学読み取り）システムの現状と運用法
特集⊙実態調査
会計事務所にも押し寄せた人手不足の波
ネットワーク時代の到来
胎動する資産税・MAS、共同事業・研究グループ
●資料探しに便利／
税務会計専門誌　INDEX
法人税編（1989・1990年）

会計事務所のインテリジェント・ターミナル化を支援する
月刊マネージメント・データバンク
発行：㈱エムエイエスデザイン
〒150 東京都渋谷区東1-12-2下山ビル2F
TEL 03-3499-1224
FAX 03-3499-1346
●年間購読料 27,810円（税込）

恒例の第一税協研修会！

実務に役立つ

冬季恒例の会社税務研修会

法人税基本通達の疑問点を中心に明快に講義解説！

日時／平成３年２月９日(土)
午前10時～午後１時
場所／中央大学駿河台記念館2階大会議室
会費／3,500円（聴講のみ希望の方）
8,000円（聴講・教材とも希望の方）

主催／第一税理士協議会
協賛／東京会監査団連絡協議会
東京会共同事務所連絡協議会

新年のご挨拶

社団法人　日本監査協会
理事長　秋場邦雄

迎年おめでとうございます。

生きとし生ける者すべて生ある喜びを感じるのは正月ならではの気持です。時移り平成もはや三年を数えその流れの早さに驚きます。時の過ぎ行くのの一番短かい単位が刹那でありその刹那の連続が私達の一生です。現在は一瞬にして過去となり何時、何処で私等の生命の終局を迎えるか神ならぬ身の知る由もないのですが、年末の喪中の通知を見るにつけ人の寿命の無常さ果敢なさを痛切に感ずる次第です。時は金銭で買えるものでなく時は命なのです。人は年輪を重ね想い出を残しつつ年をとって行きます。正に人生は想い出の歴史であり行雲流水過ぎて見れば黄粱一炊の夢です。

昨年の国民経済計算確報によれば名目四百六兆円と初めて四百兆を突破し、土地、株の増加が目立ち好景気に支えられ、アメリカに次ぎ世界第二位となり誠に同慶の至りです。平成三年の予算七〇兆円余、地方減税七〇〇億円、国税増税二〇億円日本経済の成長ぶりには感心致します。又、公定歩合の引上げ、ガソリンの値上げ、人手不足による海外人の採用、株価の下落等残された本年度の課題となる事でしょう。税法的には消費税の修正、土地保有税の創設、譲渡課税、取得課税の見直し等山積していますが実務に適した国民の期待に答えられる土地税制こそ望ましいと思います。果たしてこれで地価の高騰を防ぎマイホームの建設に役立つかが問題の焦点となる事でしょう。

私ども会計人も打つて一丸となりよりよい解決策に協力し、以つて納税者の期待と信頼に答えなければならないと思います。イラクの問題は世界をその渦中に巻き込み戦争をも辞さない態度は、人類を破滅に導くものであり絶対回避すべきであります。そしてその平和的解決こそ望ましいものです。

最後に第一税理士協議会の弥栄えと、会員各位のとこしえの幸せを祈念し新年の御挨拶と致します。

新年のご挨拶

近畿税務研究会
会長　西澤　馨

明けまして、おめでとうございます。第一税理士協議会の会員の皆さまに、新年の賀詞を遥か大阪の地から、申し述べさせていただくことは、誠に光栄に存ずる次第であります。本年もどうか宜しくお願いいたします。

平成も三年目に入り、本格的な平成時代を迎えた感がいたします。

昨年は、商法の一部が改正され、本年四月から施行されることとなりましたが、会計調査人制度は、見送られることになりました。中小会社の監査の問題は、今後再び商法改正の重要問題として到来することと思われますが、あくまで、社会の問題として論議すべきで、職域論争として、論ずべきでは、ありません。商法は、社会のためにある法律であって、公認会計士のためにある法律でもなく、税理士のためにある法律でもありません。

公認会計士協会と税理士会の両会に所属する者として、特に、この感を強くするものであります。

一方、税制においても、昨年は、地価高騰の対策として特別土地保有税の創設が、論議され、また、株式の評価通達の改正、消費税の定着等があり、本年を迎えました。今こそ我々は、税理士として大いに、税の研さんに、つとめるとともに、税理士制度の正常化に努力しようと思っております。どうか今年も、ご協力とご支援をお願いするとともに貴会の益々のご発展をお祈りしますとともに、貴会会員の皆さまのご健勝を併せて、お祈りして新年のご挨拶といたします。

平成三年を迎えて

税理士桜友会
会長　佐野辰彦

平成三年を迎え、第一税理士協議会の諸先生およびそのご家族の御健勝を心からお祝い申し上げます。旧年中は何かとご支援・ご指導を賜り、心から御礼申し上げます。

私ども桜友会もおかげさまで創立二十一周年目に入りました。当初九百名弱であった会員も、ここ数年急速に加入率が向上し、近く四千名に達するものと思われます。

任意加入の団体でこのような規模になりますと、会員個々の方々の会への期待が、極めて多方面・多様にわたっていることを痛感させられます。〝挙会一致〟言葉では簡単ですが、現実の問題となりますと、いくら理念が立派であっても、すべての方に同じような優先度で理解してもらえるとは限りません。意見を異にする方の立場から自分を見てみるような目を育て、異質な者同士が歩み寄り共存を認め合わなければ成り立ちません。

ひるがえって税理士法が定められて四十年目を迎えるわが税理士業界をみますと、商法改正に伴う職域の問題、事業継承の問題、金融・証券・不動産業者等との業際の問題、さらには当面する税理士会役員の改選の問題など重要な事柄が山積されております。

私ども桜友会としましては、これらの事柄に対応するにあたり、税理士法第一条に明定されております税理士の使命を根幹にしつつ、謙虚な気持すなわち、自分はいつも正しいのだといった自信過剰な姿勢では失うものはあっても、他から学ぶことは出来ないことを深く認識しつつ行動致す所存でございます。

どうか、今年も昨年と変わらないご支援・ご指導をお願い致しまして新年のご挨拶と致します。

新年のご挨拶

社団法人全日本計理士会
会長　岡芹一夫

第一税理士協議会の会員・役員の皆さま明けましておめでとうございます。平素の変らぬご指導とご厚誼に対し心から感謝申し上げます。

変革と激動で明け暮れた平成二年をそのまま引き継いだ新年を迎え、年頭に際して内外の情勢の厳しさを一層肌に感じております。

さて、昨年は職業会計人業界が最も関心を深めていた商法改正問題も計算、公開等重要な課題を積み残して一応結論が出されましたが、一衆参両院の附帯決議を見るまでもなく商法改正の抜本的問題はこれから再論議されるわけで、それだけに今日までの商法改正問題に対応してきた各関係業界の経緯を考えますと、今後の方向づけを如何にするか一段と高所に立って議論する必要があるのではないか、同時にこの問題、特に計算、公開問題は、わが国職業会計人制度及び監査制度の在り方にも波及する諸問題を包蔵するものとして、注視しております。一方最低資本金制度の導入によってその達成のための関与先企業への指導と実務態勢の強化も進めつつあります。昨年後半に至って、来年度税制改正の中心課題として、政府税調、自民党税調において、土地保有税や土地譲渡課税の強化が打ち出されてきましたが、今後貴会との交流を一層深め税制についても広くお話し合う機会が得られれば幸に存じております。

末筆になりましたが、下田会長はじめ貴会先生方のますますのご多幸とご健勝を謹んでお祈り申し上げます。

Personal VeloBinder™
The revolutionary personal-size binding system.

美しく見られるために、生まれてきました。
OA時代にふさわしい画期的なバインディング・システム、「パーソナル・ベロバインダー」。企画書や、提案書、プレゼンテーション用の資料など、さまざまな書類を内容にふさわしい装丁にドレスアップします。

■とじ具（専用ストリップ）はわずか5㎜で、見やすく、書類のスペースをムダにしません。
■電気も、熱も、のりも使わないワンタッチ操作で、誰でもカンタンに使いこなせます。
■とじた後でも、とじ具の取り外しが可能で、ページの入れ替え、追加もできます。
■A４判用で、50枚(PPC用紙)までとじられます。
■値段も、サイズもお手ごろで、設置場所を選びません。

輸入元　三井物産株式会社

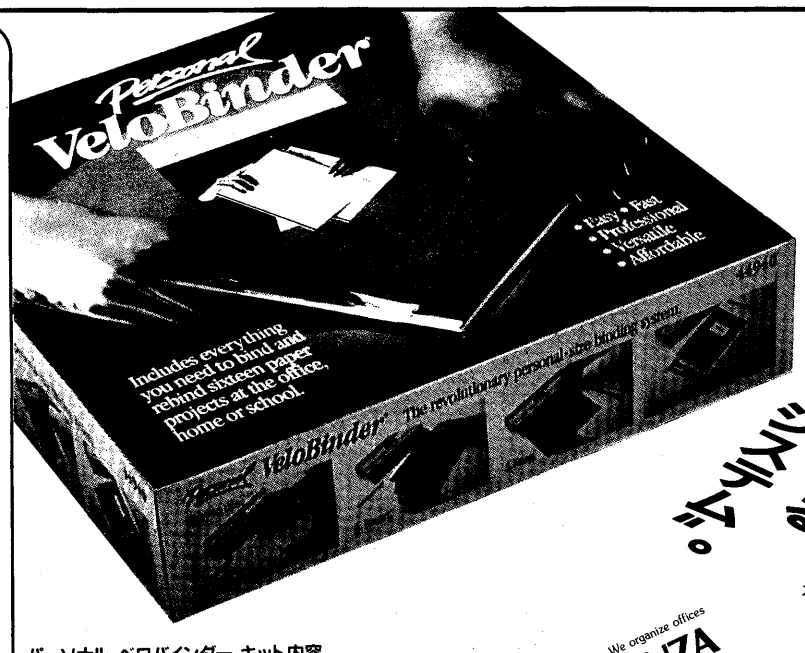

スリム、スマート、ビジネスバインディング。
パーソナル・ベロバインダーは事務用品メーカー・ジャパンです。

パーソナル・ベロバインダー　キット内容
●パーソナル・ベロバインダーパンチ A-4サイズ用　1個　●専用ストリップス(黒)　8組　●専用ストリップス(青)　8組　●専用カバー/窓付き(青)　8組　●透明プラスチックカバー(0.1mm)　8組　●専用ツール　1個
セット価格 ¥19,800(税別)

We organize offices GINZA BUNGU

ステーショナリー/オフィス用品/OA機器/オフィスインテリア/デザイン用品/印章
銀座文具株式会社
■銀座店　東京都中央区銀座５－１２－９　Phone 03-3542-9395
■新宿店　東京都新宿区西新宿１－７－２　Phone 03-3343-3566
■外商部　東京都中央区銀座２－１４－１７　Phone 03-3541-4491~5

東京公認会計士協同組合だより

◇「創立30周年記念行事」開催のお知らせ！
会期まで、あと15日に迫る

当協同組合では、本年、１月30日(水)に、創立30周年記念式典を、つぎのとおり、挙行いたしますので、何卒ご出席下さいますよう、お知らせいたします。

記

Ⅰ　日　　時　　平成３年１月30日(水)午後３時30分開会
Ⅰ　会　　場　　「東京会館」　千代田区丸の内３－２－１
　　11階ゴールドルーム　ＴＥＬ03(3215)2111(代)
Ⅰ　プログラム
(1)記念講演会（午後３時30分～午後４時40分）

講　師　橘家円蔵氏(落語家)

テーマ　「笑いと人生」

(2)記 念 式 典（午後４時50分～午後５時20分）
(3)記念祝賀パーティ（午後５時30分～午後７時）
Ⅰ　会　　費　　１人　10,000円（記念講演会・記念祝賀パーティ代を含む）
Ⅰ　申　込　方　法
平成３年１月25日迄に申込書ハガキに会費を添えて組合事務局宛にお申し込み下さい。または組合事務局まで、ご一報下さい。ＴＥＬ03(3815)3423(代)
（※会費の払込みは、振込用紙をご利用下さい。）
Ⅰ　定　　員　　250名（※定員に制限がございますので、お早目にお願いいたします。）
◇宿泊を希望される方について
「ホテルグランドパレス」千代田区飯田橋１－１－１ＴＥＬ03(3264)1111(代)
１）シングル　¥20,000（税・サービス料込み）、２）ツイン　¥25,000（税・サービス料込み）
ご利用される方のため若干確保してあります。但し食事代は別途。

◇創立30周年記念事業の一環として
外資系の生命保険〝ナショナル・ライフ保険〟と提携

当協同組合では、創立30周年記念事業の一環として、外資系の生命保険、ナショナーレ・ネーデルランデン生命保険会社Ｎ.Ｖ.とこの程提携いたしました。
ナショナル・ライフ保険の特色は「逓増定期特約付長期平準定期保険」がいよいよ本年度より、日本市場に新登場し、法人向画期的節税プラン（下掲図表ご参照）となっていることであります。

法人向画期的節税プラン　ナショナル・ライフ保険の
「逓増定期特約付長期平準定期保険」いよいよ本年度より
日本市場に新登場

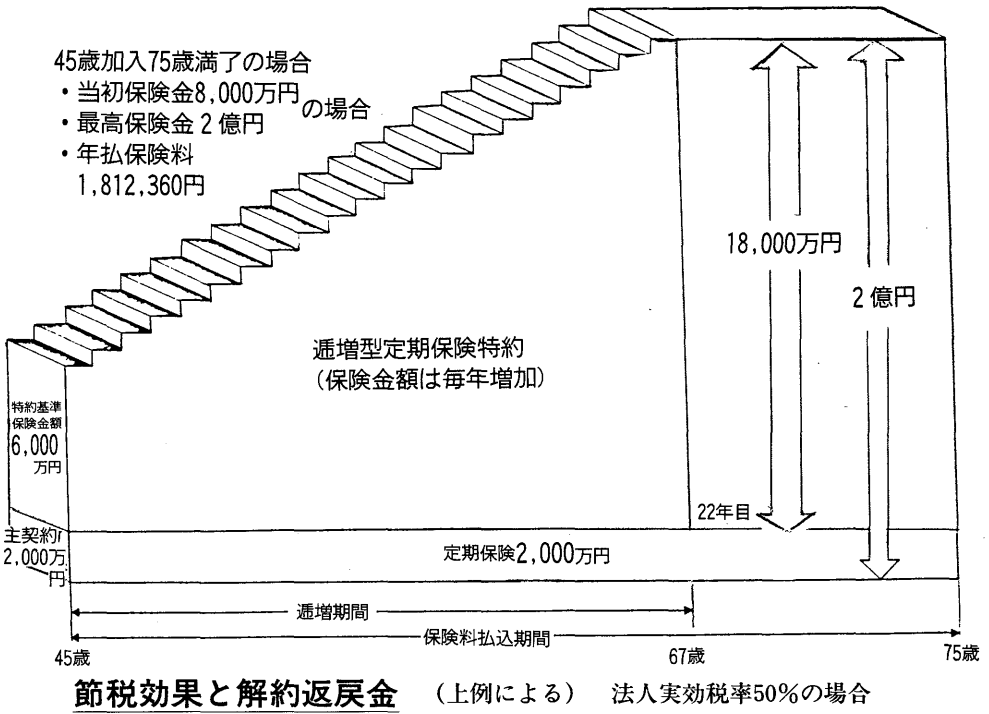

保険期間	加入年齢
5・10・15 20・25・30 年の各年	6～75歳

満了年齢	55歳満了	60歳満了	65歳満了	70歳満了	75歳満了	80歳満了	85歳満了
加入年齢	10～50歳	15～55歳	20～60歳	25～65歳	30～70歳	35～75歳	40～75歳

特　長

1）保険料が一定で保障が年々増加する。
2）保険料は損金計上(所定の要件で全額損金計上できます)。
3）途中で解約の場合の高い解約返戻金があります。

節税効果と解約返戻金　（上例による）　法人実効税率50％の場合

	経過年数	A 支払保険料	B 節税額	C(A-B) 実質負担	D 解約返戻金	E(D/A) 返戻率	F(D/C) 実質返戻率
46歳	１年	1,812,360円	906,180円	906,180円	252,000円	13.9%	27.8%
47歳	２年	3,624,720	1,812,360	1,812,360	1,814,000	50.0%	100.0%
48歳	３年	5,437,080	2,718,540	2,718,540	3,320,000	61.0%	122.1%
49歳	４年	7,249,440	3,624,720	3,624,720	4,808,000	66.3%	132.6%
50歳	５年	9,061,800	4,530,900	4,530,900	6,320,000	69.7%	139.4%
52歳	７年	12,686,520	6,343,260	6,343,260	9,392,000	74.0%	148.0%
55歳	10年	18,123,600	9,061,800	9,061,800	14,038,000	77.4%	154.9%
60歳	15年	27,185,400	13,592,700	13,592,700	20,748,000	76.3%	152.6%

謹賀新年 '91

浅井新平
目黒区中央町二一二八一五一二六
電話(三七二一)八七四四(代)

浅見孝
中野区上高田四一四一五
電話(三三八六)三六三六

飯沼清夫
足立区梅田七一一五一二
電話(三八四九)二八〇一

池田洋次郎
北区王子二一一三一一
電話(三九二一)八一一一(代)

石井操
千代田区飯田橋二一一一一一〇
電話(三三六四)四六四〇 総合経営ビル二階

石井巌
足立区足立三一一二一一〇
電話(三八八七)六三五一

岡田一馬
墨田区立花一一三二一六
電話(三六一二)一八九〇

岡崎寿士
中野区本町四一一九一二一〇二
電話(三三八〇)一五五一(代) ロイヤル・プラザ新中野

大盛廣吉
足立区千住柳町三一七
電話(三八八一)六一二五～七

太田昌一郎
大田区池上六一一八一二
電話(三七五四)〇〇四一(代)

遠藤七三
北区赤羽西四一二三一三
電話(三九〇〇)三七〇六

岸本勝次
台東区台東四一一〇一七
電話(三八三一)二四六一

木村久彌
中央区日本橋人形町一一一一五
電話(三六六〇)三六〇三

窪寺長治郎
練馬区豊玉上二一二三一一一
電話(三九九三)五三二一

倉田由次
足立区梅島一一九一五
電話(三八八七)八四五一～二

後藤千鶴子
中央区築地二一一五一五
電話(三五四一)六一三四・七九一三

小場篤
中央区銀座四一五一一
電話(三五六四)三三 教文館ビル一

小川敏市
台東区三ノ輪一一二八一一五
電話(三八七三)七二六八(代)

長田邦稲
港区新橋二一一六一一
電話(三五八〇)七二二四(代) ニュー新橋ビル三二七号

五味薫
中央区日本橋三一八一一一
電話(三三七一)四三三六(代) 政吉ビル

三枝潮
世田谷区豪徳寺一一九一三
電話(三四二九)五三八一～二

加藤隆之
中央区八重洲一一七一一七
電話(三三七一)八四六二 八重洲ロータリービル九階
台東区西浅草一一六一四
電話(三八四三)〇六六一～三

笹生武夫
世田谷区下馬三一二九一二四
電話(三四二一)七九九五

兼山金刀囲
練馬区上石神井二一三二一一一
電話(三九二〇)八一三四

岩村譲一
調布市西つつじヶ丘二一二二一二七
電話(三三〇七)七三一一

伊藤秀雄
板橋区板橋二一六三一四
電話(三九六二)一三四五(代) グローリア初穂二〇号

礒崎勝
文京区小石川二一三一二八一八〇五
電話(三八一五)三四五一

海老美與治
港区六本木四一九一二
電話(三四〇四)〇八九一 俳優座ビル912号室

神山孝
中央区日本橋中洲一一五一二〇一
電話(三六六七)二二七七

下田友吉
台東区根岸一一一〇一五
電話(三八七四)七三一七 下田ビル

杉村明
新宿区住吉町一一四一四
電話(三三五七)五四一一

諏佐市之烝
新宿区大久保二一二一一二
電話(三三〇〇)六二一一(代)

鈴木三男
大田区池上四一二六一二
電話(三七五三)七二四〇(代)

住田光生
中央区日本橋室町四一一五
電話(三三四一)六六〇〇

関口秀男
中央区銀座四一一三一一
電話(三五四一)七五六一(代) 上原ビル

千正清夫
中央区日本橋茅場町一一六一一二
電話(三六六八)〇〇五一 共同ビル八〇三号室

高橋榮吉
渋谷区代々木三一五六一二
電話(三三七〇)二四七六(代)

田中佐門
台東区柳橋一一二九一七
電話(三八六一)〇三九四 五十米ビル五〇一号

藤井豊三
中央区銀座三一九一一八
電話(三五四一)三六六八(代) 東銀座ビル

藤岡大造
木更津市文京二一二一四
電話〇四三八(二三)五七四一

谷内保三
墨田区吾妻橋二一一一八
電話(三六八二五)二四四八(代)

伝田隆雄
墨田区東向島三一三三一六
電話(三六八一三)二四四六

外村初
大田区東矢口三一二五一四
電話(三七三一)一一五六(代) 外村会計ビル

長坂利正
練馬区中村北四一二四一二
電話(三九一六)一一三一～三(代)

永島徳造
豊島区目白四一二四一五
電話(三九五四)〇二三五～七

中西幸之助
港区南青山二一二二一一四
電話(三四七五)〇七七一 フォンテ青山五〇一

西野清
町田市本町田三四五〇一一六一
電話〇四二七(二二二)八八二一

野村富雄
荒川区西日暮里五一一三一一一
電話(三八〇一)一一五八二 第三イトービル四階

廣瀬哲夫
中央区銀座一一二七一八
電話(三五六四)三四六八 セントラルビル七階

藤井豊三
中央区銀座三一九一一八
電話(三五四一)三六六八(代) 東銀座ビル

藤岡大造
木更津市文京二一二一四
電話〇四三八(二三)五七四一

松木正輝
荒川区西日暮里五一二七一四
電話(三八〇五)三一〇一 エル・アルカサル・フジ二〇二号

村田義男
目黒区八雲一一一二一九
電話(三七一八)二一〇一(代)

本島三郎
高崎市高松町一二
電話〇二七三(二二)四六二〇

安村長生
八王子市南新町一一〇
電話〇四二六(二三)〇七三〇 八王子繊維センタービル205号 (二三)五九〇九

谷田部榮廣
荒川区西日暮里一一四一七
電話(三八〇一)一一二八

山田辰巳
武蔵野市境南町三一二三一一三
電話〇四二二(二三二)二五一一～三

山本敏郎
港区西新橋二一二〇一三
電話(三四三三)五五一四

山本日出麿
千代田区丸の内一一四一二
東銀ビルヂング二階二〇九区
電話(三二八四)一九四一

米山昭一郎
板橋区高島平五一四一六
電話(三九三八)〇〇二一

若林恒雄
中央区新富一一三一二一二〇一
電話(三五五二)八八一一八

和田新之助
文京区本郷三一九一五
電話(三八一四)五八九五(代) 九幸ビル

★一局複数会制の早期実現をはかる
★税理士会の正常化をはかる
右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話（3816）3346
発行人　下田友吉（1部　100円　年極 1,000円）
編集人　岡田一馬
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁～五頁　商法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて（通達）
六頁　歴史考察、銘語録、税の歴史から

昨年改正された商法等の一部を改する法律による商業登記規則の改正省令が本年四月一日から施行されることになった。

これにともなって昨年十二月二五日付で商業登記事務の取扱いについて法務省民事局長通達が法務局宛にだされた。内容は改正された法律によって商業登記申請がされるときは具体的に必要な添付書類等を掲げ、事務処理に必要な事項を明示してある。

設立、組織変更、その他の事務を処理するとき必要な知識と思われる点もあるので、会員の参考に供するため以下に掲載することとした。

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて　（通達）

（平成2年12月25日付法務省民4第5666号）
法務局長、地方法務局長宛法務省民事局通達

商法等の一部を改正する法律（平成二年法律第六四号）、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二年法律第六五号）及び商業登記規則の一部を改正する省令（平成二年法務省令第四三号）が明年四月一日から施行されることとなったが、これに伴う商業登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、この旨貴管下登記官に周知方取り計らわれたい。

なお、本通達中、「法」とあるのは商法を、「有法」とあるのは有限会社法を、「商登法」とあるのは商業登記法を、「商登規」とあるのは商業登記規則をそれぞれいい、引用する条文は、すべて改正後のものである。また、「改正法」とあるのは商法等の一部を改正する法律をいう。

記

第一　株式会社に関する改正

1　設立

(1) 発起人の員数

発起人が一人の場合でも、会社を設立することができることとされた（法一六五条）ので、発起人が一人である設立の登記の申請であっても、受理することができる。

(2) 資本の額

資本の額は、一〇〇〇万円を下ることができないこととされた（法一六八条ノ四）ので、資本の額を一〇〇〇万円未満とする設立（合併又は組織変更による設立を含む。）の登記の申請は、受理することができない（商登法二四条一〇号）。

(3) 出資の履行場所

発起設立の場合においても、株式の払込みは、発起人が払込みを取り扱うべきものとして定めた銀行又は信託会社（以下「払込取扱銀行」という。）にしなければならないこととされた（法一七〇条二項）ので、発起設立による設立の登記の申請書には、払込取扱銀行の払込金保管証明書を添付しなければならない（商登法八〇条一〇号）。

(4) 検査役の調査

ア　発起設立の場合の検査役の調査

(ア) 発起設立の場合において、裁判所の選任する検査役の調査を要するのは、定款に法第一六八条第一項に掲げる事項を定めた場合（ただし、後記イ(ア)の場合を除く。）に限られ、株式の払込み及び現物出資の給付の有無については、検査役の調査を受けることを要しないこととされた（法一七三条一項）。

(イ) したがって、発起設立による設立の登記の申請書に検査役の調査報告書及びその附属書類を添付しなければならない（商登法八〇条四号）のは、定款に法第一六八条第一項に掲げる事項の定めのある場合（ただし、後記イ(ア)の場合を除く。）に限られる。

イ　検査役の調査の特例

(ア) 検査役の調査を要しない現物出資等

a　発起設立及び募集設立の場合における定款に定めた現物出資及び財産引受け（商法一六八条一項五号、六号。以下「現物出資等」という。）について、次の①、②又は③のいずれかに該当するときは、検査役の調査を受けることを要しないこととされた（法一七三条二項、三項、一八一条二項）。

①　現物出資等の目的たる財産の定款に定めた価格の総額が資本の五分の一を超えず、かつ、五〇〇万円を超えないとき。

②　現物出資等の目的たる財産が取引所の相場のある有価証券である場合において、定款に定めた価格がその相場を超えないとき。

③　現物出資等の目的たる財産が不動産である場合において、定款に定めた現物出資等に関する事項（法一六八条一項五号、六号）が相当であることにつき、不動産鑑定士の鑑定評価に基づく弁護士の証明を受けたとき。

b　aの①の現物出資等の目的たる財産の定款で定めた価格の総額とは、当該設立において行われる現物出資と財産引受けの目的たる全部の財産についてそれぞれ定款で定めた価格を合計した額をいう。

c　aの②の取引所の相場のある有価証券とは、例えば、株券、新株引受権証書、国債証券、地方債証券、社債券等であって、証券取引所に上場されているものをいう。また、有価証券の取引所の相場とは、当該有価証券が上場されている証券取引所の開設する市場における定款の認証の日の前日の最終価格（その日に売買取引がないときは、さかのぼった直近の取引日の最終価格）又は定款の認証の日の属する月の前月の毎日の最終価格の平均額のいずれか低い価格をいうものとする。

d　aの③の不動産鑑定士の鑑定評価に基づき弁護士が証明することができる不動産とは、土地若しくは建物又は地上権、地役権、採石権等をいう（不動産の鑑定評価に関する法律二条一項参照）。

なお、土地又は建物の賃借権もこれに含まれるものとする。

(イ) 添付書面

a　(ア)のaの①の場合においては、設立の登記の申請書には、検査役の調査報告書及びその附属書類の添付は要しない。

b　(ア)のaの②及び③の各場合においては、設立の登記の申請書には、検査役の調査報告書及びその附属書類に代えて、②の場合においては、有価証券の取引所の相場を証する書面、③の場合においては、法第一七三条第三項前段の弁護士の証明書及びその附属書類（不動産鑑定士の鑑定評価書を含む。）を添付しなければならない（商登法八〇条四号）。

(ウ) 取引所の相場を証する書面

a　(イ)の有価証券の取引所の相場を証する書面とは、①当該有価証券が上場されている証券取引所の開設する市場における定款の認証の日の前日の最終価格（その日に売買取引がないときは、さかのぼった直近の取引日の最終価格）が掲載されている証券取引所の発行する「証券取引所日報」（証券取引法一二三条参照）又は新聞等及び②定款の認証の日の属する月の前月の毎日の最終価格の平均額が掲載されている証券取引所の発行する「統計月報」（同条参照）又は新聞等をいう。

（二頁へ続く）

★全国会計事務所を徹底調査
★会計事務所の経営改善と顧問先の経営指導を追及
ただ今、定期購読受付中！
●書店ではお求めになれません。お申し込みは今すぐに！
3月号（2月20日発売）
ワイド特集●アンケート調査と解説
失敗しないためのコンピュータメーカー・計算センター選択資料
ユーザーからみたコンピュータメーカー・計算センター満足度徹底検証
●JDL ●TKC ●MJS ●ICS ●EPSON ●エッサム ●NTTデータ通信
◎トラブル経験度◎コンピュータ機能・性能◎プリンタ機能・性能◎価格◎ソフトの品揃えと充実度◎財務会計システム◎業種別システム◎業務別システム◎管理会計システム◎MASシステム◎相続関係システム◎税法改正バージョンアップ◎バグ対応度◎ユーザーニーズの反映度◎マニュアル評価◎購習指導、電話応対◎保守料金、故障時対応度◎サプライ品価格◎営業の知識と態度◎経営姿勢信頼度◎事務所経営ノウハウ提供度◎顧問先OA化支援ツール◎他メーカーへの乗り換え状況
特別調査●中小企業におけるコンサルタント活用の実態
企業は税理士・公認会計士をどう評価しているか？
◎指導内容満足度◎アドバイス受入度◎支払顧問料の実態と満足度◎つきあいたいコンサルタントと受けたい指導内容
中小企業の株式公開意欲の実態
◎公開意欲度◎公開の目的◎証券会社他の勧誘の実態◎税理士・公認会計士への公開指導期待度◎公開指導に求められる知識◎1989年、1990年公開企業分析一覧表
ここまで進んだ、中小企業の経営多角化志向と実態
◎本業と多角化分野の関係◎投資額と黒字転換期間◎多角化の相談相手、税理士・公認会計士のアドバイス状況◎多角化事業一覧
資料探しに便利！
税務会計専門誌 INDEX
所得税編（1989年～1990年版）
既刊：2月号の主な内容
事務所経営の方向性を模索する
相続申告処理、事業承継指導の実態と課題
ファイナンシャル・プランナーの資格取得と業務内容資格取得法とFP業務の採算性
シリーズ
相続税申告計算・シミュレーションシステム徹底分析①
●JDL●EPSON●エッサム●オリベッティ・東芝
●資料探しに便利！
税務会計専門誌 INDEX
相続税編（1989・1990年版）
税理士・公認会計士の必読専門誌
月刊マネージメント・データバンク
発行：㈱エムエイエスデザイン　〒150 東京都渋谷区東1-12-2下山ビル2F
☎ 03-3499-1224　FAX 03-3499-1346
●年間講読料 27,810円（税込）　●郵便振替 1-93316

(一頁より続く)

b　定款に定める有価証券の価格が上記aの①の書面記載の定款の認証の日の前日の最終価格と②の書面記載の前月の毎日の最終価格の平均額のうちいずれか低い価格を超えるときは、当該設立の登記の申請は、受理することができない(商登法二四条八号)。

(エ) 弁護士の証明書

a　(イ)の法第一七三条第三項前段の弁護士の証明書とは、現物出資等の目的たる財産が不動産である場合において、弁護士が、不動産鑑定士の鑑定評価書に基づいて、定款で定めた当該不動産の価格等現物出資等に関する事項(法一六八条五号、六号)が相当であることを証明した書面をいう。なお、この場合における不動産鑑定士の鑑定評価書は、弁護士の証明書の附属書類に該当する。

b　aの証明書には、証明者として押印した弁護士の印鑑につき所属弁護士会の発行に係る印鑑証明書の添付を要するものとする。

(5) 取締役及び監査役の調査

ア　発起設立及び募集設立のいずれの場合にも、取締役及び監査役は、①法第一七三条第三項前段の弁護士の証明書、②同条第二項に定める場合における現物出資等の目的たる財産について定款に定めた価格の相当性及び③設立に際して発行する株式の総数の引受け及び払込み並びに現物出資の給付の有無について調査することを要することとされた(法一七三条ノ二第一項、一八四条一項、二項)。

取締役及び監査役は、発起設立の場合においては、上記調査により、法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、各発起人にその旨を通告することを要し(法一七三条ノ二第二項)、募集設立の場合においては、上記調査の結果を創立総会に報告することを要することとされた(法一八四条一項、二項)。

イ　これに伴い、発起設立及び募集設立のいずれの場合にも、設立の登記の申請書には、取締役及び監査役の調査報告書を添付しなければならないこととされた(商登法八〇条四号)。

(6) 配当優先株式の優先配当額の定め

ア　会社が数種の株式を発行する場合において配当優先株式の内容中優先して配当すべき額(以下「優先配当額」という。)については、定款ではその上限のみを定めることをもって足りることとされた(会社成立後の定款変更により配当優先株式を発行することができる旨を定める場合も同じ。法二二二条二項ただし書)。この定めをした場合における各種の株式の内容及び数の登記の記載は、別紙記載例1、(1)による。

イ　定款に配当優先株式の優先配当額につき上限のみを定めた場合において設立に際して配当優先株式を発行するときは、優先配当額は、株式発行に際し、株式発行事項の一部として、発起人全員の同意をもって、定款に定めた上限の範囲内で定めることとなる(法一六八条ノ二第一号)。

ウ　したがって、設立に際し発行する配当優先株式につき、発起人全員の同意により優先配当額を定めたときは、設立の登記の申請書にこれを証する書面を添付しなければならない(商登法八〇条三号)。この場合における発行済株式の総数並びに種類及び数の登記の記載は、別紙記載例1、(2)による。

(7)転換株式の転換条件等の定め

ア　会社が転換株式を発行する場合において、転換の条件及び転換を請求することができる期間は、定款をもって定めることを要しないこととされた(会社成立後に定款変更により転換株式を発行することも同じ。法二二二条ノ二第一項、二項)。この場合における転換株式の発行に関する定めの登記の記載は、別紙記載例2、(1)による。

イ　転換の条件及び転換を請求することができる期間を定款で定めなかった場合において、会社の設立に際して転換株式を発行するときは、発起人全員の同意をもってこれを定めることとされた(法二二三条ノ二第二項)。

ウ　これに伴い、設立に際し発行する転換株式につき、発起人全員の同意により転換条件及び転換を請求することができる期間を定めたときは、設立の登記の申請書にこれを証する書面を添付しなければならないこととされた(商登法八〇条三号)。この場合における転換株式の定めの登記の記載は、別紙記載例2、(2)による。

(8) 登記期間の起算日

発起設立の場合における設立の登記は、検査役の調査等の手続又は取締役及び監査役の調査の手続の終了の日のいずれか遅い日から二週間内にしなければならないこととされた(法一八八条一項)。

なお、募集設立の場合における設立の登記の登記期間の起算日については、従前と同様である。

2　新株発行

(1) 各種株式の発行

ア　定款に優先配当額の上限のみを定めた場合の配当優先株式の発行

1、(6)の定款で優先配当額の上限のみを定めた会社(会社成立後に定款変更により配当優先株式の上限のみを定めた会社を含む。)が配当優先株式を発行する場合においては、優先配当額は、新株の発行に際し、新株発行事項の一部として、取締役会(定款に株主総会がこれを定める旨の定めがあるときは、株主総会)の決議をもって定めることとされた(法二二三条ノ二第二項)。この場合における発行済株式の総数並びに種類及び数の登記の記載は、別紙記載例2、(3)による。

ウ　ア又はイの場合における新株発行による変更の登記の申請書には、上記事項を決議した取締役会の議事録(定款に株主総会が転換の条件及び転換を請求することができる期間を定める旨の定めがある会社にあっては、株主総会議事録及び定款)を添付しなければならない(商登法七九条一項)。

(2) 定款に株式の譲渡制限の定めがある会社における新株発行

ア　株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある場合には、株主は新株発行につき当然に新株引受権を有することとされた(法二八〇条ノ五ノ二第一項前段)。ただし、株主総会において株主以外の者に対し発行することができる株式の額面無額面の別、種類及び数につき特別決議(法三四三条参照)をしたときは、株主以外の者に対して新株を発行することができることとされた(同項後段)。

イ　したがって、定款に株式の譲渡制限の定めのある会社が株主以外の者に新株を発行する場合(第三者割当て又は公募発行)においては、新株発行による変更の登記の申請書に、当該新株発行についての特別決議に関する株主総会の議事録をも添付しなければならない(商登法七九条一項)。

(3) 新株発行の場合における現物出資

ア　検査役の調査を要しない現物出資

(ア)新株発行の場合における現物出資について、次の①ないし④のいずれかに該当するときは、検査役の調査を受けることを要しないこととされた(法二八〇条ノ八第一項、二項、一七三条二項後段、三項)。

①　新株発行事項に関する取締役会(定款に株主総会がこれを決する旨の定めがあるときは、株主総会)の決議(以下「新株発行決議」という。)で定めた現物出資をする者に対して与える株式の総数が発行済株式の総数の一〇分の一を超えず、かつ、新たに発行する株式の数の五分の一を超えないとき。

②　新株発行決議で定めた現物出資の目的たる財産の価格の総額が五〇〇万円を超えないとき。

③　現物出資の目的たる財産が取引所の相場のある有価証券である場合において、新株発行決議で定めた価格がその相場を超えないとき。

④　現物出資の目的たる財産が不動産である場合において、新株発行決議で定めた現物出資等に関する事項(法二八〇条ノ二第一項三号)が相当であることにつき、不動産鑑定士の鑑定評価に基づく弁護士の証明を受けたとき。

(イ)(ア)の①の現物出資をする者に対して与える株式の総数とは、当該新株発行における全部の現物出資者に対して与える株式の数の合計した数をいう。

(ウ)(ア)の②の現物出資の目的たる財産の価格の総額、③の取引所の相場のある有価証券及び④の不動産については、1、(4)、イ、(ア)、b、c、dと同様である。

イ　添付書面

(ア)　アの(ア)の①及び②の各場合においては、新株発行による変更の登記の申請書には、検査役の調査報告書及びその附属書類の添付は要しない。

(イ)　アの③及び④の各場合においては、新株発行による変更の登記の申請書には、検査役の調査報告書及びその附属書類に代えて、③の場合においては、有価証券の取引所の相場を証する書面、④の場合においては、法第二八〇条ノ八第二項において準用する法第一七三条第三項前段の弁護士の証明書及びその附属書類(不動産鑑定士の鑑定評価書を含む。)を添付しなければならないこととされた(商登法八二条二号)。

ウ　取引所の相場を証する書面

1、(4)、イ、(ウ)と同様である。ただし、「定款の認証の日」とあるのは、「新株発行の決議の日」と、「定款に定める有価証券の価格」とあるのは、「新株発行決議で定めた有価証券の価格」とそれぞれ読み替えるものとする。

エ　弁護士の証明書

1、(4)、イ、(エ)と同様である。ただし、「定款で定めた」とあるのは、「新株発行決議で定めた」と読み替えるものとする。

3　株式の分割

(1) 改正法による株式の分割

ア　株式による利益配当としての新株発行(改正前法二九三条ノ二第一項)、準備金の資本組入れに伴う新株発行(同二九三条ノ三第二項)及び券面額超過部分についての新株発行(同二九三条ノ三ノ二第一項)は、すべて株式の分割の一場合として取り扱われることとされた(法二一八条一項。改正前法二九三条ノ四参照)ので、これらの場合における新株発行による変更の登記の申請書に記載すべき登記の事由は、すべて「株式の分割」と記載するものとする。

(2) 額面株式の分割

ア　券面額の変更を伴わない株式の分割

額面株式を分割する場合においては、一株の金額を変更することなく、単に新株を発行し、発行済株式を増加する方法で株式の分割を行うことができる(法二一八条三項参照)が、一株の金額に分割後の発行済株式の総数を乗じた額が資本の額を超えることはできない(法二一八条二項)。

イ　券面額の変更を伴う株式の分割

一株の金額を変更する方法による株式の分割の場合においては、株券及び端株券を会社に提出すべき旨の株券提供公告をしなければならない(法二二〇条、二一五条一項)が、取締役会の決議により株券及び端株券を会社に提出することを要しない旨定めたときは、株券提供公告をすることを要しない(法二一八条三項)。

ウ　添付書面

券面額の変更を伴う株式の分割による変更の登記の申請書には、株券提供公告をしたことを証する書面を添付しなければならない(商登法八五条)が、株券及び端株券を会社に提出することを要しない旨定めたときは、株券提供公告をしたことを証する書面の添付を要しない。

4　利益の資本組入れ

(1)　利益の処分に関する株主総会の決議により配当可能利益の全部又は一部を資本に組み入れることができることとされた(法二九三条ノ二)。

(2)　(1)の利益の資本組入れによる資本の額の変更の登記の申請書には、利益の処分に関する定時株主総会の議事録を添付しなければならない(商登法七九条一項)。

5　資本に組み入れた利益による抱き合わせ増資

(1)、4、(1)に伴い、利益を資本に組み入れた会社は、発行価額の一部の払込みを要しないこととする新株発行(いわゆる有償無償の抱合せ増資)を行うことができることとされた(法二八〇条ノ九ノ二)。この場合における新株発行は、発行後の一株当たりの純資産額が五万円を下ることにならないときに限り、することができることとされた(同条第一項後段)。

(2)　(1)の新株発行による変更の登記の申請書には、通常の新株発行の場合に要する添付書面(商登法八二条)のほか、最終の貸借対照表を添付しなければならない(商登法七九条二項)。

6　株式会社から有限会社への組織変更

(1)　組織変更の手続

株式会社から有限会社への組織変更は、株主総会の特別決議をもってすることができる(有法六四条一項、三項)、反対株主については、株式買取請求権を認めることとされた(有法六四条ノ二)。組織変更の決議をした場合においては、決議の日から二週間以内にその決議の内容を公告し、株主及び株主名簿に記載のある質権者には各別にこれを通知しなければならないこととされた(有法六四条ノ三)。また、法第一〇〇条に規定する債権者に対する公告等の手続(以下「債権者保護手続」という。)は、組織変更により資本の総額の減少を生ずる場合に限り、要することとされた(有法六八条)。

(2)　組織変更の登記

ア　組織変更の登記の申請書の添付書面については、組織変更に関する株主総会議事録が総株主の一致による決議から特別決議を内容とするものとなること及び組織変更により資本の総額の減少を生ずる場合に限り商登法第六七条第二号に掲げる書面が必要とされることのほかは、従前と同様である(商登法九三条一項)。

イ　組織変更により有限会社についてする登記における組織変更の年月日(商登法九三条二項、七一条)は、債権者保護手続を要する場合にあっては、その手続の終了の日を、債権者保護手続を要しない場合にあっては、組織変更に関する株主総会決議の日をそれぞれ記載するものとする。

第二　有限会社に関する改正

1　設立

(1)　社員の員数

社員が一人の場合でも、会社を設立することができることとなった(有法六九条一項参照)ので、設立の際の社員が一人である設立の登記の申請であっても、受理することができる。

(2)　資本の総額

資本の総額は、三〇〇万円を下ることができないこととされた(有法九条)ので、資本の総額を三〇〇万円未満とする設立(合併又は組織変更による設立を含む。)の登記の申請は、受理することができない(商登法二四条一〇号)。

(3)　出資一口の金額

出資一口の金額は、五万円を下ることができないこと

(三頁へ続く)

（二頁より続く）

された（有法一〇条）ので、出資一口の金額を五万円未満とする設立の登記の申請は、受理することができない（商登法一四条一〇号）。

(4) 出資の履行場所

出資の払込みは、取締役が払込みを取り扱うべきものとして定めた銀行又は信託会社（以下「払込取扱銀行」という。）にしなければならないこととされた（有法一二条二項）ので、設立の登記の申請書には、払込取扱銀行の払込金保管証明書を添付しなければならないこととされ（商登法九五条六号）、改正前商登法第九五条第二号により添付書類とされていた出資全額の払込みがあったことを証する書面の添付は要しないこととされた。

(5) 検査役の調査

ア 定款に有法第七条に掲げる事項を定めた場合（ただし、後記(6)の場合を除く。）、当該事項につき裁判所の選任した検査役の調査を受けることを要することとされた（有法一二条ノ二第一項）。

イ これに伴い、定款に有法第七条に掲げる事項の定めがある場合（ただし、後記(6)の場合を除く。）、設立の登記の申請書には、検査役の調査報告書及びその附属書類を添付しなければならないこととされ（商登法九五条二号）、改正前商登法第九五条第二号により添付書類とされていた現物出資の目的たる財産の給付があったことを証する書面の添付は要しないこととされた。

(6) 検査役の調査の特例

ア 定款に定めた現物出資等について、次の①、②又は③のいずれかに該当するときは、検査役の調査を受けることを要しないこととされた（有法一二条ノ二第一項、三項、法一七三条二項後段、三項）。

① 現物出資等の目的たる財産の定款に定めた価格の総額が資本の五分の一を超えず、かつ、五〇〇万円を超えないとき。

② 現物出資等の目的たる財産が取引所の相場のある有価証券である場合において、定款に定めた価格がその相場を超えないとき。

③ 現物出資等の目的たる財産が不動産である場合において、定款に定めた現物出資等に関する事項（有法七条二号、三号）が相当であることにつき、不動産鑑定士の鑑定評価に基づく弁護士の証明を受けたとき。

イ アの要件に該当する場合における設立の登記の申請書の添付書面等については、第一、1、(4)、イ、(イ)、(ウ)、(エ)と同様である。ただし、「（商登法八〇条四号）」とあるのは、「商登法九五条二号）」と読み替えるものとする。

(7) 検査役の報告に関する裁判

ア (5)の検査役の報告に基づき、裁判所が有法第七条に掲げる事項を不当と認めたときは、これらの事項に変更を加える裁判を行うこととされた（有法一二条ノ二第三項、法一七三条四項、非訟事件手続法一二九条）。

イ これに伴い、アの検査役の報告に関する裁判があったときは、設立の登記の申請書には、当該裁判の謄本を添付しなければならないこととされた（商登法九五条三号）。

(8) 取締役及び監査役の調査

ア 取締役及び監査役（ただし、監査役を置いた場合）は、①有法第一二条ノ二第三項において準用する法第一七三条第三項前段の弁護士の証明書、②有法第一二条ノ二第二項及び同条第三項において準用する法第一七三条第二項後段に定める場合における現物出資等の目的たる財産について定款で定めた価格の相当性及び③社員の出資につき払込み及び現物出資の給付の有無について調査することを要し、その調査により、法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、各社員にその旨を通告することを要することとされた（有法一二条ノ三、法一七三条ノ二第一項一号、三号、第二項）。

イ 設立の登記の申請書には、アの取締役及び監査役の調査の結果を記載した書面を添付しなければならないこととされた（商登法九五条二号）。

(9) 登記期間の起算日

設立の登記は、有法第一二条の払込み苦しくは給付のあった日又は検査役の調査等の手続若しくは取締役及び監査役の調査の手続の終了の日のいずれか遅い日から二週間内にしなければならないこととされた（有法一三条一項）。

2 資本増加

(1) 出資の払込み

ア 出資の払込みは、取締役が定めた払込取扱銀行にしなければならないこととされた（有法五七条、一二条二項）。

イ これに伴い、資本増加による変更の登記の申請書には、払込取扱銀行の作成した払込金保管証明書を添付しなければならないこととされ（商登法九六条二号、八二条四号）、改正前商登法第九六条第二号より添付書類とされていた出資全額の払込みがあったことを証する書面の添付は要しないこととされた。

(2) 資本増加の場合における現物出資

ア 資本増加の場合における現物出資についても、検査役による調査を要することとされた（有法五二条ノ三第一項本文）。

イ ただし、次の①ないし④のいずれかに該当するときは、検査役の調査を受けることを要しないこととされた（有法五二条ノ三第一項、二項、法二八〇条ノ八第二項、一七三条二項後段、三項）。

① 資本増加の決議で定めた現物出資をする者に対して与える出資総口数が資本の一〇分の一を超えず、かつ、増加する資本の五分の一を超えないとき。

② 資本増加の決議で定めた現物出資の目的たる財産の価格の総額が五〇〇万円を超えないとき。

③ 現物出資の目的たる財産が取引所の相場のある有価証券である場合において、資本増加の決議で定めた価格がその相場を超えないとき。

④ 現物出資の目的たる財産が不動産である場合において、資本増加の決議で定めた現物出資等に関する事項（有法四九条一号）が相当であることにつき、不動産鑑定士の鑑定評価に基づく弁護士の証明を受けたとき。

ウ イの①の現物出資をする者に対して与える出資総口数とは、当該資本増加における全部の現物出資者に対して与える出資口数の合計した数をいう。

エ イの②の現物出資の目的たる財産の価格の総額、③の取引所の相場のある有価証券及び④の不動産については、第一、1、(4)、イ、(ア)、b、c、dと同様である。

オ 添付書面

(ア) 現物出資による資本増加の登記の申請書には、検査役の調査報告書及びその附属書類を添付しなければならないこととされた（商登法九六条二号、八二条二号）。

なお、改正前商登法第九六条第二号により添付書類とされていた現物出資の目的たる財産の給付があったことを証する書面は添付を要しない。

(イ) ただし、イの①及び②の各場合においては、検査役の調査報告書及びその附属書類の添付は要しないこととなり、③及び④の各場合においては、検査役の調査報告書及びその附属書類に代えて、③の場合においては、有価証券の取引所の相場を証する書面、④の場合においては、法第一七三条第三項前段の弁護士の証明書及びその附属書類（不動産鑑定士の鑑定評価書を含む。）を添付しなければならないこととされた。

カ 取引先の相場を証する書面

第一、1、(4)、イ、(ウ)と同様である。ただし、「定款作成の日」とあるのは、「資本増加の決議の日」と、「定款に定める有価証券の価格」とあるのは、「資本増加の決議で定めた有価証券の価格」とそれぞれ読み替えるものとする。

キ 弁護士の証明書

第1、1、(4)、イ、(エ)と同様である。ただし、「定款で定めた」とあるのは、「資本増加の決議で定めた」と読み替えるものとする。

ク 登記期間の起算日

現物出資による資本増加の登記の起算日は、現物出資の目的たる財産の給付のあった日又は検査役の調査の手続きの終了の日のいずれか遅い日とされた（有法五三条）。

3 有限会社から株式会社への組織変更

(1) 組織変更の手続

ア 有限会社から株式会社への組織変更は、社員総会の特別決議をもってすることができることとされ（有法六七条一項）、反対社員については持分買取請求権を認めることとされた（有法六七条五項、六四条ノ二）。組織変更の決議をした場合においては、決議の日から2週間以内にその決議の内容を公告し、社員には各別にこれを通知しなければならないこととされた（有法六七条五項、六四条ノ三）。また、債権者保護手続は、組織変更により資本の総額の減少を生ずる場合に限り、要することとされた（有法六八条）。

イ 組織変更について、裁判所の認可を受けることは要しないこととされた（有法六七条。改正前有法六七条三項参照）。

(2) 組織変更の登記

ア 組織変更の登記の申請書の添付書面については、組織変更に関する社員総会議事録が総社員の一致による決議から特別決議を内容とするものとなること、組織変更により資本の総額の減少を生ずる場合に限り商登法第六七条第二号に掲げる書面が必要とされること及び組織変更に関する裁判所の認可決定書を必要としないこととなったことのほかは、従前と同様である（商登法一〇二条一項）。

イ 組織変更により株式会社についてする登記における組織変更の年月日（商登法一〇二条二項、七一条）は、債権者保護手続を要する場合にあっては、その手続の終了の日を、債権者保護手続を要しない場合にあっては、組織変更の社員総会決議の日を記載するものとする。

4 解散に関する改正

社員が一人となったことは、解散事由とはしないことされた（有法六九条一項）。

第三 職務執行停止の仮処分等に関する改正

1 合名会社又は合資会社の清算人の職務執行停止の仮処分等

(1) 清算人の職務執行停止の仮処分等の登記

ア 合名会社又は合資会社の清算人の職務執行を停止し、若しくはこれを代行する者を選任する仮処分又はその仮処分を変更し、若しくは取り消す決定（以下「職務執行停止の仮処分等」という。）がされたときは、本店及び支店の所在地において、その登記をしなければならないこととされた（法一二三条三項、六七条ノ二、一四七条。平成二年一月八日付け第五〇〇一号本職通達参照）。

イ この登記は、裁判所書記官の嘱託によって行う（民事保全法五六条）。

(2) 清算人解任登記の取扱い

(1)の登記は、その清算人につき、非訟事件手続法第一三九条第一号により裁判所の嘱託によって解任の登記をしたときは、朱抹することとされた（商登規七七条の二、七九条）。

2 株式会社、有限会社の取締役、監査役及び清算人の職務執行停止の仮処分等の登記

株式会社又は有限会社の取締役及び監査役の職務執行停止の仮処分等については、合名会社の社員の業務執行停止の仮処分等についての法第六七条ノ二の規定を準用することとされ（法一八八条三項、有法一三条三項）、法第二七〇条は削除とされた（法二八〇条一項、有法三三条、三四条参照）が、これに関する登記の手続は、従前と同様である。

第四 経過措置

1 設立に関する経過措置

(1) 改正法施行日（平成三年四月一日）以降に成立する（設立の登記をする）会社であっても、同法施行前に定款の認証を受けている場合は、当該定款に係る株式会社又は有限会社の設立に関しては同法施行後も、なお従前の例によることとされた（同法附則四条）。

(2) したがって、株式会社又は有限会社の設立の登記の申請が改正法施行後になされた場合においても、申請書に添付された定款の認証の日付が同法施行前であるときは、当該会社の設立に関し、発起人又は社員の員数、資本の額、出資の履行場所、検査役の調査等及び登記の申請手続等については、すべて改正前の法、有法及び商登法が適用されることとなるので、その取扱いは従前と同様である。

2 改正法の施行の際に現に存する株式会社に関する経過措置

(1) 最低資本金に関する規定の適用猶予

改正法施行の際に現に存する資本の額が一〇〇〇万円に満たない株式会社（同法の施行前に定款の認証を受け、施行後に成立する株式会社を含む。）については、資本の額の下限について規定する法一六八条ノ四の規定は、改正法施行後5年間は適用しないこととされた（同法附則五条一項）ので、その間は、法第一六八条ノ四に規定する資本の額の下限に満たない範囲内における資本の増加又は減少による変更の登記の申請は、受理することができる。

(2) 株式会社から合名会社又は合資会社への組織変更

ア 組織変更の手続

(1)の会社は、改正法施行後五年内に限り、株主総会の特別決議により合名会社又は合資会社に組織を変更することができることとされ（同法附則五条二項、四項、有法六四条三項）、反対株主については株式買取請求権を認めることとされた（改正法附則五条四項、有法六四条ノ二）。組織変更の決議をした場合においては、決議の日から二週間以内にその決議の内容を公告し、株主及び株主名簿に記載のある質権者には各別にこれを通知しなければならないこととされ（改正法附則五条四項、有法六四条ノ三）、また、債権者保護手続も要することとされた（改正法附則五条四項、法一〇〇条）。

イ 組織変更の登記

アの場合の株式会社についての登記の申請とその株式会社が組織変更したことによる合名会社又は合資会社についての登記の申請は、同時にしなければならないこととされた（改正法附則七条三項、商登法七三条）。また、この合名会社又は合資会社についてする登記においては、会社成立の年月日、株式会社の商号、組織を変更した旨及びその年月日をも登記しなければならないこととされた（改正法附則七条三項、商登法七一条）。この組織を変更した年月日は、債権者保護手続の終了の日を記載するものとする。この場合における合名会社又は合資会社についてする設立の登記及び株式会社についてする解散の登記の記載は、別紙記載例3による。

ウ 添付書面

株式会社から合名会社又は合資会社への組織変更をした場合の合名会社又は合資会社についてする登記の申請書には、次の書類を添付しなければならないこととされた（改正法附則七条一項、二項）。

（四頁へ続く）

(三頁より続く)

① 定款

② 会社の債権者に対する異議申述の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済等をしたことを証する書面

③ 社債の償還を完了したことを証する書面

④ 有限責任社員が出資につき履行した部分を証する書面（合資会社に組織変更する場合）

(3) 猶予期間経過後の措置

法務大臣は、改正法施行後五年の期間が満了したときは、登記された資本の額が一〇〇〇万円に満たない株式会社は公告の日から起算して二月を経過する日までに資本の額を一〇〇〇万円以上とする変更の登記又は有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織変更した場合にすべき登記を申請しないときは、解散したものとみなされる旨を官報で公告することとされた（同法附則五条三項前段）。この場合において、登記所は、当該株式会社に対し、上記公告があったことの通知を発しなければならないこととされた（同項後段）。

(4) 最低資本金に達しない場合の措置

ア 解散擬制

(ア) 登記された資本の額が一〇〇〇万円に満たない株式会社が(3)の公告の日から起算して二月を経過する日までに資本の額を一〇〇〇万円以上とする変更の登記又は有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記を申請しないときは、上記公告の日から起算して二月を経過した日に解散したものとみなすこととされた（改正法附則五条一項）。

(イ) (ア)の資本の増加による変更の登記又は組織変更の登記には、改正法施行後五年を経過した後に登記の事由の生じた登記も含まれる。

(ウ) (ア)により解散したものとみなされた会社についての解散の登記は、登記官が職権によりすることとされた（改正法附則六条六項、商登法九一条の二）。

イ 擬制解散後の継続の措置

(ア) ア、(ア)により解散したものとみなされた株式会社は、そのみなされた日から起算して三年内に限り、株主総会の特別決議により会社を継続して、資本の額を一〇〇〇万円以上とし、又は組織を変更して有限会社、合名会社若しくは合資会社とすることができることとされた（改正法附則六条二項前段）。この場合において、その会社は、資本の額を一〇〇〇万円以上とし、又は組織を変更して有限会社、合名会社若しくは合資会社とするまでの間は、当該資本の額又は組織の変更の目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う（同項後段）。

(イ) 上記期間内に資本の額を一〇〇〇万円以上とせず、かつ、有限会社、合名会社又は合資会社に組織を変更しなかったときは、上記会社の継続はその効力を失うこととされた（改正法附則六条三項）。

(ウ) (ア)の場合において、継続の登記の申請と資本の増加による変更の登記又は組織変更の登記の申請は、同時にしなければならないこととされた（改正法附則六条五項）ので、継続の登記のみの申請は、受理することができない（商登法二四条一二号）。

(エ) (ア)の場合における合名会社又は合資会社への組織変更の手続及び登記並びに添付書面は、(2)と同様である（改正法附則六条四項、五条二項、四項、五項、七条）。

3 改正法の施行の際に現に存する有限会社に関する経過措置

(1) 最低資本金に関する規定の適用猶予

ア 改正法施行の際に現に存する資本の総額が三〇〇万円に満たない有限会社（同法施行前に定款の認証を受け、施行後に設立の登記をする有限会社を含む。）については、資本の総額の下限は、同法施行後五年間は、なお従前の例（一〇万円以上。改正前の有法九条参照）によることとされた（改正法附則一八条一項）。

イ アの有限会社については、資本の増加後の資本の総額が有法第九条に規定する資本の額の下限に満たない資本の増加又は減少による変更登記の申請は、改正法施行後五年内であれば、受理することができる。

(2) 有限会社から合名会社又は合資会社への組織変更の手続

ア 組織変更の手続

(1) アの会社は、改正法施行後五年内に限り、社員総会の特別決議により合名会社又は合資会社に組織を変更することができることとされ（同法附則一八条二項、4項、有法六七条一項）、反対社員については持分買取請求権を認めることとされた（改正法附則八条四項、有法六四条ノ二）。組織変更の決議をした場合においては、決議の日から二週間以内にその決議の内容を公告し、社員には各別にこれを通知しなければならないこととされ（改正法附則一八条四項、有法六四条ノ三）、また、債権者保護手続も要することとされた（改正法附則一八条四項、法一〇〇条）。

イ 組織変更の登記

アの場合の有限会社についての登記の申請とその有限会社が組織変更したことによる合名会社又は合資会社についての登記の申請は、同時にしなければならないこととされた（改正法附則一八条六項、商登法七三条）。また、この登記においては、会社成立の年月日、有限会社の商号、組織を変更した旨及びその年月日をも登記しなければならないこととされた（改正法附則一八条六項、七条三項、商登法七一条）。この組織を変更した年月日は、債権者保護手続の終了の日を記載するものとする。この場合における合名会社又は合資会社についてする設立の登記及び有限会社についてする解散の登記の記載は、別紙記載例3による。

ウ 添付書面

有限会社から合名会社又は合資会社への組織変更をした場合の合名会社又は合資会社についてする登記の申請書には、次の書類を添付しなければならないこととされた（改正法附則一八条六項、七条一項、二項）。

① 定款

② 会社の債権者に対する異議申述の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済等をしたことを証する書面（合資会社に組織変更する場合）

(3) 猶予期間経過後の措置

法務大臣は、改正法施行後五年の期間が満了したときは、登記された資本の総額が三〇〇万円に満たない有限会社は公告の日から起算して二月を経過する日までに資本の総額を三〇〇万円以上とする変更の登記又は合名会社若しくは合資会社に組織変更した場合にすべき登記を申請しないときは、解散したものとみなされる旨を官報で公告することとされた（同法附則一八条三項）。この場合において、登記所は、当該有限会社に対し、上記公告があったことの通知を発しなければならないこととされた（同条同項後段）。

(4) 最低資本金に達しない場合の措置

ア 解散擬制

(ア) 登記された資本の総額が三〇〇万円に満たない有限会社が(3)の公告の日から起算して二月を経過する日までに資本の総額を三〇〇万円以上とする変更の登記又は合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないときは、その有限会社は上記公告の日から起算して二月を経過した日に解散したものとみなすこととされた（改正法附則一九条一項）。

(イ) (ア)の資本の増加による変更の登記又は組織変更の登記には、改正法施行後五年を経過した後に登記の事由の生じた登記も含まれる。

(ウ) (ア)により解散したものとみなされた会社についての解散の登記は、登記官が職権によりすることとされた（改正法附則一九条五項、商登法九一条の二）。

イ 擬制解散後の継続の措置

(ア) ア、(ア)により解散したものとみなされた有限会社は、そのみなされた日から起算して三年内に限り、社員総会の特別決議により会社を継続して、資本の総額を三〇〇万円以上とし、又は組織を変更して合名会社若しくは合資会社とすることができることとされた（改正法附則一九条二項前段）。この場合において、その会社は、資本の総額を三〇〇万円以上とし、又は組織を変更して合名会社若しくは合資会社とするまでの間は、当該資本の総額又は組織の変更の目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(イ) 上記期間内に資本の総額を三〇〇万円以上とせず、かつ、合名会社又は合資会社に組織を変更しなかったときは、上記会社の継続はその効力を失うこととされた（改正法附則一九条三項、六条三項）。

(ウ) (ア)の場合において、継続の登記の申請と資本の増加による変更の登記又は組織変更の登記の申請は、同時にしなければならないこととされた（改正法附則一九条三項、六条五項）ので、継続の登記のみの申請は、受理できない（商登法二四条一二号）。

(エ) (ア)の場合における合名会社又は合資会社への組織変更の手続及び登記並びに添付書面は、(2)と同様である（改正法附則一九条四項、一八条二項、四項から六項まで）。

(5) 出資一口の金額に関する経過措置

改正法施行の際現に存する有限会社（同法施行前に定款の認証を受け、施行後に成立する有限会社を含む。）の出資一口の金額に関しては、なお従前の例によることとされた（同法附則二一条）。

4 その他の経過措置

(1) 業務執行停止等の仮処分に関する経過措置

改正法施行前に社員の業務若しくは取締役、監査役若しくは清算人の職務の執行を停止し、又は社員の業務代行者若しくは取締役、監査役若しくは清算人の職務代行者を選任する仮処分の申請があった場合においては、その仮処分の事件及び仮処分に関する登記並びにその業務代行者又は職務代行者の権限に関しては、なお従前の例によることとされた（同法附則三条）。

(2) 株式分割等に関する経過措置

改正法施行前に決議があった株式の分割（改正前法二九三条ノ四参照）又は準備金の全部若しくは一部を資本に組み入れた場合若しくは額面株式の発行価額中券面額を超えて資本に組み入れた部分がある場合の株式の発行（同二九三条ノ三第二項、二九三条ノ三ノ二第一項）に関しては、なお従前の例によることとされた（同法附則一一条）。

(3) 株主の新株引受権等に関する経過措置

改正法施行前に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する会社において新株、転換社債又は新株引受権付社債の発行の決議があった場合においては、その会社の株主に係る引受権に関しては、なお従前の例によることとされた（同法附則一四条）。

(4) 新株発行の場合の現物出資に関する経過措置

改正法施行前に新株の発行の決議があった場合においては、その新株に係る現物出資に関しては、なお従前の例によることとされた（同法附則一五条）。

(5) 利益の処分に関する経過措置

改正法施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式会社の利益の処分に関しては、なお従前の例によることとされた（同法附則一七条）。

(6) 資本増加に関する経過措置

改正法施行前に決議があった資本の増加に関しては、なお従前の例によることとされた（同法附則二二条）。

(7) 組織変更に関する経過措置

ア 改正法施行前に決議があった株式会社又は有限会社の組織変更に関しては、なお従前の例によることとされた（同法附則二三条）。

イ アの組織変更によって設立した株式会社又は有限会社の資本の額又は総額の制限に関する規定の適用については、その組織変更の日が改正法施行後である場合であっても、2、(1)又は3、(1)の同法施行の際に現に存する株式会社又は有限会社として扱われる。

(8) 有限会社の継続に関する経過措置

ア 改正法施行前に社員が一名となったことにより解散した有限会社は、同法施行後は、新たに社員を加入させることをしないで、会社を継続することができることとされた（同法附則二四条本文）。ただし、資本の総額が三〇〇万円に満たない有限会社については、同法施行後5年を経過した場合は、この方法で会社を継続することはできない（同条ただし書）。

イ アによる継続の登記に記載すべき継続の年月日は、取締役の就任の日である。

(2) 設立に際し、優先配当額（例、4500円）を定めて配当優先株式を発行した場合

商号・資本欄

発行済株式の総数 並びに種類及び数	資本の額	変更年月日 登記年月日
発行済株式の総数 5000株		
各種の株式の数 普通株式　4500株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
優先株式　500株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
①優先株式（優先配当額4500円）　500株	金２億5000万円	平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記

(3) 会社設立後に、優先配当額を定めて、配当優先株式を発行した場合

ア 優先配当額が既に登記されている配当優先株式の優先配当額と同額の場合

商号・資本欄

発行済株式の総数 並びに種類及び数	資本の額	変更年月日 登記年月日
発行済株式の総数 ~~5000株~~		
各種の株式の数 ~~普通株式　4500株~~		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
~~優先株式　500株~~		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
~~①優先株式（優先配当額4500円）　500株~~	~~金２億5,000万円~~	平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
発行済株式の総数 6000株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
各種の株式の数 普通株式　4500株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
優先株式　1500株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
①優先株式（優先配当額4500円）　1500株	金３億円	平成３年10月10日変更 平成３年10月13日登記㊞

別紙記載例

1 優先配当額につき上限のみを定めた配当優先株式に関する登記

(1) 優先株式の内容

「その他の事項」欄

その他の事項
発行する各種の株式の内容及び数 普通株式　1万8000株 優先株式　2000株
毎決算期において普通株式に優先して１株につき年5000円を越えない範囲内で株式の発行に際して定められる金額の利益配当を受けること。
もし、当該決算期における利益配当が上記の金額に達しないときは、その不足額は、後の決算期において、その期の普通株式に優先してこれを受けること。
普通株式の受ける利益配当が１株につき、上記金額を超えるときは、これと等しい配当を受けること。

(五頁へ続く)

「その他の事項」欄

その他の事項
発行する各種の株式の内容及び数
普通株式　１万8000株
優先株式　2000株
毎決算期において普通株式に優先して１株につき年5000円を超えない範囲内で株式の発行に際して定められる金額の利益配当を受けること。
もし，当該決算期における利益配当が上記の金額に達しないときは，その不足額は，後の決算期において，その期の普通株式に優先してこれを受けること。
普通株式の受ける利益配当が１株につき，上記金額を超えるときは，これと等しい配当を受けること。
転換株式の発行に関する定め
優先株式はこれを普通株式に転換することができる。

設立に際し発行する優先株式（優先配当額4500円）についての転換の定め
転換の条件
１株につき普通株式２株の割合
転換の請求をすることができる期間
設立の日から満５年間（又は平成８年４月10日まで）

平成４年５月１日発行の優先株式（優先配当額4250円）についての転換の定め
転換の条件
１株につき普通株式１株の割合
転換の請求をすることができる期間
発行の日から満５年間（又は平成９年５月１日まで）

平成４年５月１日設定　平成４年５月４日登記㊞

(4)　転換株式が転換された場合

商号・資本欄

額面株式１株の金額　金５万円		
	平成　年　月　日変更	平成　年　月　日登記
	平成　年　月　日変更	平成　年　月　日登記
発行する株式の総数　~~２万株~~		5
１万9750株	平成　５年　３月　31日変更	平成５年４月10日登記㊞
	平成　年　月　日変更	平成　年　月　日登記
	平成　年　月　日変更	平成　年　月　日登記
	平成　年　月　日変更	平成　年　月　日登記

発行済株式の総数 並びに種類及び数	資本の額	変更年月日 登記年月日
発行済株式の総数 ~~6000株~~		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
各種の株式の数 ~~普通株式　4500株~~		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
~~優先株式　1500株~~		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
~~①優先株式（優先配当額4500円）　500株~~		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
~~②優先株式（優先配当額4250円）　1000株~~	金３億円	平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
発行済株式の総数 6150株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
各種の株式の数 普通株式　4900株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
優先株式　1250株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
①優先株式（優先配当額4500円）　350株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
②優先株式（優先配当額4250円）　900株		平成５年３月31日変更 平成５年４月10日登記㊞

「その他の事項」欄

その他の事項
発行する各種の株式の内容及び数
普通株式　~~１万8000株~~
優先株式　~~2000株~~
毎決算期において普通株式に優先して１株につき年5000円を超えない範囲内で株式の発行に際して定められる金額の利益配当を受けること。
もし，当該決算期における利益配当が上記の金額に達しないときは，その不足額は，後の決算期において，その期の普通株式に優先してこれを受けること。
普通株式の受ける利益配当が１株につき，上記金額を超えるときは，これと等しい配当を受けること。
転換株式の発行に関する定め
優先株式はこれを普通株式に転換することができる。

設立に際し発行する優先株式（優先配当額4500円）についての転換の定め
転換の条件
１株につき普通株式２株の割合
転換の請求をすることができる期間
設立の日から満５年間（又は平成８年11月11日まで）

平成４年５月１日発行の優先株式（優先配当額4250円）についての転換の定め
転換の条件
１株につき普通株式１株の割合
転換の請求をすることができる期間
発行の日から満10年間（又は平成14年５月１日まで）

平成　4月　5月　1日設定　平成　4年　5月　4日登記㊞

発行する各種の株式の内容及び数
普通株式　１万8000株
優先株式　1750株

平成　5年　3月　31日変更　平成　5年　4月　10日登記㊞

〔注〕　優先配当額4500円の優先株式150株が普通株式300株に，優先配当額4250円の優先株式100株が普通株式100株に，それぞれ転換された例である。

3　株式会社又は有限会社から合名会社又は合資会社に組織を変更した場合の登記

(1)　合名会社又は合資会社についてする設立の登記

商号・目的欄

会社成立の年月日　昭和50年　9月　1日

登記用紙を起こした事由及び年月日
平成３年11月１日平成２年法律第64号商法等の一部を改正する法律附則５条２項により株式会社甲山商店を組織変更して設立
平成　3年　11月　4日登記㊞

(2)　株式会社又は有限会社についてする解散の登記

「その他の事項」欄

平成３年11月１日平成２年法律第64号商法等の一部を改正する法律附則５条２項により東京都千代田区外神田１丁目２番８号合名会社甲山商店に組織変更し解散
平成　3年　11月　4日登記　同日閉鎖㊞

（「旬刊・商事法務」1991年１月５・15日新春合併特大号（第1,238号より転載）

（四頁より続く）

イ、優先配当額が，既に登記されている配当優先株式の優先配当額と異なる場合

商号・資本欄

発行済株式の総数 並びに種類及び数	資本の額	変更年月日 登記年月日
発行済株式の総数 ~~5000株~~		
各種の株式の数 ~~普通株式　4,500株~~		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
~~優先株式　500株~~		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
~~①優先株式（優先配当額4500円）　500株~~	~~金2億5,000万円~~	平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
発行済株式の総数 6000株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
各種の株式の数 普通株式　4500株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
優先株式　1500株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
①優先株式（優先配当額4500円）　500株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
②優先株式（優先配当額4250円）　1000株	金３億円	平成４年５月１日変更 平成４年５月４日登記㊞

2　定款に転換条件等の定めのない転換株式に関する登記

(1)　転換株式の内容

「その他の事項」欄

その他の事項
発行する各種の株式の内容及び数
普通株式　１万8000株
優先株式　2000株
毎決算期において普通株式に優先して１株につき年5000円を超えない範囲内で株式の発行に際して定められる金額の利益配当を受けること。
もし，当該決算期における利益配当が上記の金額に達しないときは，その不足額は，後の決算期において，その期の普通株式に優先してこれを受けること。
普通株式の受ける利益配当が１株につき，上記金額を超えるときは，これと等しい配当を受けること。
転換株式の発行に関する定め
優先株式はこれを普通株式に転換することができる。

(2)　設立に際し，転換条件等を定めて転換株式を発行した場合

商号・資本欄

発行済株式の総数 並びに種類及び数	資本の額	変更年月日 登記年月日
発行済株式の総数 5000株		
各種の株式の数 普通株式　4500株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
優先株式　500株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
①優先株式（優先配当額4500円）　500株	金２億5000万円	平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記

「その他の事項」欄

その他の事項
発行する各種の株式の内容及び数
普通株式　１万8000株
優先株式　2000株
毎決算期において普通株式に優先して１株につき年5000円を超えない範囲内で株式の発行に際して定められる金額の利益配当を受けること。
もし，当該決算期における利益配当が上記の金額に達しないときは，その不足額は，後の決算期において，その期の普通株式に優先してこれを受けること。
普通株式の受ける利益配当が１株につき，上記金額を超えるときは，これと等しい配当を受けること。

転換株式の発行に関する定め
優先株式はこれを普通株式に転換することができる。

設立に際し発行する優先株式（優先配当額4500円）についての転換の定め
転換の条件
１株につき普通株式２株の割合
転換の請求をすることができる期間
設立の日から満５年間（又は平成８年４月10日まで）

(3)　会社設立後に，転換条件等を定めて転換株式を発行した場合

商号・資本欄

発行済株式の総数 並びに種類及び数	資本の額	変更年月日 登記年月日
発行済株式の総数 ~~5000株~~		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
各種の株式の数 ~~普通株式　4500株~~		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
~~優先株式　500株~~		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
~~①優先株式（優先配当額4500円）　500株~~	~~金２億5000万円~~	平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
発行済株式の総数 6000株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
各種の株式の数 普通株式　4500円		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
優先株式　1500株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
①優先株式（優先配当額4500円）　500株		平成　年　月　日変更 平成　年　月　日登記
②優先株式（優先配当額4250円）　1000株	金３億円	平成４年５月１日変更 平成４年５月４日登記㊞

歴史考察

歴史に想う(五)

人への仕え方、人の使い方のポイント――豊臣秀吉、徳川家康の場合―(承前)

d(続き)信長としては、毛利家は強敵であり、長期間の戦争で苦戦している相手であり、自分が高松城の落城を見届けることに総司令官としての名誉心もあり、特に毛利家の最前線基地の高松城の主将は有名な闘将清水宗治とあって、信長としては秀吉の援軍に明智光秀を命じ、自らも京都本能寺に宿泊中、光秀の反逆のために火炎の中で殺されるという大事件が発生したわけである。

秀吉としては、上様ご来援のお陰で強敵を落城させたと信長に報告するための演出があだになり、その仇を討って最後の奉公となったわけである。

家康は信長に対して臣下というより同盟的立場にあり、共同作戦を三方ヶ原、長篠、姉川等の戦いに信長と一緒になって戦っていて、信長には相当信頼は高かったが、武田軍と内通したとの疑いをうけ妻の築山殿、長男の信康を殺さざるを得ないところまで追いつめられ、妻と長男の犠牲において信長との信頼をつないでいる。

家康ほど用心深い武将でも信長のためにはこのような犠牲を払わされたのであった。

家康の幕府創業の仕上げになった関ヶ原合戦、そして豊臣家を滅亡させるための大阪冬の陣・夏の陣において高級政治参謀としてその辣腕をふるい、外様・譜代を問わず、諸大名から畏怖された本多正信も、若い時には一向宗の門徒として家康に背き十年間行方不明であった。この正信が天正十年の本能寺の変の折、京都見物中の家康は供の兵も少なく、光秀軍の追撃を受けて逃げる途中、家康の前に現れて家康の身辺警護の役を買って出、伊賀越えの苦難の末岡崎城に無事家康を送り届けたのである。この伊賀越えは運の強い家康の一生のうちの三大危難の一つで、このために家康は、難関を切り抜けた功を認めて正信の背信を許しその後は側近に置いて正信の才を重用した。

正信も家康の度量に感じ、自分の才能を傾けて家康に仕え、家康の死んだ元和二年、後を追うように七十余歳の人生を閉じた。

現代企業経営においても、人間関係である以上、上司と部下と、職制上の差はあっても互いに信頼という"きずな"を築くための使い方、仕え方のポイントは戦国時代とあまり変ってはいないと思う。

家康は、秀吉のごとく部下へ与える所領も思い切った破格の与え方は決してせず、むしろケチの部類に属する大将であったが、三百年も長期間の政権の基礎を築いた一面は幕府という組織を中心に、内部・外部のコントロール方式を作ったことにある。

人の褒め方――策謀のための褒め方もある

人を褒める場合、褒める人の社会的地位、場所等によりその効果は大きい。これは褒められた人の自己維持本能が満足する度合が強いからである。

豊臣秀吉の褒め上手は有名である。

天下第一の豪の者である、とか、日本広しといえども汝の武勇にならぶ者はない、とか大げさな賞賛の言葉をつかい、黄金、名刀、名器を万座の前で授け、時には豊臣の姓を許すとかして、部下の操縦をしている。天下人の秀吉からこのように激賞されると、褒められた者の自己維持本能は大いに満足し、この人のためにはという気持ちになり、忠実な部下となって、よく働くことになる。譜代の臣のない秀吉としてはこのようにして多くの部下を育ててきたが、この人間の心理は現代もあまり変っていない。

人を褒める場合、その人を腹から賞賛するのでなく、他の目的のために褒める場合がある。家康が策謀の人とか、狸親父といわれた例をあげると、大阪冬の陣が終わり東西両軍が一時的に講和した元和元年のこと。当時の大阪城の筆頭人大野修理治長に対して家康は、多くの武将の前で冬の陣における大坂方の見事なる采配は器量人たる修理殿の腕であると大げさに褒めあげた。そして家康は自分の謀将である本多正信に向かって、「その方も修理殿にあやかりなさい」と腹にない最大級の賞賛の言葉をおくった。家康の腹の中を読んでいる正信はさも尤もらしくこの言葉をうけた。

しかし、家康の腹の中を読むことのできない大野修理は実戦の経験もなく、名将の片鱗も持たないかなしさ、この言葉を簡単に本気にしたのである。(税理士・今村秀夫)

銘語録

行蔵は我に存す。毀誉は他人の主張、我に与らず。

勝海舟

勝海舟といえば日本海軍の生みの親、徳川幕府の瓦解時に終戦処理を行ったことで有名であるが、明治政府でも海軍大臣や枢密顧問官として活躍した。これを福沢諭吉が批判し忠臣は二君に仕えずという立場から「やせ我慢の説」という本を刊行して、勝海舟にも送った。

これに対し、勝海舟は、「行蔵は我に存す。毀誉は他人の主張、我に与らず」と言って黙殺したという。その意としては行動は自分のやったことで、批判は他人が勝手にすることだということで、俗に「ひとの口に戸はたてられない」との諺どおりだ。

およそ、人は自分に対する噂とか、他人の言うことをどうしても気にする傾向がある。

勝海舟のように自分のやった実績に自信のあるものは、信念があって他人から何と言われようと平気でいられるような悟を開いているから今の言葉がでてくるのであろう。

世間の噂とか他人に対する批判ほど当にならないものはない。だいたいそうしたものは、福沢諭吉ほどの人物は別として自分の程度とか環境、考え方から押しはかった発想からしかでてこない。だからむやみに他人の噂や批判をするものを信用してはならないし、これを気にすることもない。歴史的にみても、あるひとりの人物が、ある時代には極悪人のごとく言われ時代が変わると偉人となる。そのなかみは全く同じなのに。

現代のようなストレスの多い社会では他人のことをできるかぎり気にしないことが大切なことで、心身ともに健全になるためにも、この言葉は銘記すべきだと思う。

とは言っても、我々普通の人間は気にしまいと思っても気になる。気になったらなったで、それをそのまま呑み込んで、忘れることが肝要。

要は気にしながら気にしないことにすること。

〈鍾馗〉

税の歴史から

地租改正(その三)

<101>

地租改正を薦めたのは松方正義と陸奥宗光であった。その松方正義は地租改正について次の様な事をいっている。

「明治二年に版籍奉還が行われたが、依然として藩主を藩知事とし、藩士を藩吏とする等封建の余習を残していたが、明治四年に廃藩置縣が行われてからは各地はすべて政府の直轄する所となった。

地租は今日(筆者註、明治四十五年六月)にあっては總額七千五六百萬円で國の經常歳入四億八九千萬円の一割五分内外に過ぎないが、当時の地租の額約六千萬円は当時の國の經常歳入約七千萬円の八割五分前後を占めていた。

当時は商工業がまだ発達せず國民の主たる業務は農業で、主たる資産は土地であったので租税が主として土地に賦課されたのは当然である。

王政維新に当たり今まで大小名によって軽重のあったものを全國劃一にする必要を認めてはいたが急に変えて民心の動揺するのを恐れ、暫くもとのまま租税を徴収する方針をとった。

しかし明治三年六月衆議院判官神田孝平が田租改革の建議をして土地の賣買を許し土地所有者に地券を交付し地券に記載した地価に應じて税金を納付させるよう論じた。

しかしすぐこれによって税法を改める事は出来なかったが、たまたま廃藩置縣が行われて一縣で幾多の藩領を合併したのもあれば一藩で数縣に分属したのもあって税法の差が甚だ明確となって不平を訴える者が多くなった。

当時正義は租税權頭であったので、大蔵卿大久保利通に「一、今後土地の耕作は持主の自由に任せたい。二、土地の賣買譲与を自由とすること。三、穀物の輸出の禁制を解くこと。四、土地を検査し地図を調製し台帳を設けて土地に関する百般の事項を登録すること。五、各個の土地につき地価を定めること。六、地価に應じて適当に地租を課すこと。七、台帳が整頓したら土地所有者に地券を交付してその權利を明らかにすること。」という意見を進言したところ、幸、大体採用され、四年十月大蔵省から太政官に建議、五年正月東京府下に地券発行地租収納規則を施行し、ついで東京以外の旧士族宅地及び地租を課してなかった市街地にこれを行った。

同年二月には地所賣買の禁を解き賣買のあるごとに地券を交付することとし七月にはすべての土地の所有者に地券を交付することとなった。

しかし土地に対する税法は旧来の通りであった。

六月四月に大蔵省が各地方の長次官七十余名を召集して地租改正の方法等をはかったところ大約三説に分かれた。

第一は毎村又は毎郡についての旧慣租額若干年の平均を金位に換算してこれを定額租税とし、地券の段別に賦課し漸次各地の品位にあった租額にしようとするもの。

第二は五六年間は徳川時代の法により中正の検見法で租税を収め、かたよりをなくしなれるのまって、画一の新法を行おうというもの。

第三は直ちに地価賦税の画一なる新法を行おうというもの。第三説が多数説であった。

ここで特別委員を選んで法案を作成し、大蔵事務總裁参議大隈重信は太政官に上申し、あわせて國民の福利に関するところ重大なので特に詔勅を発せられんことを請ひ、明治六年七月二十八日上諭が発せられ、太政官布告をもって地租改正條例が公布された。

最初地価の百分の三を地租とし、将来設定する物品税が年額二百萬円以上に及ぶ時は次第に地租の額を減らし、百分の一に至らせる。」

地価の算定には労働賃金が入ってなく、必ずしも適正に行われたわけではなく重い税となった。

その為各地に農民一揆が起った。

地租は二・五%に下がった。

(公認会計士 税理士 岸本勝次)

Personal VeloBinder™
The revolutionary personal-size binding system.

美しく見られるために、生まれてきました。
OA時代にふさわしい画期的なバインディング・システム、「パーソナル・ベロバインダー」。企画書や、提案書、プレゼンテーション用の資料など、さまざまな書類を内容にふさわしい装丁にドレスアップします。

■とじ具(専用ストリップ)はわずか5㎜で、見やすく、書類のスペースをムダにしません。
■電気も、熱も、のりも使わないワンタッチ操作で、誰でもカンタンに使いこなせます。
■とじた後でも、とじ具の取り外しが可能で、ページの入れ替え、追加もできます。
■A4判用で、50枚(PPC用紙)までとじられます。
■値段も、サイズもお手ごろで、設置場所を選びません。

輸入元 三井物産株式会社

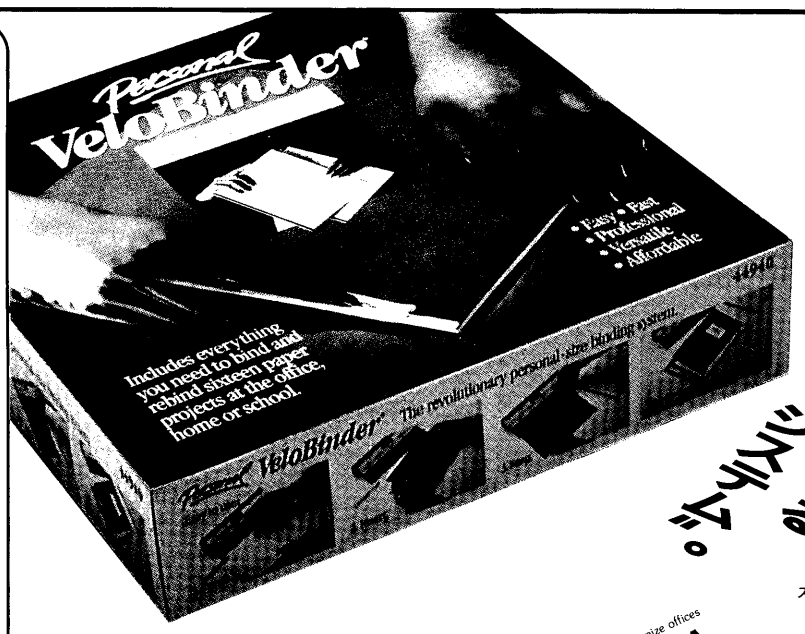

スリム、スマート、ビジネスバインディング。
パーソナル・ベロバインダー。
ビジネスを革新するバインダー・システム。

パーソナル・ベロバインダー キット内容
●パーソナル・ベロバインダーパンチ A-4サイズ用 1個 ●専用ストリップス(黒) 8組 ●専用ストリップス(青) 8組 ●専用カバー/窓付き(青) 8組 ●透明プラスチックカバー(0.1mm) 8組 ●専用ツール 1個
セット価格 ¥19,800(税別)

We organize offices GINZA BUNGU

ステーショナリー/オフィス用品/OA機器/オフィスインテリア/デザイン用品/印章
銀座文具株式会社
■銀座店 東京都中央区銀座5−12−9 Phone 03-3542-9395
■新宿店 東京都新宿区西新宿1−7−2 Phone 03-3343-3566
■外商部 東京都中央区銀座2−14−17 Phone 03-3541-4491~5

★一局複数会制の早期実現をはかる

★税理士会の正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (3816) 3346
発行人 下田友吉
編集人 岡田一馬
（1部 100円 年極 1,000円）
会員の購読料は会費に含む

主要目次

一頁…冬季恒例会社税務研修会大盛会
二頁…歴史考察、銘語録、税の歴史から

冬季恒例 会社税務研修会大盛会！

機に合った研修会

第一税理士協議会では、公認会計士である税理士のため商法改正にも積極的に取組み法務省民事局参事官へも会談と申し込み成果を挙げる等、公認会計士協会の陰になって努力しているが、研修会においてもただ研修目的という一般論的なものでなく、公認会計士である税理士の資質の向上を図るため非常に高度なテーマで研修会を開催し、毎回非常に好評を博している。

第一税理士協議会では会員の要望に応えて、東京会監査団連絡協議会・東京会共同事務所連絡協議会の協賛を得て平成三年二月九日（土）午前十時より午後一時まで中央大学駿河台記念館大講堂で「会社税務研修会」が開催された。

テーマは予め準備された「レジメ」と東京税理士会でベストセラーとなった「法人税基本通達の疑問点」を教材として基本通達の解説と運用を講義されたのであるが、この研修会は回を重ねるごとに、参加者は増えつづけ、さしもの大講堂も黒山の人だかりとなり大盛況となった。

研修会風景

「レジメ」の内容

I　税法解釈の基礎（項目省略）

II　法人税基本通達の疑問点（項目省略）

III　平成三年三月期決算法人の決算申告上の留意点

1、平成二年度税制改正の重要事項

(1)公益法人等の収益事業の範囲の改正

(2)寄附金の特例の対象となる特定公益増進法人の拡大

(3)消費税の事務処理ソフトウェアの一部償却の一年延長

(4)中小企業海外市場開拓準備金の廃止と輸入製品国内市場開拓準備金の創設

(5)エネルギー環境変化対応設備の特別償却と特別税額控除の創設

(6)製品輸入額が増加した場合の割増償却と特別税額控除の創設

(7)新築貸家割増償却の縮減

(8)特定資産の買換え制度の合理化

2、最近の通達改正の重要事項

(1)非上場株式に係る相続税評価通達の改正

(2)平成二年度改正に伴う法人税基本通達の改正

で講義の内容の一部を紹介すると

「レジメ」II・10気配相場のない株式の評価

基通九－一－一四・九－一－一五

証券取引所において上場されていない株式のうち気配相場のある株式以外のものにつき法第33条第2項の規定を適用する場合の事業年度終了の時における当該株式の価額は次の区分に応じ次による。（内容省略）

基通九－一－一五

法人が、気配相場のない株式について法第33条第2項の規定を適用する場合において、事業年度終了の時における当該株式の価額につき昭和39年4月25日付「相続税財産評価に関する基本通達」の一七八～一七九までの例によって算定した価額によっているときは課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。（条件省略）

等いわゆるケースバイケースの判断も必要であり、実務例で具体的に解説され有益であった。

（文責岡田）

（教材）法人税基本通達の疑問点

専門書としては珍しいベストセラーで、税法上の疑問点をすべて解説してくれるというもの。

出版社はぎょうせい、A5判九四四頁、定価 五、五〇〇円、編集者は渡辺淑夫・山本清次の両氏である。

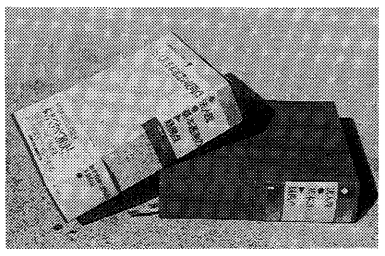

正副会長会・理事・支部長会開催される

第一税理士協議会の平成三年度、第一回正副会長会並びに理事・支部長会が、平成三年一月二九日、公認会計士会館第三会議室において、一六時三十分より一七時三十分まで、開催した。

なお、当日のスケジュールとしては、正副会長会と理事・支部長会をそれぞれ時間をずらして行う予定であったが、本日、一八時よりの新年会を控えていることと、理事・支部長が予定以上の大勢で、開催時刻前に出席されたので、急ぎ、合同役員会となり、定刻一六時三十分、兼山副会長の進行で始まり、下田会長の挨拶があり、直ちに議事の審議に入った。

正副会長会の議案としては、次のとおりであった。

一、機関紙第一税協「ニュース」発行に関する件
㈠執筆担当者について
㈡特集記事について
㈢広告について
二、第二三期における役員選挙に関する件
三、研修会開催に関する件
四、その他

理事・支部長会の議案としては、次のとおりであった。

一、当面の活動方針に関する件
二、商法・有限会社法問題に関する件
三、税理士二一世紀の会に関する件
四、その他

これら、両者の議案について、審議された。この中で、下田会長より、「今年度、第二三期における役員選挙が、開催されるが、全役員が、このままの態勢を取り、いろいろな問題に対処していきたいので、ひとつ今と変わらぬご尽力をいただきたい」とのお願いが、なされた。

新年会を開催

第一税理士協議会の新年会は、平成三年一月二九日、午後六時より、弓町クラブにて、第一税理士協議会会員並びに来賓を招いて、盛大に開催された。

岸本副会長による進行のもと、下田会長の挨拶と来賓に対しての謝辞が述べられ、次いで、来賓による祝辞と当会会議時間をかなり超過したので正副会長会並びに理事・支部長会を閉会とし、次に、新年会会場である「弓町クラブ」に移行して、来賓を招いての新年会を開催することとした。

新年会に対する期待が述べられ、杉村理事（兼支部長）の音頭で新年会の乾杯がなされ祝宴となった。

お互い和やかな雰囲気のうちに懇親を深めた。

終わりに再度、杉村理事（兼支部長）による閉会の言葉が述べられ、午後八時過ぎ、お開きとなった。

Personal VeloBinder™
The revolutionary personal-size binding system.

美しく見られるために、生まれてきました。
OA時代にふさわしい画期的なバインディング・システム、「パーソナル・ベロバインダー」。企画書や、提案書、プレゼンテーション用の資料など、さまざまな書類を内容にふさわしい装丁にドレスアップします。

■とじ具（専用ストリップ）はわずか5㎜で、見やすく、書類のスペースをムダにしません。
■電気も、熱も、のりも使わないワンタッチ操作で、誰でもカンタンに使いこなせます。
■とじた後でも、とじ具の取り外しが可能で、ページの入れ替え、追加もできます。
■A4判用で、50枚（PPC用紙）までとじられます。
■値段も、サイズもお手ごろで、設置場所を選びません。

輸入元 三井物産株式会社

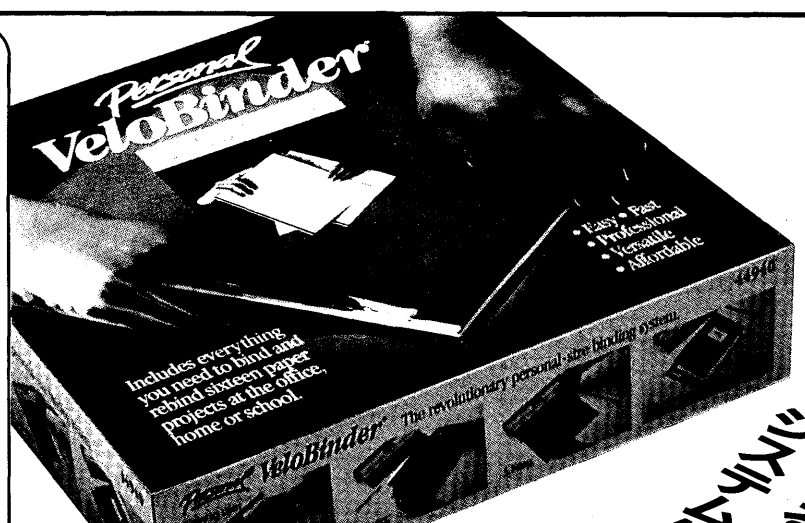

スリム、スマート、ビジネスバインディング。
パーソナル・ベロバインダー。
ロバインダーを革新するシステム。

パーソナル・ベロバインダー キット内容
●パーソナル・ベロバインダーパンチ A-4サイズ用 1個 ●専用ストリップス(黒) 8組 ●専用ストリップス(青) 8組 ●専用カバー/窓付き(青) 8組 ●透明プラスチックカバー(0.1mm) 8組 ●専用ツール 1個
セット価格 ¥19,800(税別)

We organize offices GINZA BUNGU

ステーショナリー/オフィス用品/OA機器/オフィスインテリア/デザイン用品/印章
銀座文具株式会社
■銀座店 東京都中央区銀座5－12－9 Phone 03-3542-9395
■新宿店 東京都新宿区西新宿1－7－2 Phone 03-3343-3566
■外商部 東京都中央区銀座2－14－17 Phone 03-3541-4491~5

歴史考察

歴史に想う（六）

人の褒の方―策謀のための褒め方もある（承前）

当時天下にならぶ者なき実力者である家康に、万座の中で褒められたことが自分は器量人であるという自惚れになりその年の五月に起きた夏の陣における作戦会議において、真田幸村、後藤又兵衛等の百戦錬磨の武将の建議を一切しりぞけ、いかにも自分が最高権力者であり、決定権者気取りになって大阪城の敗戦の原動力となってしまった。

家康の巧みな褒め言葉が、政治的な発言として成功したわけである。

これは家康だからできたことであり、また家康と大野修理との人物の差というか、能力の差というか、人の上に立つべき資質に欠けた者が指導者になった場合の例で、これは現代経営における倒産会社の内部的原因にも多く見られることである。

組織の指導者としての源頼朝の論理

平家の政権は、一族を中心に貴族としての立場に置き、古い律令体制である中央政権の中枢を掌握していたのに対して、頼朝の場合は鎌倉という中央から遠い所に本拠を置いた。

現実に生産を組織化し、武力をもって領主や名主階級を御家人という形に組織したことが主従の論理であった。この御家人の忠誠心、モラルを強固なものにするためには、肉親である範頼、義経の犠牲が必要であった。

頼朝という主君の命令に反するものは、たとえ実の兄弟であろうと、大功があろうと、厳しく処罰されるという実証を示したことにより、幕府という体制をゆるぎなきものにしたのである。

頼朝は、政治的打算、猜疑心、非情、冷酷の代表的人物で、鎌倉という京都から離れて客観的に政治判断できる所に本拠を置き、御家人という土地に根を張った部下を権力で支配した点に特色がある。

一方、義経を追討するという大義名分で、朝廷から全国に守護・地頭を置く許可をとり、権力支配と情報をとるための機関としたことである。

後白河法皇の政治的特色は強い者同士を争わせて主導権を自分で握り、行賞という朝廷の権威・権利を有効に使った点であった。

この代表的な例は、清盛の横暴に対して頼朝を、義仲に対しては頼朝及び義経を戦わせ、頼朝が平家討伐を完了すると義経を対抗馬に仕立てている。

頼朝は早くから後白河法皇の政治力に巻き込まれないため、表面上は朝廷を立て、朝敵にならないようにし、政治の実権を幕府という組織で握り、部下の論功行賞の奏請を頼朝の一手に掌握して、部下と朝廷との直接取引を禁止した。

これに対して義経は、天才的な戦争上手である反面、政治判断のまったくできないところに義経の悲劇があったのであるが、朝廷からの任官を頼朝の許可なしにうけて激しい怒りを買った。

奥州に逃げた義経に対して、朝廷の命令という形で討って差し出す圧力も藤原秀衡在世中は効果がなかったが、秀衡が死没するや、泰衡では頼朝に対抗できず、父秀衡の遺言を破り、義経を高館に急襲して義経の首を鎌倉に送った。

頼朝は予定の行動で奥州征伐の軍をおこし、奥州平泉の黄金と仏教文化を築いた名家藤原氏を滅亡させたのである。

しかし、この頼朝も自分の死後、北条氏の策謀によって源家が滅亡することを予見することはできなかった。

木下藤吉郎の企業ロス発見法

永禄三年（一五六〇）、織田信長に奉公して以来五年になった秀吉は、信長にその才能と機敏を認められ、下級将校として抜擢されて木下藤吉郎と名乗ることとなった。

当時、織田信長は清洲に城を置き、戦国の新興勢力として着々と近郷を征服し、天下をねらっていた。しかし、織田の周りには今川、斎藤、武田、浅井等の群雄が割拠し、特に駿河の今川義元は、大軍をひきいて上洛しようと着々準備中であった時代のことである。

織田家としては、来るべき戦いのために不要の経費を節約し、戦費の調達をしなければならないのに、薪炭の使用量が年に千両を超えるときいて、信長は藤吉郎に薪炭奉行を任命した。

現代の企業にあてはめれば資材部長というところだ。

かねてからこの仕事は役得の多いことを知っていた藤吉郎は二つ返事で引きうけたが、彼の考えは根本的に他の奉行とちがっていた。役得で私腹を肥やすような〝ケチ〟なことを考えていない藤吉郎は、大きく出世するためには織田家を大きくすることだと考えていた。

それには薪炭費の無駄を発見し、戦費を調達することである。

彼がこのロスを発見するために目をつけたのは次の二点であった。

一、仕入生産面にロスがないか。当たり前になっている役得をなくすためにはどうしたらよいか。

二、消費面に無駄がないか。また、公のために有効に使われているかどうか。

彼が奉行に就任すると、山元から手代が就任の祝いの挨拶にやってきて賄賂を差し出した。奉行交替時の例となっていることである。

（税理士・今村秀夫）

銘語録

人の世の中は、みんな勘ちがいで、成り立っているものじゃよ

池波正太郎
―剣客商売―

小説「剣客商売」の主人公秋山小兵衛が御用聞きの弥七に言っていることばで、さらにつづけて

「そのことに気づかぬのはいけないよ。いいかえ弥七。それほどに、人のこころを読むことはむずかしいのじゃ。ましてや、この天地の摂理を見きわめることなぞ、なまなかの人間のできぬことよ。

なれど、できぬながらも、人とはそうしたものじゃと、いつも、わが心をつつしんでいるだけでも、世の中はましになるものさ」と言っている。

まことに後から考えてみると自分の行動したことが正解であってことは少ない。

多くは誤解の上に世の中が成立しているとしか思えない。

どうも世のエリートと見られる人ほど自信の上に立って行動するせいか、間違いを犯しても、平気でそれを押し通してしまうことが多い。社会的に影響力のある人がこういうことでは困る。

人間、人生経験をつみ、苦労をすると多少は相手の立場を理解し思いやりもでてくる。

近頃は、相手に不都合を感じてもその場で直ちに責めることなく時間を、おいてちょっと考えてから全体のためになるかを判断し言うべきことをいうことにしている。それでもまだ智慧の足らなさを感じることが多い。

所詮自分の足らないのは仕方のないことだが、世の中が勘違いで成り立っているということを知っているかどうかは生活していく上で大きな力となる。

＜鍾　馗＞

税の歴史から

太平記ゆかりの地（南朝の巻その一）

<102>

近鉄の富田林駅に降りてバスで十五分もゆられると千早赤阪村の森屋に着く。千早赤阪村は大阪府下唯一の村で、このあたりは南朝の立役者楠正成ゆかりの土地である。

正成については戦後、散所の長つまり浮浪者を集めて社寺等の支配に属して運輸や土木作業や雑役等に勤める当時としては賤しい職業のボスであったとか、悪党つまり荘園内の反領主的荘民であったとか、辰砂の採掘権を持つ商人的武士であったとかいろいろいわれているが、いずれも推論の域を出ないのが現状である。

ただ千早赤阪村の楠公誕生地に立って見渡すと段々畠の中に相当な規模と思われる邸跡があり、周辺の山々金剛山までを自由に城とする事が出来たこと等を考えるとかなり有力な土豪であったことは間違いないと思われる。

千早赤阪村楠公史跡保存会では、当時の楠公の所領は七千貫で、内訳は南河内三千貫、中河内と紀州が各二千貫で、米に換算すると約五百石の大名とみている。この外、産出する水銀が資金源になっていたという説もある。

こうして下赤阪城に立てこもった時は五百人位だったという。

今日下赤阪城は開墾されて畑になっているが、本丸、二の丸等の跡が明瞭で、東条川と佐備川にはさまれて要害の地であった事がよくわかる。

上赤阪城址はその東南方にあって更に良く史跡が残されている。建武元年五月二十三日の御会始の時の楠公の歌が伝えられている。それは春日同詠仙家勝趣和歌という題で従五位下左衛門尉橘正成として「いけみずもよよすむほ□（この字も不明）をおの□（この字も不明）かへのやまとちぎりてあそぶかめかも」という歌でいささか意味不明なるもまだ護良親王の事件も無く楠公の一生にとって最も晴れがましい時の歌と思われる。

南北朝時代の土地の監理は本所、領家、預所、請所、領主、作主職、作人職のように何階級にも分かれて行われており、収穫物も当然分領されていたが、正成が戦死し、後醍醐天皇も崩御した頃になると、例えば延元五年二月二十三日に河内國小高瀬庄領家職が観心寺に知行されたのに、引渡しが完了していないという事で四月二十六日に國宣が発せられ、それも実行されなかったので十二月十五日に再び國宣が発せられている。

（公認会計士・税理士　岸本勝次）

信頼の旅をご紹介します

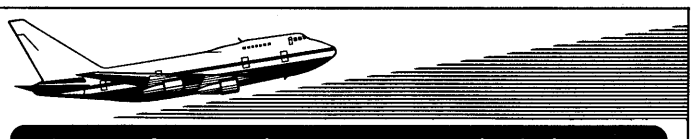

(株)日本会計士学館では海外・国内旅行に信頼できる旅行業者を指定いたしました。観光・業務渡航・社員旅行・新婚旅行等、お気軽にご相談願います。

特　典

1.主要な海外旅行パッケージ商品……定価の５％割引
三井の旅、ジャルパック、ルック、ジェットツアー、マッハ、ホリデイ、グリーニングツアー、ダイヤモンドツアー、レジャーツアー、地中海クラブ、スーパー、バリュー等定期的に商品発売されている標準商品。

2.特定の海外旅行パッケージ商品……定価の５％～３％割引
各旅行会社が募集している価格帯の低い商品。パレット、マイツアー、ベスト、アバ、ビバ、トリップ、ハウ等。但し催行時期、方面により特典をご提供出来ないケースもありますのでその都度確認願います。

3.主要な国内旅行パッケージ商品……定価の４％割引
三井航空国内旅行商品、全日空スカイホリデイ、赤い風船、日航ジェットプラン、ビッグホリデイ、エース、メイト、サミーツアー、ナイスウイング、ハトバス旅行等の定期募集の標準商品。

4.その他、各旅行も相談に応じます。

ご利用方法
●お申し込みは直接エムオーツーリストへお願いいたします。
●お申し込みの際は「公認会計士の○○です」「○○事務所の○○です」等この制度の利用者であることを、お告げ下さい。参加される方全員が特典の対象となります。
●旅行代金等は直接エムオーツーリストへお支払い下さい。(クレジットカードご利用の場合は上記特典の適用はご容赦願います。)

お問い合せ、お申し込みは下記担当者まで

㈱日本会計士学館指定旅行会社
M.O. TOURIST
エムオーツーリスト
(旧社名 三井航空サービス)

東京都中央区日本橋室町 2-3-16 三井６号館１Ｆ
営業時間 9：00～17：15(平日)土・日曜日、休み
☎03-3242-0866

担当者
塚田　隆子(ツカダ)
片見　良江(ヘンミ)
桜井　和美(サクライ)
責任者
村山　義輝(ムラヤマ)

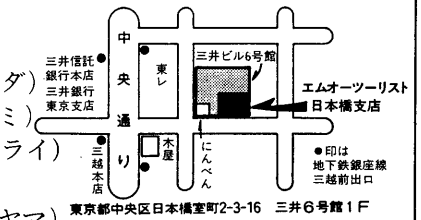

東京都中央区日本橋室町2-3-16　三井６号館１Ｆ
営業時間 9:00～17:15(平日) 9:00～12:15(土曜)

㈱日本会計士学館 ☎03(3815)3414㈹